

日の、堂々廻りの皮切りとなつた。

右質疑打ち切りの動議は、一七一對一二七の多数で可決した。すると、政友會側は、轉じて、議事進行に藉口して發言を求むるの戦法に出で、之に依り、菊池謙二郎(無東武政)高橋熊次郎(政三)君は、交々立つて、質問を續けた。

菊池君はいふ。質疑の打ち切りは言論の壓迫である。言論を壓迫することは、議事進行に對する議長の公平なる態度となすことが出来る歟と。東君の質問は、一層巧慧で、私には討論に入るに先き立つて、大藏大臣に對し、斯く々々の質問をするつもりであつた。然るに、大藏大臣は、震手所有者の氏名は、什麼しても言はれぬと述べ、且つ私の質問せんとするところは、動議に依つて打ち切られた。斯くては、此の立法院は、本案に就いての審議を進められぬことになるが故に、敢て議事進行の必要上、考慮を促すといふのであつた。高橋君の質問の際には、私は、小用のために席を立つた。すると『大臣はどうした』『大臣は出る勇氣がないのか』『出席せねば休憩とせよ』などと、反對黨はますます騒ぎ出した。日程は、震手整理案であつて、議事進行案ではない。議事進行に對する質問が、國務大臣に、直接

の關係が有るもの歟、無いもの歟。さういふ簡単な判断さへ付かないほど、彼等は、亢奮し、熱狂して來たのである。

第二回目の堂々廻りは、この時に行はれた。これは與黨が、敵の老獪なる戦法を挫くために、日程の議了に至るまで、一切の議事進行に關する發言中止の動議を提出し、その可否を記名投票に依つて決することゝなつた爲めであつた。

此の動議が、一四六對一一三を以て可決すると、今度は、政友會の砂田(重政)君が、日程に對する議事延期の動議を提出し、第三回目の堂々廻りの末、これは、一〇五對一四七の少数で否決。續いて實同の羽室(庸之助)君より、一時間休憩の動議が提出され、第四回目の堂々廻りを行ひ、一〇二對一五〇にてこれまた否決。更に實同の千葉(三郎)君は、本案に對し、議長指名二十七名の委員を設け、その審査を附託すべしとの動議を提出し、その提案理由の説明において、藏相が、手形債務者の氏名の發表を拒めるは、議員の協賛權、審議權を奪ふと同様であると難じたが、此の動議に對する賛否の討論に入らざる以前、與黨側は、千葉議員提出の委員會



再附託の動議は、討論を用ひずして決すべしとの動議を出した。そこで、以上二個の動議に對する第五回目、および第六回目の堂々廻りは、続けさまに行はれた。

議場の喧騒はいよいよ猛烈となり、嵐のやうな混亂が屢々襲うて來た。この時、政友會では、西方(利馬)君を演上に送つて、政府は、震災手形の振出人、および個人裏書人、並びに手形金額を明示すべしとの決議案を提出せしめた。同君は、提案理由の説明において、右に關し、『政府が何處までも明示せぬ以上は、自分は、分の手で調べたものを諸君に紹介する』と怒號し、震災直後の震手二十一億圓を、手形貸付金と割引手形との二つに分類して、東京の著名銀行より、地方の各銀行に至るまで、これが所持銀行名と金額とを、洗ひざらひ發表して、現存の二億七百萬圓の震手内容を暗示するに止まらず、その上に、無責任なる世上の流説を根據として、之に種々なる揣摩憶測を加へ、臺灣銀行の震手所持數、および同行と鈴木商店との關係を捲くしたて、本整理案に對し、極度の敵意を示しつゝ、『諸君が此の案に賛成なさるといふことは、そこに、何等か不純な點があるのではなからうか』といふ事を、我々は疑はざるを得ない』とまで強辯した。

右の決議案に對し、質疑討論を用ひずして、直ちに採決すべしとの動議は、與黨側から提出された。依つて、此の動議の賛否を決する爲め、第七回目の堂々廻りとなり、次いで、右決議案の採決に、第八回目の堂々廻りは行はれたのである。

與黨側は、遂に最後の對抗策として、本整理案が討論に入るまで、一切の動議および質疑を許さずとの動議を提出した。此の前後、議場の混亂は最早や言語に絶し、政友會の議員約二十名は、一齊に演壇を襲ひ、議員と議員と、議員と守衛と、入り亂れて格闘した。殺氣は満場に漲り、異様の騒音は耳を聳した。それは、まさしく憲政が軌道を脱して空廻りせる呪ふべき反響であり、同時に政黨が破滅の谷底に雪崩れ落つる凄慘の光景であつた。

議長は止むなく、一時休憩を宣した。休憩前與黨最後の動議は、撤回せられて、午後十時四十八分再開後、此の日の衆議院は散會となつた。



## 一、政黨本位の攻撃集中

翌三月四日の衆議院は、形勢依然として險惡であつた。

震手整理案に對する討論は、政友會の吉植(庄一郎)君から始められた。同君は、縦横無盡に、政府案を攻撃し、滔々、數千萬言におよんだが、その要旨は、政府が震災手形の内容並びに金高を明示せざるを難じ、本案に依つて、救濟さるゝものは、特殊の二三政商なりといふに盡きた。吉植君が、討論に依つて期するところは、畢竟、いかにせば、國民をして、政府の眞意を曲解せしめ、また、いかにせば、人心を動搖せしめて、政界財界を不安に陥れしむるを得るかといふ。此の一點に集中されたるものゝ如く見られた。果然、その反對論の終りにおいて、憲本聯盟のこゝとに言及するや、同君の舌鋒は、辛辣險峻、實に當り難きものあるを示した。同君はいふ。

……然るに昭和の初頭に於て、總理大臣若槻君は、如何なる方針を以て、此の昭和新政

の初頭に向つて貴方の職責を盡さんとするか。昭和新政の初に於て、御大喪の終らざるに先だち、互に國民が誠意を以て國事を遣つて行かうと云ふ意味が、即ち三黨首會合になつた。是れは互に誠意を披瀝して、初めて行はれたものである。故に吾々は、政府提出の豫算案も、此三黨首の時局に對する誠意を信頼して、無條件に不信任案を撤回し、更に豫算案を無條件に於て之を通過せしめた。誠意に對して誠意を以て國民は應へた。然るに今や一轉して、昨日の仇敵と手を握つて、忽然として憲本提携の聯盟を結んだ。吾々は政治上に於て、技巧の點から考へるならば、若槻君の手腕は實に絶大に巧妙なるものであると三嘆する。何となれば、我が首を取らんとして來た所の其政敵の一部を拉し去つて、之を我が第一戰に並べて之を聯合軍に入れて……而して豫算案の通つた後に、本案の如き危険なる、不思議なる、幾多の法案を無條件で通して行かうといふ、此御手際に對しては吾々は洵に感服する(拍手)。憲政會の諸公の一大成功であると吾々は思ふ。技巧の上からは、近來起つた政治上の出來事で、此位に一晩の中に局面を轉回して、敵を捉へて我が戦線の第一線に立たしめて、鬪はしめて、此難關を切抜ける、是は政治上の技術者としては天晴れなものである。(速記録)



と。すなはち、その論點は、政黨行動の當否にあるのであつて、斷じて國家國民の休戚安危に存するものではなかつた。田中總裁が、政界形勢の變化を理由として、震手整理に對する私への誓約を破棄した眞意は、取りもなほさず、茲に在つた。同君は更らにいふ。

吾々は斯の如き若槻總理大臣の不誠意に依つて、折角開かれたる三黨首會合の立派なる序幕は、之に依つて、見事に打壞はされて、而して吾々は、或る一派の爲に賣られて欺かれたと云ふことの譏を蒙つて、喜んで居なければならぬやうになつた。吾々は、欺かれたることを光榮とする。少しも悔まない。欺く者はか、欺かるゝ者非か。公論は天下にある（「ヒヤ〜」拍手）政治は必ず、正義公道を取る者の勝に歸するものである。吾々は、斯の如き暗黒より暗黒へ物を持つて行くやうな……風呂敷に包んだ儘に……多大の國民の疑を風呂敷に包んだ儘で、衆議院を通して、まだ貴族院がある。言論機關がある。天下の輿論は必ずや翕然として吾々と共に此法案に反對すると思ふのであります（拍手）吾々は、以上の趣意に依つて、本案を否決すべしと絶叫するのであります。（同速記録）

吉植君の反對演説に次いで、憲政會を代表せる田中萬逸君の賛成演説があり、續いて、東武政、津崎尙武、本、加藤十四郎、憲三君の賛否に對する演説があり、武藤君は、此の日もまた、反對論を繰返して、極力、震手所持銀行震手關係者を祕密にするを難じ、續いて、湯淺凡平（新政君）の反對論を最後に、討論打ち切りとなつた。斯くて第二、第三讀會を一氣に終り、案はいよいよ此の日を以て、貴族院に送附されたのである。

### 三、貴族院の震手案審議

貴族院にては、翌三月五日を以て、愈、衆議院より送附の震手整理案を上程した。私は開會劈頭、衆議院におけると同様、提案の理由を一わたり説明したが、曩日の、衆議院の不穩の形勢、險惡の空氣は、貴族院にも反映し、議場の光景に、一種の緊張味を感せしめた。私の説明終るや、高橋琢也議員は起つて、震災手形の性質、範圍等に互り、綿密なる質問をなし、終りに、衆議院において、政府が震手の内容お



よび關係者を祕密に附せる理由を詰り、且つ、若槻首相に對し、衆議院における紛擾混亂につき、如何なる感想を持つかと、痛烈なる質問を放つた。

私は、高橋議員の質問を機會に、本案に對する、貴族院の認識を明確にすべく、震災當時の事情より説き起して、財界の現状に及び、極めて詳細に答辯した。さうして、震手所持銀行、および、手形振出人の姓名の如きは、問題そのものが、震災當時より持ち越されて、現在に至つて居るのであつて、現内閣には、關係なきことであるから、之を明示するに、何の憚るところもないのである。しかし、私が種々なる批難攻撃を忍んで、極力發表を避くる所以は、これが爲めに、財界に悪影響を及ぼさんことを、憂慮せる結果に外ならぬ旨を述べた。また、高橋議員の質問中、政府は、非募債主義を撤回云々の點に就いては、『私は、現内閣が、非募債主義なるものを立てたりといふことを、一向に知らぬ。もちろん、公債を成るだけ募集せぬようにするといふことは、政策上の方針としては採つてはゐるが、しかし、主義として、斯かることを標榜した事實はない』と答へた。(附録第七三頁―第七五頁参照)。

衆議院の混亂に對する若槻首相の答辯は、實に明快を極めてゐた。首相は言

ふ。

高橋君より、一昨日の衆議院に於ける議事の場合に就いて、私の感想を御求めになつたのであります。是れは、過日衆議院に於ける豫算會議の場合に就いて、また同様な御質問を受けました時に、私申上げましたが、衆議院に於ける衆議院の行動に就いて、私が感想を述べ、又は批評すると云ふことは、宜しくないと考へますので、當時も其ことは御断り申上げたのであります。

衆議院の議員諸君が、問題になつた事柄に就いて、賛成をせられて居る人がある。其反對をして居る人は、許されたる方法の總てを選んで、反對の目的を達しようとなつて、賛成をして居る諸君は、また許されたる方法の總てを盡して、其問題の解決をしようとなつて、めらるゝ。それは、私は、各、當然なることであると思ひます。一昨日の衆議院の議場に於て、賛成論者反對論者、各、其主張を貫徹する爲に、努力せられたことであらうと私は考へますけれども、其事柄に就いて、總理大臣として、此處で批評をすると云ふ事柄は、私は好みませぬのみならず、左様なことをするのは、宜しくないと存するのでありますので、高橋君の御質疑はありましたけれども、是は御断りを申上げます。(速記録)



と。貴族院の態度は、さすがに冷静であり、且つ落ち着きがあつた。首相も、私もその言はんとするところを、充分に言ふことが出来た。案は、此の日、阪谷男の動議に依つて、徳川議長指名のもとに、左記十五名の特別委員に附せられた。

林博太郎伯(研)、前田利定子(研)、裏松友光子(研)、阪谷芳郎男(公)、石塚英藏氏(茶)、福原俊丸男(公)、池田長康男(公)、阪本鈺之助氏(無)、橋本圭三郎氏(交)、菅原通敬氏(同)、馬場鑓一氏(研)、樺山資英氏(無)、大橋新太郎氏(研)、坂田貞氏(交)、左右田喜一郎氏(無)

斯くて特別委員會は、三月七日より開會。林博太郎伯を委員長に擧げ、二十一日まで、前後八回續行開會されたが、委員會における審議の要點は、ほゞ次の三つに分れて居た。すなはち、第一は、法律論であつて、日本銀行が、此の法案に依つて、政府より損失を補償せらるゝところの一億圓は、代位辨償であるか、どうか、といふ點。第二は、斯くの如き法律論を離れて、本法案は、果して、現在の財界不安を救済する最善の方策なりや、否やといふ實際論。第三は、本法案に依つて救済を受くべき銀行中、その主なるものは、特別銀行たる臺灣銀行であるが、同行の裏面に

は、鈴木商店等一千萬圓以上の震手振出人が二三控へて居る。この二三商店の救済は、一般銀行救済と如何の聯絡を有するか、といふ政策論であつたとおもふ。それに就き、各委員の所見は、必ずしも一致せぬ爲め、案は、容易に滑らかに通過しなかつた。殊に、私の當惑したのは、委員會の意嚮が、私より臺灣銀行を救済するといふ言質を取らうとするにあつたことである。

在態にいへば、當時、震災手形の額は、特殊銀行と普通銀行とに、およそ各折半せられてゐた。特殊銀行所持手形のうち、其の大部分は臺灣銀行。次は朝鮮銀行であるが、普通銀行中、救済を要するものは、既に前段に示せる如く、十一銀行を算し、その預金總額は五億圓に上つて居るのであるから、若し、此の法案が通過しないとすれば、これらの普通銀行は、立ちどころに致命傷を受け、従つて、預金者に重大なる損失をおよぼさねばならぬ。それ故に、私は、普通銀行に對する救済の必要を、特殊銀行のそれ以下に置くことは、斷じて承認し得なかつたのである。

そこで私は、努めて貴族院側の希望するが如き言質を與へることを避け、委員會に對し、それは、井上(準之助)君と市來(乙彦)君から聽いて貰ひたいと云つた。し



かし、井上市來の兩君は、私の味方ではなくして、寧ろ臺灣銀行の味方であつて、兩君は却つて、私から、臺灣銀行救済の言質を取らうとした。言質を取らねば、安心が出来ないからであつたらしい。

それには、兩君としては相當の理由があつた。といふのは、當時の臺灣銀行頭取森廣藏君は、井上君の推薦した人物であつて、臺灣銀行の破綻は、井上君が情誼上忍び難しとするところであつた。加之、當時東京における數個の有力銀行は、臺灣銀行に對し、いづれも、巨額のコールを出してゐた爲め、臺灣銀行の破綻は、惹いて、それら有力銀行の破綻を誘致する恐れがある故に、日銀總裁たる市來君としては、臺銀の窮狀を坐視するを得ない關係にあつた。斯うしたことが、兩君をして、私から、臺灣銀行救済の言質を得ようとせしめた所以に外ならぬとおもふ。

その結果、特別委員會においては、本法案を可決する爲めに、左の如き三項の附帶決議をした。さうして二十三日の貴族院本會議に報告の上、大多數を以て、案は同院を通過したのであつた。

一、震災手形損失補償公債法並に震災手形善後處理法の運用に就きては、審査委員會を設

け、嚴正公平なる審査を遂ぐること

二、政府が震災手形善後處理法の成立は、震災手形所持銀行全部の地位を鞏固にするにあつても、殊に臺灣銀行の爲め、絶対に必要なりとの言明に信頼し、此の際已むを得ざる處置なりとして、之を承認するの外なきも、政府は速かに調査委員會を設け、更に同行の鞏固なる基礎を樹立する爲め、適切なる法案を立て、帝國議會の協賛を経べきものは、其の措置をとること。右法案成立し、之が實行せらるゝ場合に於いては、政府は同行に對する震災手形善後處理法による貸付金を回收すること

三、前二項の委員會の委員には、貴衆兩院議員を加ふること

かくて、第五十二議會において、政界の惡氣流に弄ばれ、議場に萬丈の波瀾を捲き起し、爲めに、一時はその成否をさへ危ぶまれた震災手形損失補償公債法、並びに震災手形善後處理法は、漸く三月二十九日を以て、法律として、公布された。また右の附帶決議は、五月五日、勅令第六十九號により、臺灣銀行調査委員會官制の公布となつて、いよいよ實行の運びに移されたのである。(本書附録第七六頁―七七頁参照)



## 四、『衆議院の秘密會は筒抜け』

政友會並びに實業同志會の一派は、震手整理案が衆議院を通過し、貴族院に送附せられてからも、依然反對の氣勢を煽り、追撃の手を緩めなかつた。彼等は、それが財界一般に、如何に憂ふべき影響を與ふるかを、毫も顧慮するところなく、ただ之に依つて、若槻内閣の政策遂行を妨げ、憲本聯盟成立の腹癒せをすれば、能事足れりとなすものゝ如く見られた。

私は衆議院における豫算委員會において、またはその本會議において、屢々、執拗にして苛辣なる、これらの人々の質問の的に立たざるを得なかつた。

三月十二日の本會議のことであるが、實同の一議員は、開會劈頭、私の前日貴族院における答辯の言葉尻を捉へて、『大藏大臣の心事が陋劣にあらずんば、何故に、震手の内容を明示せぬか』と、繰返して迫り、東武君もまた、議事進行に藉口し、『片岡藏相は、貴族院の委員會において、斯ういふことを放言してをる。衆議院に

おいては、筒抜けである、秘密會を開いても、筒抜けになるのであるが、貴族院においては、相當の處置を取りたいと考へて居る云々と。それからまた、藏相は、鈴木商店の震手關係に就いても相當明示してゐるが、衆議院と貴族院とにおいて、何故に藏相は、斯かる差別待遇をなすか』と、猛襲し、濱田(政君)の如きは、議事進行に關する緊急動議を提出し、大藏大臣の貴族院における答辯は、我々に對する政治的重大なる侮辱なるが故に、政府が相當反省の實を示し、我々の満足する程度に、すなはち、我々の信用を維持する程度に、必要な政治上の行動を取るまでは、衆議院の議事は一切之を中止すべしと提議するに至り、議場はまたもや、紛然たる喧騒に見舞はれたのであつた。

私は壇に起つて、反對黨の誤解を訂すに力めた。自分として、斷じて衆議院の信用を疑ふものではない。『あそこの秘密會は、筒抜けの秘密會である——』と斯う速記録にある以上は、自分は云ひ誤つたに相違ない——として見るより外にない。しかし、自分は、さういふ趣旨で云つたのではなかつた。貴族院で秘密會



を要求せられて、自分は少しく考慮する點もあるから、秘密會にはしたくない。かういふことをいふ趣旨で、云ふたことであつた。さうして、此のことは、既に貴族院の委員會に圖つて、諒解をも得て置いた次第である』と、答辯した。

濱田君の動議は、少數を以て否決せられた。此の日は、さすがに堂々廻りには至らなかつた。衆議院の秘密會が、筒抜けで有るか、無いか、は、議員の何人も、おのれの心に問へば、解ることであらうし、また、私は、もちろん、筒抜けであつてはならぬことを、切に祈つて止まぬものであつたのである。

### 五、私に對する問責案提出

衆議院の豫算委員總會は、本會議よりも、更らに反對黨の敵意が露骨に示された。三月十四日、例の吉植君は、銀行破綻の場合に、政府は如何なる手段を取るかなどと、極めて抽象的なる質問を試み、得意の毒舌を振ふて、毫も假借するところがなかつた。そこへ、東京渡邊銀行の支拂停止の報告が到着した。それを、私が、

總會の席上で發表したといふのが、問題となつた。爲めに、十九日の衆議院においては、小川(平吉)君外十三名より、私に對し、左の如き決議案が提出せられた。

片岡大藏大臣は、本院に於ける震災手形法案の審議に際し、財界動搖に藉口して緊要なる内容事實の發表を拒絶したるに拘らず、貴族院に於て之を説明したるは、不信無責任の行爲にして、國務大臣の職責上許すべからざるものなるのみならず、同大臣は、又本院豫算委員會に於て、現に營業中の銀行に對し、已に破綻せりとの宣言を爲し、依て財界の動搖を惹起したるは、極めて重大なる失態なりと認む。右決議す。

該決議案に對しては、東武君が、その提案の趣旨を説明した。討論に移つて、川崎安之助(民)、中村啓次郎(本)兩君の反對、大口喜六(政)、板野友造(政)兩君の賛成の各演説があり。終つて、私は起つて、次の如く、その所信を披瀝した。

ただいま決議案に對して、御提出の理由、賛成の理由等を御述になりました。此の點に付きましては、別段辯駁も致しませぬ。たゞ違つて居りますところの事實を明にして置くことは、是れは、私として、又國務大臣として、當然であると思ひます。

第一は、衆議院に於ける質問に對する答辯を避けた事を、貴族院に於いて之を述べた、



是が第一の非難であるやうであります。其の御論の中には、臺灣銀行、鈴木商店等の關係に就いて、色々御話がありました。是れも數字は違つて居ると私は思ひますが、此の辯駁は致しませぬ。尙且つ、此の事實は、現内閣の時代に於いて出来た事實ではありませぬ。既往の内閣に於いて皆出来た事柄であります。其の既往の出来事に對して、相當の整理をしなければならぬと云ふ立場に立つて居るのであります。しかも今日、經濟界の不安の時に當つて、其の銀行の内容、其の商店の内容とかいふが如きことを御話すると云ふことは、私としては、決してしない事であります。諸君が茲に、容易く仰せらるゝことは、私は遺憾千萬におもふ。今日の財界は、極めて神經過敏でありまして、不安の念を懷いて居る時に、非常に悪く聞えるが如き動作を取ると云ふことは、財界に對して、忠實なる處置ではないと私は思ひます。私は決して、貴族院に於いて、臺灣銀行の内容とか、鈴木商店の内容とかいふが如きことを、公言した事はございませぬ。唯本院に於いては、手形の持主とか、其の持つて居る銀行の名前とか、其の名前と同時に、數量等を示せと云ふこととございしましたが、是は、私は、絶対に御斷り申した。貴族院に於いても同様であります。唯貴族院に於いては、銀行の名前を求めるにあらずして、特殊銀行と普通銀行との二つに分けたと

ころのものを聽かせんかといふ、求めであります。是れは、妨げの無い事であると思ひましたから、求めに應じただけであります。本院に於いては、左様な求めは承らず、銀行の名前を言へ、手形の持主を言へ、持つて居る銀行の名前と共に、分量を云へ、と云ふことが、諸君の御求めであつたのであります。それは、應ぜられぬと申した。斯の如き次第でありまして、本院に於いて答辯を避けましたことは、やはり貴族院に於いても同様でありまして、決して不信の行爲を爲したることはありませぬ。

次に、東京渡邊銀行に對する事柄であります。是れは、本月十四日午後四時少し前の衆議院豫算委員會に於て、私が述べたのであります。其の事柄は、當日銀行の専務取締役並に常務取締役が大藏省へ出頭致しまして、支拂停止の已むを得ざるに立ち至つたから、本日支拂停止を致しまするといふことを申出たのであります。其の事を、私が衆議院豫算委員會に御話を致したのは、銀行營業の時間をよほど過ぎさつてをつたのであります。それ故に、私が豫算委員會に申したことの爲めに、當日取付を爲したといふが如き事實は、一切ありません。而して、いま板野君の御論になりました一時破綻を來したところの帳尻——すなはち、交換尻の決濟を致したといふことは、是れは、先日本會に於いて私



は申して置いた、手形交換所の取組と云ふものが——此の組合せと云ふものが——此の組合せの中で、決済が出来ないといふことになりますると、取引関係を致して居る方面には、すなはち、取組を致して居る者には、非常の困難を惹き起す事柄でありまして、翌日に於いて、此の組替をしなければならぬことになるものであります。さういふ譯のものでありますから、其の交換尻の決済を致して置くことと云ふことは、同業者に對し、經濟界に對し、出來得る限りの力を盡して爲すべきことでありまして、是れは、東京渡邊銀行として、窮した時に於いても、その事を顧慮した處置は、まことに褻むべきことであると云ふことを、私は言つたのであります。さうして、翌五日の新聞に、東京渡邊銀行の名を以て、支拂停止の已むを得ざるに至つた徑路を、ずつと廣告致して居るではありませぬか。即ち、一旦營業休止をして、自己の私有財産を提供して、之を資金化して、以て預金者に對する迷惑を掛けないうやうにするといふことを廣告して居るのでありませう。斯の如く、其の顛末も明になつて居りまするし、私が本院の委員會に於いて申した時刻は、既に營業時間を過ぎ去つた後であります。監督を致して居る者が、其の監督を受けて居る者よりして、届け出でました時に、之を公に致すと云ふことに於いて、何等不都合はないと私は信じて居る。(速記録)

私に對する問責案は、採決の結果、少數にして葬り去られた。同時に、此の問責案それ自體も、私にとつては、別にたいした意味を有するものとは考へてはならない。だが、斯かる提案をみるに至つた「事實そのもの」に就いて、私は後人の爲めに、之を明確になし置く必要ありとおもふが故に、以上、當日の議事速記録の一部を採録したものに外ならない。



## 第二 政治闘争の経済的大波動

斯くして、多事なりし第一次若槻内閣の第五十二議會は、三月二十六日を以て、閉會した。此の議會において私の所管に係る震手整理、第二税制整理等を始め、財界再建に資すべき重要法案は、殆ど皆悉成立するを得た。が、奈何にせむ。ひとたび反對黨の妄動により、刺戟せられた財界は、果然、一波萬波を捲き起し、遂に斯界空前の金融大恐慌にまでぶち當らねば止まなかつた。

東京渡邊銀行が、議會開會中、三月十四日を以て、破綻を暴露したことは、前段に述べた。同銀行は、當時資本金五百萬圓、拂込二百萬圓、諸積立金百三十五萬八千圓を計上し、先代渡邊氏およびその一族の出資に係り、その前身たる第二十七國立銀行時代より、經營の堅實を以て、世に知られてゐたが、一族中に、歐洲大戰當時、

種々の新事業に係り、且つ、渡邊商事會社を新設して、貿易業にも従事し、之に銀行の資金を放出する等、漸次その經營振りが放漫に陥つてゐたところへ、大正九年の春、戦後の財界反動に會して、大打撃を蒙り、續いて、關東大震災に祟られ、預金の引出さるものおびただしく、爲めに、一層の窮迫を來し、加之、前年、破綻したる上毛モスリンとの關係が、同行の金繰りを、いやが上に不良ならしめたものと謂はれる。諸貸付金合計三千八百餘萬圓のうち、前記上毛モスを始め、回收不能乃至困難なるもの、一千萬圓以上。日本銀行において再割引されてゐた震災手形は、六百五十萬圓に上つてをり、日歩九十錢以上の高利を拂つて、資金を才覺せねばならぬこともあつたといふから、その窮狀は、想像するに餘あらう。そこへ、議會において、震手問題が喧ましく、論議され出して、世人の注視が、一時にあつまり、頻々と預金の引出しをうけたものだから、最早や、一堪まりもなかつた。

東京渡邊銀行の休業當日、すなはち三月十五日には、その姉妹銀行たる、あかち、貯蓄銀行も、同様、支拂停止を發表した。之に端を發して、十九日には、中井銀行の



休業となり、續いて、村井・中澤・左右田八十四銀行も、預金者の猛烈なる取付けをうけて、二十二日、一齊に休業し、人心の動搖、財界の不安は、名狀すべからざるにおよんだ。爲めに、中野銀行、尾張屋銀行、東京貯藏銀行等を始め、東京の二三流銀行は、その金額の多寡に論なく、殆ど全部取付けを蒙り、その混亂の状は、大正九年の大恐慌當時に髣髴たるものがあり、殊に、僅々一週間以内に、七銀行の休業を見たる如き、本邦金融史上、未曾有のことと謂はれた。

### 一、問題の東京渡邊銀行

東京渡邊銀行休業の前日たる三月十四日、同行の専務渡邊六郎君、外常務一名が、大藏省へ出頭して、支拂停止の止むなきに至つた旨を述べたことは、私が前に掲げた議會の答辯通りである。それは、此の日午後一時頃のこと、渡邊専務等に會ふたのは、田大藏次官であつて、私は、豫算委員總會に出席中、同次官より、右の報告を受けた。その顛末を明かにする爲めには、私が、十五日衆議院において

海原代議士の質問に答へた左の速記録が、最も役立つとおもふ。

(略)當日(十四日)大藏次官より、『東京渡邊銀行本日午後一時過ぎ、三十三萬七千圓手形交換尻を決済する能はず、遂に支拂を停止す』。此の事は、渡邊六郎——渡邊銀行の渡邊六郎、専務取締役——と内藤恒吉(常務取締役)此の兩氏が、大藏省に見えまして、『種々の御心配を下さつたのであるが、遂に此始末に至りましたから、支拂停止を致します』。それは、何時發表しなければならぬやうになりますか『次官が』斯う申しましたら、『それは最早致方がありません』本日發表を致します』。『是は重大な事であるから、議會に居る國務大臣にも報告せんければなりません』。『是より私(次官)は議會に参ります』。斯う申しましたら、渡邊六郎氏は、『私は未だ會て、斯様な場合に遭遇した事はございませぬが、今後の處置は、如何にして宜いか、御考を承りたい』と、云ふことでありましたさうです。是に於て事務次官は、『それは普通銀行課長に打明けて、御相談になつた方が宜しうございませう』と言ふて、其の席に立會つて居る原田事務官をして、普通銀行課長に引合せをさせて置いて、本院(衆議院)に參つて、此の書面を私に提出したのであります。



時あだかも、私は、豫算委員總會において、反對黨の委員から、震災手形に對し、さかんに追撃を受けて居たことも、また前段に述べた通りである。しかし、私は、今直ぐに、渡邊銀行の破綻顛末を發表すれば、人心を動搖せしめ、銀行界に不安の念を惹き起さしめる虞れあるをおもひ、銀行の營業時間の過ぎ去るを待つて、發表した。その時は、銀行破綻に關する吉植君の質問直後のことであるので、渡邊銀行の事實に觸れるのは、極めて自然のことであつた。私は、反對黨の難するが如く、議員の質問に無關係のことを、ことさらに言ひ出したものでは、斷じてなかつた。此のことに就いても、私は、三月十五日、衆議院において、吉植代議士に對する左記答辯中に、既に明かにしておいたのである。同じく速記録を引用する。

只今吉植君は、午後一時半と仰せられましたが——私が豫算委員會に於て、御話を致したやうに仰せられました——之は、當日大藏省事務次官より、私が報告を受けました時は、午後一時四十五分くらゐな時であります。それは銀行法案の議事を致して居る時に、其の委員會の席上へ、田次官は、今の報告書(前記)を持つて参りました。そこで、答辯を終つて、大臣室に引揚げたときには、事務次官が大臣室に入つて來て、今、渡邊六郎君や内藤恒吉君

が、斯様々々言つて届を致したと云ふことを、詳細に申したのであります。それから豫算委員會に、私が出席を致しましたのが、午後二時過ぎであります。確か當日の午後の委員會は二時から開かれたと思ひます。今一時半と仰せられましたが、一時半には豫算委員會は開けて居なかつたと思ひます。それから、私が今の答辯を申上げたことは、午後四時ちよつと前であつて、四時に垂んとする時であつたと思ひます。銀行が今の交換尻の決済を致しました時は、昨日(十四日)の丁度午後三時を打つた時である。若し三時に遅れませんでしたならば、當日の間に合はなかつたのであります。そこまで——一體は午後一時に決済すべきものが、午後三時までになることを待つたのであります。

私が豫算委員會に御話を致したよりして、取付が始まつたと仰せられますが、其の時刻には、銀行は最早定刻に門を締めて居る時である。其の後に門を開いて居つてからに、取付が行はれたと云ふ事實があるや否やは、是れは調べて見ぬと分りませぬが、銀行の營業時間は、過去つた後であります。私は銀行の責任の地位に在る者から、報告を受けたことを、諸君の御心配になつて居る席上に於いて、御話をすると云ふことは、不都合でないのみならず、諸君——吉植君の質問と云ふものが、銀行の破綻を來したときには、如何にするか



と云ふことを問はれて、それを答へてゆきをる時に、御話をして居るのであつて、木に竹を接いだやうな御話はしてをらぬのであります。

もとより私は、責任のあることならば少しも辭しませぬ。併しながら、此の行動に於きましては、何等私は失態を致して居るとは思はぬのであります。是れだけを申して置きます。

ありのまゝの事實は右に盡きてゐる。なほ言を加ふることを許さるゝならば、私は斯く事實を明かにすると同時、東京渡邊銀行の破綻を、まづ委員會の諸君に告ぐることによつて、およそ銀行問題を黨略的に利用することの、如何に戦慄すべき結果を生ずるかの実例を示し、これに依つて、賢明なる諸君の自省自重を求めたい、とおもつた。しかし、それは私の極めて獨斷的の考へに過ぎなかつた。反對黨諸君の耳は、如何なる常識上の事例をも、容るゝ餘地さへないことを、私は間もなく、諸君の種々なる質問によつて知ることが出來た。私は實に、呆然たらざるを得なかつた。

## 一、私は銀行に死刑を宣した乎

右様のしだいで、私が、東京渡邊銀行の破綻を發表したのは、銀行の營業時間の經過後であつた。この事實は、反對黨の諸君が、

『片岡は生きて居る銀行に死刑の宣告をした』

といふ批難を、事實それ自身が、はつきりと打ち消してをるのである。然るに拘らず、その批難が、いかにも確實性を有するが如く世に傳へられたのは、什麼いふわけであるかといふに、外でもない。東京渡邊銀行は、大藏省に休業の止むなき旨を届け出でた十四日午後において、その日の交換尻を決済したからである。そこで私を批難する者はいふ。『手形交換尻の決済をなし得た以上、その銀行はまだ死んではゐない。それにも拘らず、片岡は輕率にも休業云々と、豫算委員會で發表したのである』と。



だが、手形の決済といふものと、銀行經營者の休業の意思とは、別に不可分の關係を有するものではない。議會において、これまた私の説明した通り——誰れも承知のはずのことだが——謂ゆる手形の交換は、當日交換所へ出て來た手形を、色々組み合はせたものに就いて、銀行が決済することになつてゐるので、その組み合はせたものが、一つ停頓すると、その組み合はせ全部を遣り直さなければならぬといふ、非常に複雑なものである。だから、東京渡邊銀行は、自分のところの手形の決済だけはつけて置かないと、他の各銀行に非常の迷惑を及ぼすが故に、什麼にか、決済だけは付けたに過ぎない。それ故に、單に交換尻の決済云々を以て、私に對し謂ゆる死刑の宣告云々の批難は、見當外れと申さざるを得ぬ。東京渡邊銀行の代表者が、主務省に來つて、支拂停止をするといふことを申出た。それを信用せずして、抑も私は、他の何人の申出を信用すべきである歟。

聽くところによれば、渡邊專務等は、此の日大藏省辭去後、百万金策に奔走し、遂に第百銀行の久保田(京橋支店長)氏の厚意に依り、同支店から融通を受けて交換尻決済資金の不足分

を補ひ、これを以て、什麼にか決済だけは付けえたといふことである。そこで渡邊專務は、電話でこの旨を大藏省銀行局勤務の大藏事務官原邦道氏に通じた。原事務官は、直ちにこれを普通銀行課長加藤繁一郎氏に報告し、加藤課長は、また直ちにこれを田大藏次官に報告すべく、次官室に到つたが、次官不在の爲め、その歸るのを待つて報告した。田次官は、この報告を受くるや、直ちに自動車を飛ばして議會に來たり、大臣室を訪ふたが、この時は、私が既に豫算委員會において、渡邊銀行破綻の顛末を述べて、室に退き取つた時であつたのである。

この夜、私は藏相官邸に、田大藏次官、松本銀行局長、土方日銀副總裁、麻生日銀理事等の參集を求め、財界動搖の善後策を議し、一方、私はまた官邸に、渡邊專務を召致した。麻生日銀理事は、程なく來邸した同專務を、別室に招き、その開店のことを慫慂したけれども、同專務は『自分一人では開店の儀を決しかねるから、重役一同と相談の上、何分の御返事を致しませう』と、言葉を濁して、官邸を辭した。しかも、同夜の東京渡邊銀行重役會議においては、愈、明日、すなはち、十五日から臨時休



業をすることに決した。同時に、その姉妹銀行たるあかち貯蓄銀行も、同様休業することに決定したのだといふ。

なほ渡邊専務が十四日夜、私に喚ばれて、藏相官邸に來た時、自分を取次いだ大藏省の一高等官に對し、『本日午後豫算委員總會において、大藏大臣は私の銀行が破綻した旨を發表せられたといふ噂を聞くが、果して、それは、本當のことであるか』と、尋ねた。さうして、それが、事實である旨の答を得るや、同専務の顔面には、喜悅の色がありありと浮んだと傳へられる。私の豫算委員會における發表は、同銀行の支拂停止を理由付けるには、絶好の材料であつて、いかに堅實なる銀行といへども、大藏大臣から破綻の旨を口外せられては、その營業を繼續しようとおもつても、到底出来るものでないといふ——さういふ口實を作り得るが爲めに、渡邊専務は喜色を包み切れなかつたのだ、と私に告げた者もあるが、私はまさかさやうな卑劣な根性を同専務が持つてゐたわけではあるまいとおもふ。しかし、いづれにするも、事實は事實として、明確に爲しおくの必要を感じ、同行休

業の翌日、私は渡邊専務から、次の如き顛末書を受取つて置いた。之を見れば、當時の事情は、何人にも如實に諒解せらるゝであらう。

當行は去る三月十四日交換戻決済困難と相成候に付支拂停止するの已むを得ざる場合に立至り一時休業して整理するより途なき儀と存じ即日支拂停止する旨御當局に陳情したれども交換戻は辛うじて決済致候併しながら事態右様の次第に付きその翌三月十五日より休業致候而して休業後當行役員中において預金者又は新聞記者に當行は休業の意思毫もなく従つて休業の旨申出でざりしやう申述べたる者ありとのことに候へども實は混雜取込の際のこととて或は左様の談話をなしたる者ありしやも測られざるもそれは間違ひに候爲念此段釋明仕候也 昭和二年三月十六日

### 三、現實に即せぬ危険なる正義論

東京渡邊あかち貯蓄兩銀行休業の波動を受け、一流銀行を除く東京の各銀行は、程度の差こそあれ、いづれも預金者の取付けを受けた。これが爲め二十二日



までに遂に拂出に窮して營業停止の止むなきに至つた各銀行のうち、中井銀行は埼玉地方に、左右田銀行は横濱、大阪に、村井銀行は京都、大阪、神戸に、各、多数の支店を有しをれる結果、その影響は、遂に全国的となり、人心の不安動搖まことに寒心すべきものがあつた。これは、私が、第五十二議會において、議會行動のおよぼす經濟的波動の深刻性およびその廣汎性を説き、

震手整理案が議會を通過して、法律として公布されてしまへば、震災手形を持つて居る銀行といへども、これに依つて安心が出来る。しかし、その通過以前に、何銀行が、某振出しの手形を、どれだけ持つてをるといふことを、明かにすれば、その銀行に對する震手以外の取引者に對してまでも、一種の刺戟を與へる。——殊に、預金者に對して、非常の刺戟となるは必然である。——爲めに、だちどころに、人心に不安を來たして、預金の取付けが起る。のみならず、一個の銀行に取付けが起る場合には、直ちに全體に傳播するものだ。

と述べて、議員諸君の省慮を望み、且つ、財界における根本整理を促進する爲めには、一つや二つの銀行は、倒壊するも可なりと主張する人々に對しては、それが斷じて、一二の銀行に止まるものでなく、一部の取付けは、ただちに、他銀行の預金者

に影響し、その恐るべき波動は、たとひ有力銀行といへども、免がるゝものに非ずと、屢、口を酸くして、説明したそれが、取りもなほさず、いま、儼乎たる事實となつて、眼前に展開せられたものに外ならなかつた。

攻撃のために攻撃し、反對のために反對し、自家滿幅の敵意を傾吐して、ひたすら民心を煽動し、以て、政權奪取の機を早めようとする。——斯うした反對黨の行動には、世、既に、定評があつた。しかも、私たちが、第五十二議會において、最も遺憾とし、且つ意外としたのは、武藤山治君を會長とする實同一派の諸君が、彼の反對黨の定連とともに、震手整理案を痛撃して、餘すところなかつたことだ。私は、後ち、或る會合の席上において、此の點に言及し、

——武藤君の御意見は、私は、正義の立場における議論、斯う解釋してゐる。すなはち、結論は、震災手形問題は、政商を助くるものである、震災手形見たやうなものを持つてゐる銀行を救済するは、よろしくない。さういふものは、潰す方がよろしい。斯ういふ議論は、正義の論だが、あまり窮屈だと私はおもふ。私は、實業同志會を非難するのでも何でもない



が、同志會の人々は、實業界に立つてをられる人として、東京の多くの人は受取つてをる。私もさうおもふ。この人が、震災手形を非難するのだから、政友會が政略に使ふくらゐならば、まだしもだが、實業同志會の人達が、あれほどいふならば、このうちに、彼等のいふ如き意味が含まれてをりはせぬかと、人を疑はしめる。一種の正義論者をして耳を傾けしめ、震災手形に關する論議が、社會に衝動を與へたといふ結果に與つて力あつたこととおもふ。(昭和三年三月大阪朝日新聞社主催金融恐慌追懷のため會合の席上にて)

と述べた。おもふに、謂ゆる正義の議論ほど、力強く民衆の胸をうつものはない。民衆はそれを聞くや、ただちに蹶起して、行動に移る。それは、國民の政治的良心が、麻痺してゐない證據であつて、これほど國家の爲め、私たちには、喜ばしいことではないのである。しかし同時に、政治家として、またこれほど、慎しまなければならぬことはない。——といふのは、正義論が實際に即せぬ場合、それに導かれるところの民衆の足は地を離れ、その行動は、知らず識らず國民現實の生活より脱線し、遂に、顛落の危殆に陥らしめらるゝからだ。往年、第三次桂内閣に對する憲政擁護運動の際にも、謂ゆる名士の正義論は、猛烈に大衆に働きかけ、國民の政

治生活に大混亂をもちきたしたが、しかしそれは、政治の爲めの政治論であつた結果、大なる實害は伴はなかつた。しかも、この震手問題の場合においては、不幸にして、現實に即せざる一派の政治家の正義論が、政治の爲めの經濟論となつて現はれた爲め、その實害のいかに恐るべきものであるかを、私たちは、實に目のあたり、見せつけらるゝに至つたのである。

#### 四、私の第一次・第二次聲明

それはさておき、私の夙に憂慮したところのものが、斯くもこゝに、當面の事實となつて現れた以上、最早や、一刻の猶豫も出來なかつた。私は閣僚に計つて、銀行休業に關し、人心惑亂のおそれある巷間の流言蜚語を取締ると同時、日銀および市内有力銀行家と協議を進め、金融界の不安を除去する爲め、全力を擧げた。なほ二十一日には、日本銀行は、本省の旨をうけて、緊急重役會議を開き、左の二項を決議した。



一、貸出規定に拘泥せず、銀行の内情に基き適當の貸出を行ふこと  
二、平常日銀と取引なき銀行に對しても貸出を行ふこと  
すなはち、日本銀行は、之に依つて、巨額の非常貸出しを行ひ、諸銀行に對し、極力資金の融通をなすとともに、總裁市來君は、二十二日を以て、大要左の如き聲明書を發表し、以て、金融界の不安動搖を防ぐに力めた。

日本銀行は、この際最善の努力をもつて臨機の處置をとり、平時においてはなさざることをも行ひて、資金融通の便宜をはかることを期し、現に二十一日も、特に臨時重役會を開き、深更に至るまで、貸出しを行ふて、資金準備を充實せしめた。既に營業を休止したる銀行は、自然その力薄弱なりしがため、窮境に陥りたるは、また止むを得ざるところなりといへども、苟も自立の見込ある銀行に對しては、極力資金の融通をなし、これを援助する決心を有す。なほ、震災手形關係法案も、本日貴族院特別委員會の決定を見たることなれば、いよゝゝ該案の成立が正式に發表せられて、不安氣分を一掃するにおいては、金融界は常調に復し、一般財界の安定を來すべきことを期待して疑はず。

その前日、即ち三月二十一日、午前中、私は官邸において、省議を開き、その結果を日銀當局に移し、且つ若槻首相とも相談の上、同日夕刻、第一次の聲明書を發表した。聲明書の要旨は、政府が財界恢復に資すべく立案せる震災手形處理法案に對し、圖らずも、これを、政治問題化するものありたる爲め、人心の動搖を來たしたのは、深く遺憾とするところであるが、やうやく、該法案も議會を通過すべき趨勢を示しつつあるにより、近く、金融疏通、銀行整理の目的も達せらるゝこととなるであらう。なほ政府は、日本銀行と協力し、専ら現下財界の混亂を收拾するの手段を考究中なるを以て、この際、世人、殊に一般銀行との取引者は、輕舉妄動を慎しみ、取引銀行をして、不安の状態に陥らしむることなきよう、自重せんことを望む、といふにあつた。

しかも、銀行界の破綻は之を以て終らず、既述の如く翌二十二日には、村井、八十四、中澤、左右田の四銀行が、相前後して休業するに至つた。日本銀行にては、急遽此の日、同行樓上に有力銀行家を集めて、善後策協議會を開いたが、その席上、私は



ふたゝび、左の如き聲明書を發表して、財界不安の緩和に對し、具體的に、政府の意圖の存するところを明かにした。世に謂ふ、私の第二次聲明は、すなはち之。その大要は、次の如くであつた。

最近市中數銀行の臨時休業より、世上種々の風説をなすものあり。一般財界に好ましからざる影響を生ずるの虞れあるをもつて、此の機會において、わが財界の狀況につき、一言するところあるべし。

年初以來、わが金融界は、漸次緩和の趨勢をつづけ、市中金利も、著しく低落し、日本銀行公定歩合も、本月九日、更に二厘方の引下げを見、他方、外國貿易も、入超額減退し、昨年比し、顯著なる改善を示せり。爲替相場の如き、目下輸入季節なるに拘はらず、市場相場四十九弗十六分三を唱へ、回復のあと見るべきものあるのみならず、アメリカ市場において、東京市債二千餘萬弗の成立するあり。その募集金が、近く内地へ回送せらるゝにおいて、一層、内地金融の緩和に資する所あるべし。しかのみならず、財界の安定回復を目的としたる震災手形損失補償公債法、及び同善後處理法の兩法案は、本日貴族院の特別委任會において可決せられたるを以て、本會議の結果も想像し得べく、若し兩法案成立するにお

いては、目下各銀行の所持する震災手形は、結局國債に替へらるゝこととなるを以て、今日より國債同様の擔保力を有し、關係銀行の金融疏通に資するところ多大なるべしと信す。なほ昭和二年度よりは、國債償還資金は、既定額と合せ、合計九千八百餘萬圓となり、その一部は、近く償還せらるべきを以て、金融の緩和金利の低落を助くべく、今後の内地金融界は、いづれの方面より見るも、益々良好に展開し行くべき傾向を示し、財界は安んじて、復興の途を進むべきなり。

然るに偶ま市中銀行の臨時休業するあり。市場には、その動搖の他銀行に波及せんことをおそれ、不安の念を懷くものありといへども、一般財界には、何等憂慮すべき事態なし。むしろ、前述の如く、改善の事實歴然たるものあり。政府は、今後財界安定のためには、責任をもつて、十分努力する決心にて、日本銀行もまた、政府と其の決心を同じくするを以て、民間においても、よくこの事態を諒解し、流言蜚語に惑はさるゝことなく、慎重の態度をもつて、ともに共に、財界の安定に努力せられんことを切望してやまぬ。



## 五、波動は遂に大恐慌におよぶ

此の二十二日には、勸業銀行もまた同日の日銀における善後策協議会の決定に基いて、財界安定の爲め、不動産の資金化に應ずる旨を發表した。また、大阪組合銀行においても、同二十二日正午より委員会を開き、日銀の方針に随ひ、此の際、一般貸出し、およびコールの放出に對し、過度の制限をなさざることに決し、その旨市内の各銀行に通知して、財界動搖の擴大を防止せんことを庶幾した。

く斯うした各銀行の必死の努力は、見事に效を奏し、二十二日を不穩の絶頂として、恐慌の波動は食ひとめられた。以來、財界の氣分は、しだいに常態に復し始めたが、これには、震手整理案が、翌二十三日を以て貴族院を通過したことが、どれほど役立つたか知れなかつた。その後、幸に、破綻を暴露する銀行もなく、日銀の民間貸出しは、十五日、東京渡邊銀行休業以來、約七日間に、四億三百萬圓の激増を來

たし、二十三日の六億三千萬圓を最高として、以後漸減の趨勢を示し、兌換券發行高も、三億二千萬圓を急増して、二十三日には、十四億八百萬圓となつたが、これまた漸次收縮し始めるに至つた。私たちは、おもはずはつと、安堵の息を吐いた。

しかしそれは、不幸にして、間もなく展開さるゝ凄慘極まる場面に臨むまでの、ほんのしばらくの和やかさに過ぎなかつた。言ひ換ふれば、それは、『瀧となるべき水の静けさ』であつた。政治鬭争により激發されたる財界の波動は、七銀行の休業を以て收まらず、四月に入るや、さらに一層猛烈なる大海嘯となつて襲ひ來つた。すなはち、臺灣銀行を筆頭に——四月八日より二十一日迄の間に——第六十五銀行、十五銀行、近江銀行を始め、十有五行が、相次いで破綻を暴露したのは、實に此の時であつた。

恐慌來の飛電は、歐米の市場を驚かし、全財界人の注視は、一齊に本邦金融機關の大動搖にむけられた。我財界の混亂は、もちろん、多數國民の生活は、これが



爲めに破壊され、惨害のおよぶところ、眞に言語に絶した。此の大恐慌を未然に防がん爲め、若槻内閣の奏請せる、日銀非常貸出補償に關する緊急勅令案は、意外にも樞府の諸公によつて否決され、内閣は、遂に四月十七日を以て、總辭職を決行した。何故に、私たちは、左様せねばならなかつた歟。乃至、左様する以外に、途はなかつた歟。私は、次章において、これらの疑問に答へねばならぬ。

### 第三 未曾有の金融政變と私の心境 上

昭和の金融大恐慌は、輒近金融史家に依つて、およそ次の三期に區分されてゐる。すなはち、第一期は、昭和二年三月十五日東京渡邊銀行およびその姉妹銀行たるあかち貯蓄銀行の休業より、震手整理案が第五十二議會を通過した同月二十三日迄。第二期は、臺灣銀行と鈴木商店との取引斷絶から、同商店の機關銀行たる神戸の六十五銀行が、四月八日支拂停止を行ひ、財界の不安が全国的に傳播したる四月中旬迄。第三期は、臺灣銀行救済の緊急勅令案が、樞密院に諮詢せられ、その反對論が公けにせられて、益々人心動搖の度を強め、同勅令案否決に伴ふ若槻内閣總辭職とともに、金融界は忽ち大混亂を呈し、田中内閣成立直後、モラトリアムの施行を見るに至つた四月末迄、である。

第一期の経過は、既に前段に述べた。私はこれより、第二、第三期の情勢を記す



るに當り、先づ順序として、問題の臺灣銀行および同銀行と鈴木商店との取引關係から筆を進めようとおもふ。

### 一、臺灣銀行と鈴木商店(上)

臺灣銀行が日清戦後、臺灣の富源開發、幣制整理を使命として創立されたものであるのは、改めて説くまでもあるまい。私は四月五日、臺銀調査會第一回會合の席上、その挨拶(本書附録第七七頁——第七八頁参照)のうちにも、此の點に觸れて置いたが、斯様に重大なる使命遂行のために、銀行券發行等諸種の特權を附與せられてゐる同行が、その金融界に占むる特殊の地位を利用し、年來放漫の經營を重ねて來た結果、巨額の貸出は回收不能に陥り、且つ一億圓に垂んたる震災手形を抱へ、爲めに絶えず、我が國金融制度の正常なる運用の障礙を爲しつゝあるに至つては、何人も之が、根本的の整理の喫緊事たるを痛感せざるを得ない。這回第五十二議會に提案せる震手整理案に對し、貴族院において、同案通過の條件と

して附加せる、附帶決議も、その趣旨は、畢竟此處に鑑みたるものに外ならなかつた。

元來、臺灣銀行の資本金は、明治三十二年創立當時、五百萬圓であつたものが、數回の増資に依り、大正八年九月には、遂に六千萬圓に達した。さうして諸貸出金は、三億八千餘萬圓、借入金は、壹億八千餘萬圓を算し、内地および海外に設置せる支店の數は、三十有五におよび、總ての點において、そのころが、同行の全盛時代であつたと謂へよう。しかも、上り阪の絶頂が、すなはち、降り阪への第一歩であるの例は、臺銀とても、免がるゝものでなかつた。業務上に付きまとふ種々の痼疾は、既に此の當時より發生し、世界戦時中における放漫なる貸出は、戦後反動期に入つて、忽ち資金難となつて現れたのであつた。

政府および日銀は、大正十一年以來、その善後處置の爲め、幾度か便法を講じ、整理資金を供給し、臺銀當局者も、政府の意を體して、極力整理に志し、大正十二年二月の總會においては、從來の年一割の配當を、七分に減配し、且つ、正金銀行の森廣藏君を、副頭取に迎へ、爲替銀行としての業務に全力を注ぐこととした。しかも積年の行詰りは、これを以てすら、なほ打開することが出来なかつた。——といふ



のは、其の行詰りの主たる原因は、鈴木商店に對する貸出の、回収不能にあるのであつて、大正七八年ころには、六千萬圓餘の貸出に過ぎなかつたものが、漸次増大し、且つ、利に利が加はつて、後ち、遂に、何億といふの巨額に達してゐた。此の貸増しの理由は、若しさうしなければ、鈴木商店は、破綻するの外はなく、同店が破綻すれば、臺銀もまた、共倒れになるといふ虞れが、多分にあつたからである。それ故に、大正十四年上期に、濱口藏相のもとに樹てられた臺銀整理案においては、突つ込んで、切開手術を行ひ、謂ゆる、第一次減資整理等をも斷行せるに拘はらず、鈴木商店に對する貸出金は、全部回収せらるゝものとして取扱はれてゐた。もちろん、その爲めに、大藏省内においても、該整理案の不徹底を難するものも尠くなかつたが、此の場合、鈴木商店への貸出を、そのまゝ、赤字に組み入れては、什麼しても、整理案は立ち得ないといふ、慘めな破目に陥つてゐたのである。

當時における臺銀の營業狀態、および整理案の内容等、數字を擧げて示すことは、煩雜に渉るを以て、こゝには略するが、その整理後の経過は、如何といふに、貸出

高は、同行の膝元たる臺灣および南支南洋等の各支店においてこそ、著しく減少したれ、臺銀本來の使命より謂へば、間接の關係に過ぎない内地の各支店においては、却つて一層の激増振りを示した。これは、謂ふまでもなく、鈴木商店との關係に基けるものであつて、同商店に對するその貸付高は、大正九年七月ころに八千萬圓であつたものが、大正十二年十二月には、九千二百萬圓（震災手形として全部日銀の「スタンプ」を受く）となり、次いで、大正十五年十二月に二億八千萬圓（内九千二百萬圓の震災手形は毫も減少せず）に激増し、昭和二年すなはち第五十二議會に、震手整理案提出の當時においては、それが、更に増加して、貸付總額（鈴木商店の直系傍系各事業合算）は、無慮三億五千萬圓前後に達してゐたのであつた。いかに、多年の行き懸かりとはいへ、一商店を債務者として、『貸しも貸したり、借りも借りたり。これでは、如何なる大銀行とても、窮況に陥るは當然』と見られた。

## 一、臺灣銀行と鈴木商店（下）



臺銀と鈴木商店との關係は、そもいつの頃から始まつたものかといふに、臺銀が明治三十二年の設立以來のことで、その時分、鈴木商店は、まだ合名會社の組織ではなかつたが、既に臺灣において、樟腦砂糖等の各事業に手を着けてゐたからであつた。さういふことで結ばれた兩者の關係は、歐洲大戰當初、臺銀が外國爲替の取扱ひを開始するに至つて、一層密接となり、俄然多額の貸借關係を生じ、以來、年一年、まつたく抜き差しならぬ破目にまで、引きずられて行つたもの以外ならない。

鈴木商店の前身は、神戸市の小さな砂糖樟腦店に過ぎなかつた。明治二十七年に、店主岩次郎氏の病歿後、よね子未亡人が當主となり、番頭の金子直吉君の采配に依つて、一層手ひろく業務を營むこととなり、敢然、業界に進出した。店を合名會社の組織に改めたのは、明治三十五年のことで、同時に、業務の經營は、臺灣を根據に、内地はもちろん、海外の各市場に涉つて、その取引を擴大し、翌三十六年には、北九州の大里に、製糖所を設け、四十一年に至つて、之を大日本製糖會社に賣却して、一時に、數百萬圓の巨利を博したといふ。

次いで、大正三年、歐洲大戰の勃發に會するや、金子支配人の積極方針に率ゐられて、益發

展に發展を重ね、大正九年には、五十萬圓の資本金を、一舉、五千萬圓に増加した。此の大正九年には、ジャワ糖買占めに大成功を遂げ、戦後の財界反動をも知らず、顔に、積極的方針を押し進め、越えて、十二年三月には、事業經營關係と財産管理關係とを區別し、事業經營の主体としては、資本金八千萬圓の株式會社鈴木商店を設立するとともに、一方において、從來の合名會社鈴木商店の商號を、鈴木合名會社に改め、鈴木家の財産管理、および各直系傍系の諸事業の管理を、之に當らしめた。世界的砂糖買占めに依つて、鈴木の名が、世界の各市場に、雷の如く、鳴り響いたのも、また此の年のことで、當時、株式會社鈴木商店の營業課目は、砂糖、小麥、麥粉、肥料、雜穀、セメント、樟腦、鐵木、材、金物、油脂等で、一箇年の取扱高は、數億圓に上り、また鈴木合名會社において管理する直傍系事業の會社は、六十有餘の多數を算し、聲威隆々、名實ともに、眞に鈴木王國の名に背かなかつたものである。

斯く業界に驚異的成功を遂げつゝ、あつた鈴木王國が、何故に、その取引銀行たる臺銀に對し、何億といふ借金の、大穴をあけ、自他ともに、破綻の運命に導くを餘儀なからしめたかといふに、此の王國の總帥金子君の親しく語るところに依れ



ば、『一は、世界戦當時の比類なき好況に乘じ、過度に内部の機構を擴大した爲め、遂に、その統制が不可能となつたこと。二は、大正六年、米國の鐵輸出禁止以後、米國大使と交渉し、米鐵と本邦船舶とを、交換するといふ契約をしておいたのが、後ち實行困難に陥つたこと。三は、戦後海運界の不況による持船の値下り。四は、大正十二年華盛頓における軍縮條約締結の結果、軍需品の需要、頓に激減し、その直系事業たる神戸製鋼所の業績が、俄然不振を極むるに至つたこと。五は、同年九月の大震災以來、爲替相場の漸落に因る損失等であるが、これらの原因以外、その最も根本的なるものは、同商店の業務の膨脹に充つる爲め、大正五六年ころより、固定せしめてゐた五千萬圓ばかりの借金が、雪達摩を轉がすやうに、大きくなり、それが、遂に纏まりを着けることが出来なくなつたからだ』と、金子君は、また曰く、

今になつて熱、思ふことであるが、如何に調子よく儲かるといつても、あまり手を擴げ過ぎると、いざ引き締めねばならぬ時に、なかま、思ひ通りにならぬ。また、初めの五千萬圓の借金も、鈴木 of 盛時に決濟してしまへば、容易だつたものを、擴けた事業には手をつけず

に、他の方法で、何とか始末を付けたい、付けたいとおもつてゐるうちに、計畫が齟齬して、實に大きな借金に膨れてしまつたのだ。いづれも、私の大きな間違ひであつた。

と、鈴木商店の經營を、調整的に、引き緊めることが困難であつたやうに、臺銀の整理も、なかく、容易でなかつた。しかし、臺銀としては、いつまでも、回收不能の貸付に累せられて、破綻の道伴れをするわけには行かない。そこで私は、前段に述べた通り、根本的には、金融機關の整備改善を圖り、就中、特殊銀行の制度および運用に、一大改正を企つるとともに、實際問題としては、斷然臺銀對鈴木の取引關係を改め、之により、財界建直しの具體化を期するを、當面の急務としなければならなかつたのである。

### 三、臺銀對鈴木の取引斷絶

さりながら、年來の積弊は、短兵急に一掃出来るものでなく、強いて之を遣らうとすれば、その危険は、測り知れざるものがある。之を譬ふれば、鈴木商店は、臺



灣銀行に、こびり着いた生命取りの大きな腫物だ。その腫物の根は、廣く且つ深く、骨にまで絡んでをる。大手術をしなければ、臺銀は倒れる。しかし、下手に刀を下せば、その結果は、一層悪い。整理の局に當る者の苦心は、其處にあり、また其處にあらねばならなかつた。

然るに、第五十二議會において、震手案審議の際、反對黨の議員は、震手と臺銀と——臺銀と鈴木との關係を、さんざんに爬羅剔抉し、争うてこれを、世上に流布せしめた。従つて、兩者に對する危惧不安の念は、頓に深刻となり、それが忽ち一般財界におよんで、いよいよ金融恐慌の、第二期的形勢を展開せしめるに至つた。

『臺灣銀行は鈴木に對し、今後新たなる貸出しをせぬとの方針を決定した』。かういふ報告が、突如私の耳をうつたのは、斯様な折柄であつた。三月二十四日、議會に出席中の私は、松本銀行局長から、此の報告に接して、おもはず一驚を喫した。もちろん、臺銀が鈴木との關係を斷ち切ることに、何の不思議はなく、寧ろ早晩しかせねばならぬ筈だが、しかし、それには、時機があり、方法がある。現在の如

き財界動搖の際——議會で震手の内容をあばかれて、鈴木商店の金融が、極度に悪化しつゝある時、俄かに、臺銀が、金融の途を斷絶することは、非常の考慮を要する。成功すれば結構だが、別に何等善後策を立てないで、漫に之を執行することになると——不成功の場合、一般金融界に對して、由々しき大事を惹き起すに相違ない。自分は斯う考へたから、即座に、銀行局長をして、臺銀の當事者に、左のやうな警告を傳へしめた。

自分は豫て、臺銀から鈴木に人を入れ、それに全權を把握せしめて、鈴木が關係する五十有餘(當時)の會社を解剖せしめ、各々夫々獨立して、經營の出來るやうに、處置するよう、整理上種、忠告をして置いた。然るに、今日の場合、突然貸出しを打切ることになると、整理はおろか、鈴木は金融は忽ちに梗塞する。その結果は、たちどころに、其の取引方面に衝動を與へて、大波瀾を捲き起す。臺銀も必ず之に捲き込まねばならぬから、危険は、鈴木よりも寧ろ臺銀の方に多からう。それゆゑに、臺灣銀行は、須らく先づ、日銀と交渉して、審思熟慮の後、斷案を下すが、よくはないか。

と。しかも、私の警告を、臺銀當局は、どう聞いたものか。翌二十二日、田大藏次



官と松本銀行局長とが、院内大臣室に来て、『臺銀では、愈、鈴木商店に對し、此の上の貸出をせぬことに、重役會議で決定した旨、届けて來ました』と云つた。その時も私は、前述の警告を繰り返し、重ねて、慎重の用意を望んで止まなかつた。

次いで二十六日、——第五十二議會終了後、總理大臣官邸において、貴衆兩院議員招待中、森臺銀頭取と市來日銀總裁、土方同副總裁とが、相前後して來訪し、私に會見を求めた。私は、午後二時に同官邸で、森臺銀頭取に面會すると、同君は、『鈴木商店に對しては、最早や貸出をせぬことに決定しました』と私に語つた。すなはちその來意は、相談でなくて報告であつた。報告に就いては——臺銀が既に決定したことに、私はその可否を云はなかつた。またこれは、云ふべき筋合ひのものでもなかつた。だが、さういふことが、果して出來うることなら、今日までに、既に臺銀は、鈴木との關係を斷ち切つてゐる筈である。斷ち切れなかつたものを、いま急に斷ち切る。その結果は、どうなる。鈴木は、臺銀から融通を止められた爲めに、他の方面からの融通も止まる。さうすると——鈴木と取引してゐ

る他の金融機關に對つて、たちまちその波動が起る。その起る波動は、日本銀行が處置せねばならぬ。果して、日銀當局に、その準備が出來てゐるか。什麼か。同時にまた、鈴木商店が、斯様に財界に波動を惹き起した場合、臺灣銀行自體は、各金融機關から、一齊に、猛烈なるコールの引出しを受ける。これは必然のことである。それに就いては、先づ臺銀は、如何にその引出しを受けても、差支がないだけの資金の融通を、日本銀行に、豫め求めて置かねばならぬが、若しその準備が不十分であれば、臺銀は、たちどころに店を閉めねばならない。——私の心配は、取りもなほさず、此の點にあつた。

そこで私は、森臺銀頭取に對し、御報告は諒承した日銀との間に、協議が、什麼纏められたかと尋ねた。森頭取は、それは、今なほ、相談中であるといふので、私は、『それは宜しくない。相談中に、一方へ、手切れの申渡しをするといふことは、早計だ。ちやうど、いま、日銀正副總裁が、私を訪問に來られてゐるから、こゝに留まつて、早速御協議なさい』と——斯ういふことを、私は、森頭取に指圖して席を起つた。



それから私は、日銀の正副總裁に面會した。さうして、臺銀と鈴木との取引斷絶に對する、金融界の波動の最も警戒せねばならぬ所以を述べ、『日銀の方では、既に波動の起るべき場所も見當がついてゐよう。臺銀のコールの引出しに對し、貸出しをせねばなるまいが、その擔保の如きも、定めてあるか、什麼か』と聞いた。

ところが、兩君の返事も、森君同様、決して要領を得たものでなかつた。私は益々心配になり出した。で、私は、『臺銀がコールの取付の爲め、破綻すれば、その影響は、全財界におよんで来る。それ故に、日銀では、これを他所事と考へず——臺銀は別世帯だといふことを考へず——に、わが事として、相談をしあつて、善後策を樹て、おいて貰ひたい。迂濶に、臺銀が鈴木への貸出しを斷絶すると、取り返しの附かぬことになるであらう』。斯う警告して、私は、正副總裁とも別れた。

#### 四、斷絶の真相と蟲のよい註文

世間では、今日なほ、私が、鈴木商店と臺灣銀行との取引を、斷絶さしたといふや

うに、誤解してゐる者も尠くないやうだ。さういふ次第では、斷じてないのだ。が、私としては——苟くも責任ある大藏大臣として、帝國の最大特殊銀行に對し、當該銀行當局の決議を無視して、業態不良の商店と、取引を繼續せよと、命令することは、出來ないではないか。そこで止むなく、私は、當日右に述べたやうな勸告、且つ警告を、臺銀および日銀兩行の代表者にして、おいて、その晩、中央亭における憲政會の諸君の招待會に出席した。さうして官邸に歸つた後、心配になるので、聽いてはみたが、雙方から、何等相談の結果を、私に報告して來てはゐなかつたものである。

翌日も——翌々日も——何の音沙汰はなかつた。相談が纏つたのか、纏らぬのか。といふことを、私は引續き可なり懸念してゐた。しかし、後ちになつて、森頭取に會つた時、その日(二十六日)の夜、臺銀では、鈴木商店の人を呼んで、愈、二十八日から(二十七日は日曜日)貸出しを打切る旨を、言ひ渡したといふことを聞いて、これは、臺銀では、都合よく、日本銀行との間に諒解が出來、協議が纏つたからのこ



とに違ひないと、私にはおもはれた。

……後で、私の想像するところであるが、此の報告をして來なかつたといふことには、それだけの理由があつた。臺銀が鈴木と手を切つたといふことに就いては——もちろんそれは、臺銀の爲めに止むをえぬ處置であつたにしても——當時の臺銀當局者の外に、或る有力なる忠告者があつたものらしい。政府はこれまで、度々、臺銀を潰してはならぬといふことを言明してゐた關係上、若し鈴木と絶縁した爲めに、臺銀が危ふないとなれば、政府は必ず、放つて置くまいから、此の際、思ひきつて、臺銀の更生の爲めに、邁進するが宜い。と、斯ういつたやうな考へから、その忠告者が、臺銀の重役連中を鞭撻したものであらう。だが、これは、私の想像に過ぎない。責任を以て言明しうることでは、むろん無い。

後年、森臺銀頭取は、或る公開の席上で、左のやうな追懷談をしてゐた。これをみれば、臺銀當局の、當時の立場が、一層よく解るし、また、私が、臺銀と鈴木との取引關係を断絶せしめたものでなく、事實は、右取引断絶に際し、日銀當局と、然るべく

協議を遂げ、日銀の援助を得るために、豫め諒解を求め置くよう、私が、意を用ひたことが、何人にも、充分に呑み込めよう。

臺銀が、遂に一部休業しなければならぬこととなつたのは、三月二十八日、遂に鈴木の手を切つたからで、世間では、鈴木の手切りは、臺銀の自殺行爲であるといふ人もあつたやうだが、事實は、成程その通りだ。しかし、臺銀としては、その前から、臺銀整理の必要條件として、鈴木を、徹底的に整理するため、金子直吉氏に、辭職してもらひ、臺銀からも、有力な人を鈴木へ入れ、思ふ存分、鈴木を整理してゆくといふ方針であつた。ところが、金子氏に、最後の辭職を迫つたのは、三月に入つてからで、政府にも、その必要を説いたのであるが、どういふものか、鈴木と金子氏との間を、事實以上に不可分と見て、實行が妨げられ、この問題の解決を、遷延してゐるうちに、議會では、震手問題が、政争の具に供せられ、臺銀と鈴木商店との關係が、世間一般に明らかとなり、加ふるに、東京二三銀行の破綻があつて、臺銀のコールも、漸次取付られる傾向が顯著となつて來た。

それと同時に、鈴木が、臺銀以外の銀行で借りてゐた金が、當時、壹億數千萬圓もあつたものが、急速な回収に會ひ、これまでの方針で進むとすれば、勢ひ、臺銀へ肩替はりを餘儀なく



せらるゝことになる。一體、こゝに至るまでに、鈴木問題は、日銀でも、政府でも、取合つても  
らへず、臺銀が、板ばさみになつて、ひとり苦悶するより外ない状態にあつた。その上に、臺  
銀自體が、何時でも回収せられるコールが、なほ巨額にあるのだから、到底、鈴木肩替など  
は、思ひも寄らぬことであり、殊に前いふた通り、臺銀調査會まで出来て、鈴木關係が粗上  
に載せられてゐる際、これ以上、鈴木との貸借關係を悪化することは出来ぬのだから、臺銀と  
しては、絶體絶命の立場で、鈴木との絶縁を、斷行しなければならぬ境遇にあつた。

さうして、この事情を、片岡藏相にお話すると、藏相は、鈴木首切りは、後の對策が出来て後  
に、決行すべきだといふ意見であつた。しかし、當時の形勢は、極度に窮迫してを、つて、これ  
以上、臺銀が資金を得ることは、容易ならざる状態である。況や、鈴木肩替りをするなど  
いふことになれば、誰れも考慮してくれる者もないのだから、折角の藏相の注意も、臺銀が  
鈴木に、一層深入する以外には、致し方がないといふことになる。大藏大臣は、銀行の業務  
に對しては、絶對の命令權を有するのだから、鈴木首切りが、財界におよぼす影響甚大なり  
と見れば、これが實行を防止することも出来たに、その事なかりしは、最も能く、當時の事情  
を語るものではあるまいか。

ただ、此の談話の最後の點が、什麼いふことを意味するのか、私には、よく解らな  
い。私は、藏相であつて、臺銀の頭取ではない。頭取に對して、私は、鈴木との關係  
を、此の際斷絶することは、充分、日銀と協議を重ね、準備をして懸からねば、危険だ  
と警告した。私が頭取であれば、藏相の警告を俟たずとも、さうしたであらうし、  
また、左様せねばならぬ筈であつた。だから、問題は、森頭取が、左様したか、什麼か  
にあるのであつて、大藏大臣が、臺銀頭取のなすべきことをしたか、せぬか。に  
あるのではない。それゆゑに、『臺銀が、政府や日銀との間に、板挟みになつて、ひと  
り苦悶するより外はない』のは、既往において、放漫の貸付をした臺銀として、當然  
のことであり、それを、大藏大臣が、肩替りすべきものゝやうに期待するのは、謂ゆ  
る、蟲のよい註文に過ぎぬ。また、鈴木商店の整理方法として、金子支配人を引  
退さすといふ、森頭取の意見に、私は、決して、反對ではなかつた。しかし、引退した  
後へ、如何なる人物を連れて来るか。適當なる後任者を決めずして、手を着けれ  
ば、整理は一層困難ではないか。さうした心配——後任者の物色——までも、  
當時、私はしてゐたのである。



## 五、日銀の貸出遂に行詰る

臺銀の貸出打切りの言渡しに驚いて、鈴木の方からは、私に泣きついて来た。『いま、斯ういふ手段を取られては、まことに當惑する。どうぞ政府から、臺銀に、急激な處置をせぬよう、交渉して貰ひたい』といふのである。しかし、政府が、左様なことを、臺銀に取次ぐことの出来ないのは、もちろんのことだ。——私は、鈴木の代表者に斯う云つた。

君たちは、従來、困れば、必ず政府に救済を求め。さうして、幸に救済策が講ぜられ、借金の決済に若干猶豫を與へられたら、其の猶豫期間内に、莫大な要求を持たねばおかない。臺銀が、今回斷乎たる處置を執つたのは、已むを得ぬ次第で、これはまつたく、鈴木の自業自得と謂はねばならぬ。事ここに至つては、鈴木の方で、各方面の債權者を驅け廻り、損失を少くする爲めに、猶豫を請ふて、各關係の會社を整理するがよい。同時に、事に當るには、誠意を披瀝して懸からなければならぬ。鈴木は、従來政商といはれ、政黨を背景にして、無

理を通したであらう。が、私に對しては、さういふことは、結局何の意味をもなさぬ。

と。要之、鈴木といはず、臺銀と謂はず。私の眞意は、各當事者が、己れの責任に目ざめ、いづれも、財界に對する波動を少くする爲め、最善の努力を爲さしめんことであつた。また當事者として、さうすべきが當然であると考へてゐたのだ。

當時、私の兄(直輝)は、病臥中、その容態頓に險惡に陥り、私に會ひたいといふ電話が頻々と懸かつて来た。脾臓炎で、衰弱してゐるところへ、十二指腸潰瘍を併發したとのことだったので、私は、取るものも取り敢へず、中山へ見舞に歸つた。しかし、何分にも、臺銀その後の成行が、氣になるので、急いでまた東京へ引き返し、すぐ市來日銀總裁に電話を懸けたが、同君の所在が解らなかつた。しかし、總裁が、出先を告げずに、邸をあけるやうであれば、先づ什麼にか、善後處置が着いたものであらうと、私はやゝ、愁眉を開くことが出来た。

ところが、意外千萬にも、四月八日に至り、鈴木の機關銀行である神戸の六十五銀行が、休業を發表した。六十五銀行は、資本金一千萬圓(内拂込金六百二十五萬圓)



鈴木系の持株は、四萬一千五百株に上り、貸出關係において、約四百萬圓は、鈴木關係の事業に固定されてゐた。それ故に、鈴木の状態が暴露して以來、預金者の取付が頻りに行はれた結果、遂に、支拂停止の止むなきにおよんだものだといふ。

之に端を發して、低氣壓は、ふたゝび財界を見舞ひ株式市場の如きは、俄然、恐慌相場を現はすに至つた。さうした經濟界の惡氣流が、臺銀の方に影響せぬ筈はなかつた。機關銀行が潰れる位だから、鈴木王國も、最早や斷末魔に近い——鈴木は、參億五千萬圓以上の大債務を、臺灣銀行に有してゐる。この大債務者が破産すれば、臺灣銀行の運命も氣づかはれる。いかに臺銀が、國家の特別の法規に依りて、設けられた特殊銀行であるとはいへ、斯うなれば、到底破綻を暴露せずには、置かれるものでない——といふ危惧の念は、金融界の殆ど全部を支配し、平常同行に對し、巨額のコールを放出してゐた市中銀行は、ますます熾烈に、コールの回収を迫つた。

もちろん、コールの回収は、議會で震災手形問題が、さかんに論議せられ出した三月初旬

からのことで、以來、僅か半月足らずの間に、一億三千數百萬圓も引き出されたが、なほ且つ、二億圓近くが、臺銀の手元に残つてゐたのである。その一方において、預金の取付は、激烈に行はれ出し、前年末の預金總額二千八百七十七萬二千圓であつたに對し、四月二日には、減額して、一千七百五十七萬七千圓となり、差引一千百一十一萬五千圓といふ、殆ど預金全體の大半は、既に引出されてしまつてゐた。同時に、日本銀行の臺銀に對する貸出金額は、漸増して、遂に、二億五千二百萬圓に上つた結果、四月十三日に至り、さすがの日銀も、最早や、臺銀へは貸出すことが出来ぬ。擔保として取るべきものは、皆無となつた爲め、此の上は、政府において、然るべき緊急の處置を取つて貰ひたいと云つて來た。

私は、豫てから、斯ういふ事態に立ち到らねば可いが——と、人知れず、どれほど、憂慮してゐたか知れなかつた。それゆゑにこそ、日銀臺銀兩當局に、警告もすれば、勸告もし、私としては、殆ど爲し能ふかぎりの總ては、盡したつもりであるが、——もちろん、兩當局においても、私の厚意に基き、互に相談はしたことであらうが——しかし、その結果を、毫も、私には報告せず、その相談の結果を、直ちに實行



して、たうとう、斯様に行詰つてしまつたのである。

……此の十三日といふ日は、私にとつて、公私ともに、實に、終生忘れられぬ凶日であつた。病臥中の兄は、遂に、此の日の、午前零時五十三分に、疾革つて、黄泉の客となり、私は、限りなき哀別の涙を呑み、斷腸の思に堪へつゝ、斯く財界の急に臨み、當面の公務を、處理せねばならなかつた。

日銀と臺銀とが、斯様に、事態を行詰らせたことに就いては、批難すれば批難の餘地は、充分にあるとおもふ。しかし、行詰つてしまつた後で、批難してみたところで、何の所詮もないのである。で、私は、日銀當局に對し、此の際、非常特別の手段を取ることを承諾するが、君の方では、果して、什麼いふ條件を、政府に要求するのであるかと、尋ねた。之に對して、日銀側から、取りあへず、日銀が現在預つてをる國庫の金を、臺銀に對つて、指定預金にするよう、命令して貰ひたい。そうすれば、臺銀は、此の指定預金を以て、救済することが出来るであらう。しかし、若し、それが、不可能のことであるなら、政府は、責任支出を以て、剩餘金を、臺銀の方へ振

りむけて貰ひたい、と申出でた。

しかし、私は、日銀の申出でた右の二つの要求を、その二つながら、斷乎として卻けた。指定預金として命令することは、極めて面倒の無いことである。さりながら、一たい國庫の金を、日本銀行より以外には、預けられないことにしてゐるのは、預金の安全を保つ爲めである。臺銀が窮迫してゐるからといつて、その銀行に、大藏省が指定して、預け替えさせるといふが如き、法外れのことは、絶対に出来ない。また、剩餘金に對する責任支出の方法は、根本觀念として、斯かる金を、斯かる目的に使ふことは、不穩當である。なほ、實際問題としても、剩餘金は、年度割にして、既にその支途が決定されてをり、現在、支那の動亂、丹後地方の震災等、多額の支出を見込まねばならぬものが多い爲め、到底之を、臺銀の爲めに、使ふわけに行かぬのである。

すると今度は、日銀から、臺灣銀行に對する非常貸出しに就いて、法律に代るべき緊急勅令を以て、補償契約を決めて欲しい。さすれば、日銀では、完全に、臺銀を、



窮況より救ひあげて、金融界の混亂を、食ひとめ、刻下の不安動搖を、鎮めることが出来るが……と、云つて來た。

緊急勅令が、現實の問題として、政府當局の人々の間に、眞剣に、考慮さるゝに至つたのは、取りもなほさず、此の時であつた。それほど此の時——既に、財界の波動は、刻一刻、擴大し、恐るべきパニックは、さながら大洪水の如く、私たちの視野に、迫り來りつゝ、あつたではない乎。

#### 第四 未曾有の金融政變と私の心境 下

財界の大動搖を防ぐ爲め、臺灣銀行へ二億圓の日銀融資を、緊急勅令に依つて行はんとする法理上の根據は、憲法第八條、および第七十條に存する。すなはち、憲法第八條においては、『天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス』とあり、また、同第七十條には、『公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得』と規定せられてをる。これが先例としては、明治三十三年六月清國事件に要する費用支出の場合、および明治三十七年十一月日露戰爭に關し、公債を募集せる場合、明治四十三年九月朝鮮總督府特別會計に關する支出、および大正十二年九月關東大震災に臨み、臨時物資の供給



の場合であつて、これらは共に第八條および第七十條に依據し、また明治四十三年八月韓國併合條約に伴ふ財産處分の件、および大正十二年九月日本銀行の手形割引に依る損失補償に關する財産處分の件を各規定した場合は、憲法第七十條に依り、皆孰れも緊急勅令の公布を見たのである。

それ故に、若槻内閣において、臺銀の破綻に依つて恐慌が全般的に波及し、爲めに國民生活の安定を破壊さるゝ虞れある刻下の一大危機に際し、憲法の條章に照し且つこれら幾多の先例に依つて、緊急勅令の公布を奏請することは、憲法の法理上、およびその運用の精神より見て、斷じて不當ではないのである。むしろ、此の場合、臨時議會を召集して、その開會を俟ち、然る後、救濟案を提出して、その通過を圖れといふの論をなす者あらば、斯かる者こそ、政治家として、時勢を知らず、その眼、干葡萄酒の如き輩にあらずんば、政府を窮地に陥れんが爲めに、可憐の國民を擧げて、黨争の犠牲に供し、若しくは供せんとするの徒に、知らず識らず利用せられ、國家が甚大の損失を招くを覺らざるその頭腦、化石の如き者と見ねばならぬ。

しかし、私共の所見はさうであつても、實際上、斯様な問題を、樞密院に持出して、果してうまく、すらすらと、事が運ぶか、什麼か。私は、樞密顧問官諸公が、その眼、干葡萄酒の如く、その頭腦、化石の如く、であるなどとは、夢にもおもはぬ。それはもちろんのことであつて、孰れも立派なる官歴を有し、學識經驗ともに兼備のお歴々のお揃ひであるには、相違ないが、何分、日常經濟界とは、懸け隔てたところに立つてをられる。衆議院に議席を占めた民間會社の社長ですら、震災手形の實情が呑み込めず、呑み込ませるに骨が折れた私の貧しい經驗に徴し、卑近にして且つ複雑なる銀行界の現状や、コールローンの數字や、取付騒ぎの心配などを、諸公の前に持ち出して、これが、緊急勅令公布の避けがたき所以であると、述べたところで、果して、政府のおもふやうに、納得せられるか、什麼か。此の點、非常に疑問であるので、私は、緊急勅令以外、何とか他に、適當な方法が無いものであらうか。と、頻りに、頭を悩ました。



## 一、樞府に對する私の觀測

斯かる場合に立ちいたつた以上、私一身の毀譽褒貶などは毫も眼中にはお  
かぬ。ただ財界をして、此の際、取り返しのつかぬ破目に陥れてはならぬ。それ  
には、臺銀を絶対に潰すことは出来ない——しかし、緊急勅令案によることは、右  
様のしだいで、多大の懸念がある。そこで、私は、取りあへず、臺銀調査會長の井上  
(準)君を呼んで、日銀に對する斡旋を依頼することにした。私は、その時井上君に  
斯う云つた。『幸ひ、日本銀行が、君の斡旋によつて、いま二億圓の貸付を、臺銀にし  
てくれるならば、その貸出に就いては、大藏大臣が責任を取るといふ一札を書い  
て渡す。若し、大藏大臣のみでは不十分だといふならば、内閣總理大臣の、連署の  
證文にしてもよろしい』と。

だが、市來日銀總裁は、容易に應諾の模様はなかつた。そこで私は、『單に保

證ではいかぬとならば、大藏大臣の命令といふことで、貸したら什麼か』と言つた。  
しかしそれでも、市來君は、承知しない。何故なら、どちらにしても、法律に依らず  
に貸出すとなると、議會で批難されるに相違ない。今度の震災手形で、懲々した  
からだといふのである。同君の言條にも、無理はなかつた。そこで私は、他に財  
界の有力なる人々を官邸に招いて、相談をかけたが、また非公式に、臺銀調査會を  
開いて、種々協議もしてみたが、誰れも進んで、斯うすれば可からうといふ、意見を  
樹てるものはなかつた。さうして、その結果は、やはり、日銀の希望する通り、緊急  
勅令の公布によるの外はあるまいといふに歸着した。私は、たうとう、『それほ  
ど諸君が云ふならば、自分では容易ではないとおもふけれども、緊急勅令案で進  
むことにしよう』と、云はざるを得なかつた。

それは、四月十三日の午後、藏相官邸内の最も奥深い一室で開かれた臺銀調査  
會の席上でのことであつた。その時、これを聞いた土方日銀副總裁は、

『大臣がさやうなお考へでは、此の緊急勅令案は通りませぬ。せひ御奮闘を



ねがひます』

と云つた。——日銀側では、樞密院で一人や二人の反対があらうとも、結局同意するであらう。まさか、此の案に、全部が反対するほど、財界の事情に暗くはあるまい。また、此の案に不賛成を表し、政府の政策上にまで立ち入らうとは考へられない。假りに侃々諤々の論をする者があり、二人や三人の缺席者があつても、必ず樞府の大勢は賛成に決まつてゐる。不成立などといふ心配はあるまい——と、可なり樞密院に信頼を懸けてゐた。また、懸けるのが當然のことでは、あつたが……。

### 一、定評ありし伊東伯の面目

臨時閣議は、その夜——十三日午後八時から開かれた。閣僚の中には、日銀側と同様の意見者も尠くなかつた。私は、自分の観測を、ありのまゝに述べ、『樞密顧問官は、何と申しても、皆、お年寄のことである。年寄氣質といふものは、諸君の

思ふほど、さう簡單にまゐるものでない。殊に會議となると、會議の心理状態といふものが出来て、いかに肚の中では、賛成したくても、賛成しえないといふことになるものだから、決して樂觀は許さぬ』と言つた。若槻首相は、私と同様の考へであつたものと見え、此の案の通過は、先づ難かしからうと云はれた。他の閣僚は、そんな莫迦なことがあつて堪まるか。今日のやうに、財界に大混亂を起してゐるのに、此の案を通さぬといふ法はないと、堅く執つて譲らなかつた。

深更におよんで、閣議は終つた。若槻首相は、樞府へ緊急勅令案の御諮詢を仰ぐ爲め、翌十四日午前八時——時間外であつたが——赤阪御所へ参内した。これに依つて、此の日午前十時半、顧問官諸公は、樞密院事務所に参集を命ぜられ、直ちに會議に入り、倉富議長指名のもとに、左記九名を、精査委員に擧げ、案の調査を附託することとなつた。

委員長、平沼副議長。 委員、伊東巳代治伯。 江木千之氏。 久保田讓男。 内田康哉伯。 石黒忠恵子。 田健治郎男。 松室致氏。 荒井賢太郎氏。



樞府の第一回精査委員会は、引續き同日午後三時から開かれた。政府側より、若槻首相と私および山川法制局長官田大藏次官松本銀行局長等が出席し、該案奏請に對する理由を述べ、且つ委員諸公の質問に答へたが、諸公の検討は、微を穿ち、細を極め、午後八時に至つて、やうやく散會を告げた。質問は種々あつたが、此の案を通さうといふ厚意的のものは、一つも無く、皆どうかして此の案を破らう々々とする質問のやうに聞こえた。私は愈々駄目だと感じた。

翌十五日午後一時半より、同様樞密院事務所で、第二回精査委員会の開會をみた。開議は、その前夜——十四日午後九時、第一回精査委員会の閉會後、重ねて首相官邸で開かれ、若槻首相以下、濱口内相江木法相安達遞相町田農相および私が出席し、當夜も、深更におよぶまで議を練つたが、その結果、到底尋常一様のことでは、樞府を通る見込みはない。閣僚總出で、委員諸公を歴訪し、財界危急の現状を説き、誠意を披瀝して、諸公の諒解を求むるより外に、途はないといふに一決した。そこで此の十五日には、第二回精査委員会の開會に先きだち、閣僚が各分擔

を定めて、諸公を訪問した。

第二回精査委員会は、委員諸公だけの集りであつたが、午後四時三十分に至り、倉富樞府議長は、委員会の席を離れて、遽しく首相官邸を訪問された。官邸内には精査委員会の模様によつて、ただちに開議を開くべく、私たちは別室に集まつてゐた。倉富議長に面會した若槻君は、間もなく私たちの席上に現はれて、精査委員会は、緊急勅令案を否決せんとするの形勢にある、それ故に、樞府議長から緊急勅令案の撤回を要請せられたが、諸君の意見は、什麼かと尋ねた。私は、愈々危惧してゐた最後の時が來たのだとおもつた。しかし、現下の事態より見て、案の撤回などはおもひもよらない。他の閣僚も無論おなじ意見だつた。そこで、若槻首相は、その次第を、倉富議長に答へ、議長は、その儘首相官邸を辭去し、再び、精査委員会に臨まれた。此の日の委員会は、午後五時半を以て閉會したが、同時に、緊急勅令案は、全會一致で否決となつた旨が傳へられた。

精査委員会の結果は、どうであらうと、私たちは、飽くまで全力を盡して、案の通



過を圖らねばならなかつた。京・大阪の銀行集會所等から、案が通らなければ、財界は危ないといふので、政府の努力を望む旨の電報や書面が頻々私のもとに到着した。十四日の深更には、井上(準)君が首相を訪問して、顧問官諸公を訪問する手筈(同君は實行しなかつた)を定めた。また十六日の早朝には、樞府の空気を緩和すべく、銀行界の元老澁澤榮一子爵までが、老軀を挺して出馬された。私はもちろん、他の閣僚も、夫れ々々手分けして、樞府諸公の訪問を續けた。

樞府においては、政府反對の急先鋒が、伊東巳代治伯であることは、夙に知られてゐた。閣議が緊急勅令案で進むに内定した際、私は、伯の諒解を、豫め得ておくの必要を痛感したので、その邸を訪問したが、伯は、その時、ただ私の意見を、はあはあと聞き流すばかりで、

『いづれ精査委員會が出来るから、その方へ、お話しになつたが、よろしからう』と、云つたきり。別に質問もせねば、反駁もせず、そのまゝ、話頭を外らして、床に懸けてある懸地や置物などを指して、『これは雪舟の何。あれは南京古渡りの何

で……』と、いつた調子で、いつまで経つても、當の問題に觸れる模様はなかつた。伯のことは、もちろん定評はあつたが、これほどの人物だとは、おもはなかつた。私は、手の着けようがないので、一禮して席を立つてしまつた。

### 三、政策遂行の途は斯く斷絶す

雪舟と南京古渡りの置物とで、巧みに、カモフラージュした伊東伯が、淺黄頭巾をかながらり捨て、若槻内閣倒壊の爲めに、熱辯を揮はれる日は遂に來た。それは、四月十七日午後二時より、宮中東溜間で開かれた樞密顧問會議の席上であつたことは知る人は知らう。當時の樞密顧問官は、議長副議長の外、定員二十四名、うち缺員二名、病氣引籠り中の者四名、差引き十八名であつたが、有松英義氏の如き、三年越しに病蓐に就いてゐた顧問官さへ、宿痾を押して出席したので、出席人員十有九名に上つた。これに對し、政府側では、若槻首相以下閣僚十名列席。——内閣が、斯く樞密院において、最後まで、表決を以て争ふの意氣を示したことは、まづ



たく前代未聞のことであつた。

午後二時、全員最敬禮のうちに、聖上陛下の臨御を迎へ奉り、ただちに開議のこととなり、息詰る緊張裡に、同四時を以て散會した。當日の模様が、如何なるものであつた歟。樞密院の會議は、絶對祕密とすべき性質のものなるが故に、私は、こゝに、敘述の自由を有しない。之に關しては、第五十三議會昭和二年五月四日開會——同五月九日閉會の衆議院において、樞密院彈劾決議案が上程せられた際、中野(正剛)代議士が、其の提案理由を説明した。その一節を、左に引用することが適當であらう。

(略)此の恐慌心理を鎮靜せんが爲めに、彼の緊急勅令は立案せられたものであります。當時、臺灣銀行の窮迫は非常なものであります。毎日々々續々コールは引上げられる。毎日の金繰りに窮するほど形勢は切迫して居る。一度是れが止まれば直ちに財界の大混亂を招く。吾々は此の形勢を切迫せりと見、其の結果は公共の安全を脅かすものと見、その迫つて居る勢は、帝國議會を召集するの暇無しと見たので、憲法第八條及び憲法第七

十條に依りて、緊急勅令を奏請したのであります。

憲法第八條に於いて、日本銀行をして臺灣銀行に對し、非常特別の貸出を爲さしめる。既に日本銀行は臺灣銀行に對して、莫大の貸出を爲して居つたのでありますから、尋常法規の儘では此れ以上貸出することは危険であるが故に、日銀をして非常特別の貸出を爲さしめる。第七十條に於いて、若し之に依りて日本銀行が損失を生じたる場合には、國家が日本銀行に對して、其の損害に對し二億圓を補償するの契約を結ぶ事が出来ると云ふのであります。此の案は、いま政友會内閣に依つて立案せられて居る、臺灣銀行救済案とは違ふ。二億圓貸して遣つて二億圓損すると云ふ案ではないのであります。貸出は幾ら貸出しても宜い。損失は二億圓を限り補償する。之に依つて私どもは財界の動亂を未然に防ぐべき唯一の手段であると信じたのであります。

之に對する樞密院の態度こそ、私はまことに奇怪千萬であると申したい。樞密院は陛下の最高諮詢府でありまして、其の議事はもとより絶對祕密にせられなければならぬ。陛下臨御の下に樞要なる機務を議するのでありますから、政府當局者は帝國議會に於い



てよりは、なほ更ら詳細に數字を示し、事情を分ち、財界の動亂、目睫の間に迫れることを懇々と説明したのである。若槻首相は此の時に於て洵に斷腸の思を、樞密院諸公に訴へたものであります。

然るに奇怪なるは、吾々の決議案が、一度議場に現れんとすることが聞ゆるや、樞密院の某々等は宣傳して曰く、樞密院の議事は絶対秘密である。之を議員總會に於いて暴露した者は若槻であるとかやうに言つて居る。若槻氏は新聞紙上に現れた事に就いて、憲法論を試みたのである。當時樞密院の議に付せられた時に、新聞に、けたましく現れたものは、痛快味を帯びた、面白い、痛快だ、といふ調子を以てする、樞密顧問官側の議論のみでありまして、政府の腸を裂く如き苦衷に至つては、一言半句も現れたことがない。何人が之を漏らしたか、何人が之を發表したかは、天下自から之を判斷するであらうと私は信じて居ります。

若し前内閣(若槻内閣)の經濟問題を取扱ふ政治上の手腕に就いて、是非の論があります

れば、自ら之を制裁するものがある。天下の輿論、之を倒しても宜しい。諸君が輿論を以て之を倒しても宜しい。緊急勅令を發布して、一度財界を安定した後、次の議會に臨み、其の責任を解除することが悪ければ、其の時に於いて料理するも宜しい。豫め別個の應急手段を立て、此の緊急勅令を無効にすれば、財界の動搖を來すことなく、政治上の是非だけは立派に批判せられ、立派に矯正せられると、私は信じて居ります。

然るに斯の如くして、樞密院は、遂に諮詢案を否決し去つたのであります。彼れが憲法上の論據とする所を承りますれば、第八條は、公共の安全を保持する爲め、また災厄を避ける爲めである。然るに公共の安全は脅されて居ない。災厄も無いのに、金融界を救済することは、第八條の條章に當らないといふのが、樞密院の議論であります。また第七十條に於いて緊急の需用に應ずる財政上の緊急處分は、議會を開會する能はざるとき、召集する能はざるときとあるのは、事實上議會を召集すること能はざるときである。政府は急迫の場合、差迫つて議會を召集する餘裕がない。時間上不可能である。樞密院は、時間上の事は問題でない、事實上不可能のときに於いてのみ緊急處分を爲し得る。是が樞



密院の議論であります。即ち第八條に對する樞密院の言議は、現代國家に於いては金融機關が司る大なる使命を了解せざるものである。今日の文明國家に於ける金融機關は、高等動物に於ける神經機能の如きものでありまして、極めて微妙な關係を持つて居る。一度之にショックを與へ、一度之を毀はすときは絶大の關係を及ぼす。一般民衆の困厄、産業上の打撃、總て之が公共の安全を脅すことになることは明白であります。然るに斯様な言議を爲し、樞密院諸公が時代を解せざる、時代錯誤の僻見を以て、實質上の政策を批判した罪は斷じて許すことが出来ないと思ふのであります。

内外の情形、議會を召集すること能はざる時といふことは、政府は時間上其の暇がないといふことを以て奏請の理由としたのであります。是れは前例の許す所であります。澤山の前例があります。(略)これらに對しまして學者の議論も種々岐れて居りますが、いま代表的の人々の議論を二三紹介致します。美濃部博士は憲法第八條及び第七十條の規定を適用すべき場合を並べて居る。其の中に何かの災害に因りて交通全く杜絶した時、議會の存立しない時、もう一つは、事極めて緊急にして一日も緩うすべからざる時、

と、斯ういふことになつて居ります。美濃部博士と別個の憲法論を持つて居られる穂積八束博士も、同様の意見であります。其の緊急處分を爲して宜い場合として、事如何にも緊急にして議會を召集する暇が無いといふ如き内外の情形と云ふことになつて居ります。また清水澄博士も次の開會を待つことを得るとか、若しくは新たに議會を召集するの餘裕を得る場合に於いては緊急勅令を發布するを得ず、其の三つとも時間上の餘裕なき時は緊急勅令を出しても宜しいといふことであります。

即ち樞密院諸公の言議は(發言者多し)君等と議論して居るのでない。樞密院諸公の言議がさうであります。樞密院諸公の言論に對して、私は學者の説を引用して論議して居る者であります。即ち樞密院の決定は幾多の前例を無視してゐる。前例を無視し、同時に、學說に反對して居る。而して美濃部博士も大學新聞に於きまして、先日の緊急處分に對して、批難を加へて居りますが、——二億の金を出すことは不當であると言つて居りますが、——憲法上不法であるとは言つて居りませぬ。大學新聞では不當であると云ひ、憲法上不法とは言はない。政治上の議論であつて、憲法上の議論では、私はないと思ひます。



樞密院は斯の如く前例を無視し、事實の認定を責任なき身を持ちながら、責任ある當局者が具さに事情を具陳して話してをるものに對して、事實の認定を當局者と争ひ、其の權限を越えて、擅に施政の内容に干與したる其の罪は、斷じて許すべからざるものであると信する者であります。斯くの如きはまことに、越權の行爲でありまして、責任無き者が――國民に對して責任を負はざる者が、責任ある内閣に向つて事實の認定を争ひ、政治に干與するに於いては、立憲政治の責任の歸着點が明白にならない。斯の如き前例を許して、以て常の例と爲すに於いては、單に憲政會内閣のみならず、諸君の内閣といへども、今後の如何なる内閣といへども、責任を持つて輔弼の大任を完うして、憲政の運用をすることが出来ないと思ふ。まことに憲法上の一大危機を醸すものであると、私は斷定するものであります。

殊に許すべからざる樞密顧問官の一人たる彼の伊東巳代治の言動であります。彼れは陛下の御諮詢を待ち、始めて奉答すべき權限を越えて、未だ諮詢を受けざるところの政治上の論議を樞密院に於いて試みて居ります。彼れは對支外交を論じた、杜撰な

る基礎に依りて對支外交を難詰した。更に彼れは總理大臣に向つて越權にも陛下の御前に於いて、其の罪を責めて其の辭任を迫つた。一若槻禮次郎は之を彼等が是非するに任せる。苟も國務大臣として、未だなほ御信任を受けて居るところの此の國務大臣を陛下の御面前に於て辭任を迫るといふことは……陛下にあらざれば、總理大臣に對して辭任を命ずることが出来ないに拘らず、御前に於て一顧問官の身として、伊東某が、陛下の信任ある國務大臣に向つて、御面前に於て辭任を迫ることは……まことに陛下の御前をも憚らざる、最も不逞の心事を暴露したるものと考へるのであります。(略)

抑々樞密院を憲法上の一機關として居るのは、我が國に於きましては、樞密院は陛下の最高諮詢府であります。國務執行の機關ではありません。政府が有するところの、輔弼の責任は樞密院が有する輔翼の責任とは全く別である。現代國家の原則に於いて、權力のある所には必ず責任がある。重大なる權力を揮ふ者には重大なる責任がある。(略)責任なき地位に隠れながら、責任ある政府を是非し、政治の内容に干渉するに於いては、到底、立憲政治の健全なる運用を期する事は、斷じて出来ないと思ひます。



元來樞密院は歴代の内閣が彼等に對して、やゝもすれば憚り過ぎる。更に言を的確にすれば、彼に媚を呈する傾向があることは、ひとり若槻内閣を除外することを得ざるを悲しむ。何でも諮詢すると云ふ勢になつて來た。是に於いて彼等は何にも干與する。豫算以外の事項に對しては、大抵のものに干與する。民衆生活に深き關係を有する社會勞働立法如何なるものにも、樞密院が干與する。唯々彼等が干與することの出来なかつたものは、豫算だけである。然るに此度の金融問題に至つては、豫算よりも更にデリケートな關係を、我が國民生活に有して居るものでありまして、豫算ですらも、衆議院は貴族院に對して先議權を有するのでありますが、其の豫算よりも靈妙なる關係を有する此の金融の問題に向つて、樞密院が此の機會を捉へて敢て干渉を試み、國民生活を破壊せんとするに至つたことは、斷じて許すべからざるものと思ふのである。

と。會議の内容は、兎まれ、角まれ、政府の奏請せる二億圓非常貸付緊急勅令案は、四月十七日の樞密院會議においては、十九對十一、すなはち正副議長と政府側とを除き、出席顧問官全部の反對に依つて、完全に否決された。私どもは、國事

を念ふの誠意と、その懸命の努力とを以てし、然かも、遂に 陛下の最高諮詢府たる樞密院の議を動かさず。かやうに、無慘にも、政策遂行の途を、斷絶されたことを、深くこゝに慚愧して、議場を退出せざるを得なかつたのであつた。

#### 四、若槻内閣總辭職と最後の努力

若槻首相以下各閣僚は、此の日、首相官邸に引きあげて後、善後策を講ずる爲め、ただちに臨時閣議を開いた。

閣僚の意見は二つに分れた。すなはち政府は、何處までもその所信のもとに邁進し、樞密院の決議の不當なる旨を上奏して、聖斷を仰ぎ奉らうといふのが一つ。いま一つは、樞密院の決議には、もちろん、政府は服するものでないが、政府の所信を行ふが爲めに、上奏して樞府と争ふことは、昭和改元早々、陛下の宸襟を惱まし奉るの甚しきものであつて、恐懼之に過ぎたるはない。政府は刻下、人心の動搖、財界の不安を鎮むる爲めには、唯々、緊急勅令に依つて、日本銀行をし



て、臺銀に貳億圓の融資をなさしむるの方策以外他に、その方法無しとした。それが不幸にして、樞府の諸公に容れられざる以上は、政府は國務に對し、責任を取り難きにより、茲に、首相以下閣員一同、つゝしんで辭表を捧呈するの外はないといふのである。上奏説は、相當有力で、閣議は、一時之に傾きかけたほどであつたが、私は、斷乎、總辭職を主張し、臣子の分として、絶對に、聖明を煩はし奉るべきでない、との説を取つて、動かなかつた。幸に首相も、私と同意見であつて、ともに、閣僚の意を宥めた結果、こゝに内閣は、輔弼の重任を竭しえざる一切の責任を負ひ、闕下に伏して、骸骨を乞ふことに、衆議一決した。之に依り、若槻首相は、午後五時五十分、赤坂御所に參内して、首相以下各大臣の辭表を捧呈したのである。

總辭職は、決行した。私どもは、立憲の大義に殉じ、國務を擔當する者として、盡すべき任務は、之を盡し、取るべき責任は、之を取つた。此の點、私たちは、省みて、何等遺憾とするところはないのである。しかし、私は、これだけでは、なほいまだ、足れりとする事が出来なかつた。政府が、このまゝ手をひいてしまへば、問題

の臺灣銀行は、忽ち門を閉めねばならぬ。

臺銀が門を閉むる結果のいかに戦慄すべきものなる乎。前段にも既にこれは述べたが、何分にも、本邦屈指の大特殊銀行として、内地海外に、多數の支店を設け、また、正金銀行に次ぐの爲替銀行として、一箇年間(大正十五年)に、拾三億圓以上の爲替を取扱ひ、且つ、その預金取扱ひ高は、約一億圓(内地參千數百萬圓、臺灣參千餘萬圓、海外各地參千餘萬圓)に達し、コールの受入銀行先は、四十餘行。尤も、そのうちには、三井銀行の如き、震手問題が議會で騒がれ始めた三月初旬より、逸早く、猛烈に、コールの回収を始め、すでに、同月中旬までに、數千萬圓のコールを全部引揚げてしまつた(當時の三井銀行常務池田成彬氏談)。左様な機敏な銀行もあるが、また、政府の聲明に信頼して、そのまゝ、コールを、据置ける銀行も、尠なからず。當時なほ、二億圓近くが、そのまゝ、臺銀の手に残つてゐた。そのうちには、各銀行は、もちろん、多數ビルブローカーの手を通じ、少額なる民間の資金が、コールとなつて、放出されてゐるものもあるのだが、若し一朝臺銀が休業を發表することとならば、その影響は、ただちに、全財界に波及し、一般民衆の動搖困厄は、想像に絶するものがあらう。のみならず、國家が特別法に依つて設立した銀行を、國家が救済することが出来ぬとあつては、海外に對する信用を失墜し、



國家の威信を傷くるの甚しきと同時に、直接に臺灣統治上、非常なる障礙を與へねばならぬ。

斯様な結果を將來することが、恐しければこそ、私たちは、内閣の運命を賭して、臺銀救済の爲めに、緊急勅令公布の奏請にまでおよんだに外ならぬ。しかし、それが否決せられたから——内閣が總辭職をしたからと謂つて、手を束ねて、問題を成行に委すことは、私にとつては、絶対に出來ぬことであつた。私は、最後の五分間までも、——よし、如何なる困難に遭遇するとも、懸命の努力を、続けねばならぬとおもつた。

總辭職の當夜、即ち十七日の夜には、東京市内の各有力銀行家は、日銀樓上に集まつて、頻りに、應急處置の協議中であつた。これより先き、緊急勅令案が、通過困難と見るや、私は、森臺銀頭取を招き、たとひ樞密院において、案が否決された場合といへども、ただちに、營業停止をなさぬよう。且つ、その用意の爲め、コールを放

出してゐる各銀行を歴訪して、諒解を求め、また、財界の有力者を訪問して、援助を請ふように、との注意を與へておいたが、政府が斯くなる以上は、問題を、各銀行自體の手にひき渡し、當業者の自覺と努力とに依つて、その解決を圖らしめねばならぬ爲め、急いで、首相官邸から、此の日銀樓上の集會に駆け附けた。同時に閣僚諸君には、協議の模様で、何時にても日銀へ馳けつけられるよう、首相官邸に居残つて貰らつたのであつた。

### 五、シンヂケートの畫策も水泡

日銀の集會で、私は斯う云つた。『内閣は、遂に、臺銀救済の目的を果しえずして、ただいま、總辭職執行の餘儀なきに至つた。此の上は、政府の誠意を諒とし、諸君において、臺銀の門を閉めさせぬように、せひ協力されたい。臺銀が門を閉めれば、その波動は、ただちに、諸君の頭上に落ち懸らう。諸君といへども、安全地帯にをられるわけではないのである。』



しかし、既に辭表を捧呈した以上、政府の金を持ち出して、融資することは、絶對に避けねばならぬ、故に、私は、此の場合、諸君の爲めに、最良の策を献じたいとおもふ。それは、日本銀行と有力銀行すなはち諸君とが、一緒になつて、シンヂケイトを作り、臺銀を背負つて立つといふことである。すなはち此のシンヂケイトを、各銀行の相互扶助の機關とし、臺銀のコールは、相當の諒解のもとに、引出すことを見合はせる。是非引出さねばならぬものは、シンヂケイトで支拂ふ。さうすれば、臺銀は休業せずに——門を閉めずに行けるであらう。またその間に、新しい後繼内閣が、出來るとおもふ。

もちろん、新内閣は、何人が大命を拜して、組織するかは、忖度の限りでない。しかし、たとひ政友會が、組閣するにせよ、政友本黨が、之に當るにせよ、憲政會においては、臺銀を潰さないといふことに對しては、何黨の組織せる政府の提案にても、異議を言はずに賛成しよう。さうすれば、臺銀救済案は、必ず成り立つ。諸君の組織せるシンヂケイトも、何等損失することなくして、所期の目的を達することが出來るのである。私は、朝に在ると、野に在るとを問はず、誓つて、有らん限

りの努力は惜しまぬ。若し、私一人の努力では、諸君が、安心出來ぬといふならば、私は、今、その爲めに、首相官邸に、閣僚に待つて貰つてゐるのであるから、憲政會出身の閣僚を、全部此處へ喚んで、私の云つたことに、裏書きさせることにしよう。さうすれば、諸君も安心が出來るであらう」と——。私は、そこまで突つ込んだ話をした。

すると、第一銀行の佐々木頭取が、『いかにも御尤もの次第であります。しかし、夜も更けてゐるので、閣僚諸公に、此處までお越しをねがふ必要はない。——それにはおよびませぬから、諸公には、お引き取り下されたい、』と云つた。そこで私は、——臺銀さへ門を閉めねば、波動は、この程度で食ひ止められる。たいした心配は、いるまいとおもつて、そこを引きあげた。さうして、閣僚諸君にも、歸つてもらひ、私は、歸邸後、久し振りに、初めてぐつすり寝ることが出來た。

ところが、翌十八日、起床して間もなく、私は、實に、意外千萬の通知に接した。



——昨夜の日銀の集會は、夜の明けるところまで續いたが、各銀行の意見は、何等纏まるところなく、その結果、臺銀では、營業繼續の望みを絶ち、内地および海外の各支店は、今十八日を以て、一齊に門を閉めたといふのである。なほ、臺銀の重役會では、明十九日より、臺灣島内の本支店も休業することに決定した。(但し、これは、臺灣總督府が命令を發して、強制的に、營業を繼續させたが) ——私は、以上の通知を耳にして、最早や、一語を發する勇氣もなかつた。

後日、佐々木第一銀行頭取の語るところに依れば、『片岡さんが私のいふことに信用出来なければ、他の關係をみな喚んで来て、誓はせてもよいといはれたに對し、自分が、それにはおよばぬと云つた。それは事實であるが、私は、銀行家のシンヂケートが出来るといふ意味で、さう云つたのではない。その時から、既にシンヂケートの組織の出来ないといふことが、解つてゐたので、それにはおよばぬといつたのだ』と。肚の白い佐々木頭取の心中では、他の同僚銀行家の心中が、讀めてゐたのであらう。肚の黒い他の銀行家は、それを、他の場合に語つてゐるのだ。

## 六、昭和金融恐慌の第三期到る

大事は去つた。——昭和恐慌の第三期は、果然、臺銀各支店の休業發表とともに、四月十八日を以て、全財界を襲ひ、六大都市を中心に、全國津々浦々までも、洩らさなかつた。無数の預金者は、貴となく、賤となく、群をなして、所在の銀行に押し寄せ、血眼になつて犇き合ひ、日没におよぶもなほ、散じなかつた。恐慌は、震災よりも、將た、戦争よりも、急激且つ猛烈に、國民生活を破壊し始めた。

臺銀各支店が門を閉めた四月十八日には、近江銀行(大阪市)、泉陽銀行(大阪府岸和田市)、芦品銀行(廣島縣)、二十日には、西江原銀行(岡山縣)、廣島産業銀行(廣島市)が、一齊に算を亂して倒れた。中にも、最も影響の大きかつたのは、近江銀行の休業であつたのは、謂ふまでもなかつた。



近江銀行は、資本金一千五百萬圓（拂込資本九百三拾七萬五千圓）諸預金總額一億三千七百萬圓、貸出一億貳千五百萬圓に上り、關西地方における、第一流銀行として、我國十六シンヂケ―ト銀行の一に計へられ、その信用が、可なり厚かつたので、休業の發表は、非常の衝動を財界に與へ、その膝元たる大阪神戸京都滋賀縣の金融機能の混亂は、もちろん、その取引關係者が、綿業界における有力者を網羅してゐた爲め、休業以來、綿絲布取引は、休商同様となり、大阪より機業地への綿絲布の荷爲替取引も、全然不能となり、直接預金者の被害と相俟つて、全國的に大影響を蒙らしめた。

全國に互る各銀行の取付け騒ぎが勃發したのは、實に、此の十八日からだが、既に、政府から特別の保護を受けてゐる臺銀が、破綻を暴露し、近江銀行の如き信用ある銀行が、倒れた以上、最早や、人心の不安動搖を鎮める途はなかつた。憂國の丹心に充ちあふれた樞府諸公が、いかに、緊急勅令案反對の間違つてゐたことを、覺つたところが、今更ら何の役にも立たなかつた。反對論によつて、恐慌の襲來を、斯く激烈ならしめた諸公は、國民の呪咀と、怨嗟の眞つ唯中に、茫然として立ち盡くすの外はなかつた。

二十一日におよんで、遂に、十五銀行の休業發表となつた。東京五大銀行の一として、我が金融界の大立物と呼ばれ、官内省御用の金看板のもとに、三億七千萬圓の預金を有し、民間において、絶對的信賴をもつてゐた此の銀行が、門を閉めたことは、全預金者の心に、絶大の恐怖を與へた。門司銀行（門司市）武田割引銀行（東京市）泰昌銀行（東京市）明石商工銀行（明石市）等、また此の日を以て、倒れ、恐慌擴大の結果、全國の銀行中、殆ど、預金者の取付けをうけざるものはなかつた。銀行不安の念は、可憐の民衆を驅つて、遂に、郵便貯金の取付けまでも行はしめた。第一流銀行としても、安心は出來なくなつた。私の想像は、事實に現前した。事實はむしろ、想像以上であつた。

田中政友會内閣は、臺銀破綻の後ち一日、十五銀行閉鎖の前二日、すなはち四月二十日を以て成立した。第五十二議會に、震手整理案を提出したことが、内閣倒壊の根本原因と謂はれた若槻内閣の後ちに、――その震手整理案の提出に、最も關係深き田中義一男が、首相となつて、内閣を組織した。田中男と私との、久



原邸における會合——男の誓約——震手整理案の提出——誓約破棄——議會混亂——財界不安——(臺銀に對する三井銀行のコール取付)——人心動搖——銀行休業——緊急勅令案否決——内閣總辭職——臺銀破綻——未曾有の金融大恐慌。かういふ順序を逐うてゆけば、田中男と大恐慌との關係、すなはち震手案との關係が如何に深いかにおどろかさされる。しかし、私は、かうした關係が男にあることを決して、人に語らなかつた。若槻内閣が倒れた時にも、田中内閣が出来たときにも、後ち、田中内閣が議會を解散した時にも、私は、これを極秘にした。何故に、私は、極秘にせねばならなかつた歟。その心境は、後に説かう。

## 第五 田中内閣と私の心境

從來、世に謂ふところの恐慌は、『經濟社會において、生産と消費需要と供給の均衡が破れ、物價の變動、信用の破壊に伴ふ混亂狀態』であるとせられてゐた。それ故に、從來の恐慌は、普通に、事業勃興、投機熱熾烈なる好景氣の絶頂において、その反動として襲來するを常とし、物價の暴騰に依り、多量に生産された物資は、急激なる需要減退に依つて、價格の暴落を來たし、爲めに、生産組織は、一朝にして破壊せられ、同時に、信用經濟の崩壊におよぶのを常とした。

然るに、昭和二年の恐慌は、前段に述べたやうに、その範圍の廣汎なると、その程度の猛烈なるとにおいて、これまでの孰れの恐慌にも、その比を絶してゐたに拘らず、何等恐慌前において、物價暴騰、生産過剩、投機熱勃興等の諸現象を見たることなく、ただ單に、議會行動を直接原因として、銀行の取付け騒ぎを生じ、人心の動



揺甚しく、それが全般的に波及せる結果、金融市場の大混乱を捲き起し、遂に内閣の瓦解をも餘儀なくせしむるに至つたのである。かやうの特異性をもつ恐慌——すなはち、従來の恐慌發生上の諸條件を、殆ど一も具備せずして、猛烈に襲來せる今回の恐慌の如きは、世界の恐慌史においても、まつたく類例を見ざるところだと謂はれた。

もちろん、恐慌の遠因は、戦後における財界の未整理に、大震災の創痍が絡みつき、それが金融機能の深部を冒してゐたからに相違ない。が、之とて、畢竟、金融機關を中心とする信用經濟の缺陷を意味するものである以上、その恐慌に對する善後策は、有らゆる觀點より見て、信用の恢復——すなはち、國民大衆の金融機關に對する信用の恢復を基本として、講究せねばならない。(私たちが、若槻内閣において、臺銀に對する二億圓融資の緊急勅令案を奏請した意義は、實にこゝにある。すなはち、私は、此の融資によつて、臺銀の信用を確保し、人心の動搖不安が、他の一般的金融機關に波及せんとするを防止しようとしたのだ。然も既に、若

槻内閣が倒れたる——否、倒されたる——今日の場合としては、先づ何よりも、後繼内閣を速かに成立せしめ、以て、國民大衆の心を安定せしむること。同時に、この後繼内閣の手に依つて、信用經濟を常態に復すべき方策を急施せしむること。これ以外、途は、絶対に無いのであつた。

### 一、藏相高橋是清君と私

田中内閣に、果して民心を安定せしむる實力、およびその輿望があるか、什麼か。これは、疑問といふよりも、むしろ否と、斷言すべきであつた。しかし、謂ゆる憲政の常道により、兎にも角にも、政權が第二黨たる政友會に移行したことは、政黨政治を主張する私達の本懐とせねばならぬところであり、且つ既に、之を本懐とするからには、私達は、一切の行懸りを捨て、凡百の私情を抛つて、よしや、田中内閣にそれほどの實力、および輿望が無いにしても、一應は、私達が、田中内閣の存在を承認することによつて、この内閣をして、當面の急務たる民心安定の政策を急



施せしめねばならなかつた。従つて、此の意味より、私は、田中内閣が如何なる大藏大臣を得るか、といふことに、非常の懸念を持たざるを得なかつたが、高橋(是清)君が、その就任を諾されたといふ報を得て、覺えず、愁眉を開くことが出来た。大藏大臣に、その人を得なければ、信用破壊に因由する未曾有の金融恐慌の後始末は、絶対に不可能である。幸に、高橋君であれば、大丈夫だと思つた。

おもふに、原内閣時代、高橋君の財政政策に就いて、私ほど率直に、その短處を指摘したものは尠なからう。同時に、その短處を透して、高橋君の長處の存する點を、私ほど如實に、認識したものは多くあるまい。實に、原内閣當時においては、高橋君の財政政策は、政友會の謂ゆる傳統的精神に累せられ、斯黨一派の積極的方針のもとに、無理に豫算の辻褃を合はしたやうなところを、屢見受けたのであるが、愈、原總裁の後をうけて、高橋内閣を組織するにおよぶや、果然、その財政政策は、著しく引き締められ、同君が、原内閣の後始末に苦心せらるゝの跡、歴然たるものがあつた。世人は爲めに、一驚を喫せしめられ、政友會内閣としての致命的政

策轉換であると謂つたほどだが、こゝに、私は、同君本來の面目を、如實に看取しえて、私の往時の認識の、謬つてゐなかつたことを快としたのであつた。(本書第二八八

頁参照)

憲政會内閣は、一般に、財政政策において、消極緊縮の方針を取るものだと謂はれてゐた。しかし、私をして忌憚なく云はしむれば、それは、盾の一面のみを見た言であつて、その時の財政さへ許すならば、斷じて、消極主義に終始するものではないのである。憲政會の前身が、立憲同志會であることは、謂ふまでもないが、立憲同志會の創立者桂公の在世時代より、公の與黨は、常に損な役割を引き受けて來た。私は嘗て、斯う云つたことがある。

西園寺内閣が積極政策と稱して、散々と擴げ散らした後始末を着けるのは、必ず、桂内閣に極つてゐたのである。西園寺内閣が政費を膨脹せしむれば、桂内閣は之を縮少する。

西園寺内閣が増税すれば、桂内閣は減税する。西園寺内閣が公債募集の種を播けば、桂内閣が減債基金の方法を立てた。(拙著經濟組織の改革第三九頁参照)



と。すなはち斯うした關係は、憲政會對政友會の政策關係にまで持ち越されて來たものに外ならない。しかしそれが、憲政會本來の財政政策として、常に消極緊縮の方針を固執せねばならぬわけあひのものでないことは、曩日第五十二議會に對する憲政會の聲明中『惟ふに、政治に積極消極の主義なく、時の宜しきを制するを要とす。こゝを以て、我黨内閣は、財政上緊急の事項に對しては、常に適切な施設を怠らす』とあるを見ても、知られよう。さうして此の聲明は、私の藏相時代において、憲政會が、著しく積極的色彩を帶ぶるに至つたからだと評されたものだが、若し、この評者の言を眞なりとせば、私の財政方針も、高橋君のそれも、その大本とするところに至つては、些の相違もない。ただ高橋君は、政友會の傳統的精神のもとに、積極的態度に依據して、適當の消極緊縮方針を加味し、私は、憲政會の黨是として、儼に放漫政策を非とする立場から、消極緊縮の方針より出發し、常に積極的施設を懈らざらんとするものであつて、謂ゆる『分けのぼる麓の道』は變つてゐても、兩者の行き着くところは、時の宜しきに従うて、國策の遂行に當らう、といふ以外のなものでもない。私が、高橋君ならば、金融大恐慌の後始末

は、大丈夫である。と安心したのは、畢竟右の理由に基くのであつた。

四月二十日、新舊内閣の事務引繼の日。私は、大藏省の仕事の一切を、高橋君に引渡して、まつたく、肩の重荷をおろしたやうな氣がした。私の喜色が、知らず識らず、雙頬に溢れ出たのを、都下の或る新聞は、透かさず、漫畫子の筆に上し、布袋面を二つ並べて掲載した。それほど、私の心境は、高橋君を後任藏相に迎へたことによつて、明るく且つ朗かであつたのである。

### 一、モラトリアムの與へた慘害

これより先き、四月十八日、臺灣銀行の内地および海外支店の一齊休業。および近江銀行等の休業發表當日は、京阪兩市を中心とせる關西各地方において、銀行の取付け騒ぎは、頓に熾烈を極め、これを救濟せんために、日本銀行は、全力を盡くしたが、その結果、同日の日銀帳尻は、大阪支店の貸出のみにも、一舉、一億三



千二百萬圓を激増して、總額二億三千萬圓となり、日銀全體において、貸出二億八千九百萬圓を増加し、累計八億七千萬圓といふ、同行創始以來の新記録を作つた。しかも銀行取付けの勢ひは、なほ容易に終熄する模様なく、田中内閣成立の翌日、すなはち、二十一日には、俄然十五銀行その他の休業發表によつて、恐慌はますます全國的に擴大し、洪水の如く各銀行に押し寄せる大衆の取付に備ふる爲め、日銀の貸出高は、十六億六千四百五十四萬五千圓（二十五日の繰越残高は二十億九千五百九十九萬二千圓）、兌換券の發行高は、二十三億一千八百四十八萬八千圓（二十五日の繰越残高は二十六億五千九百五十四萬二千圓）といふ、龍大なる數字を現はし、この爲め、近く焼却せんとした古紙幣までも持ち出して、市場に流通せしむるに至つたけれども、たうてい、恐慌の猛威は、食ひ止めらるべくもなかつたのである。

事ここに至り、財界の大動亂を收拾するには、最早や、國家が非常手段を以て臨むの外はなかつた。東京銀行集會所および東京手形交換所の聯合委員會は、二十一日午前十一時半より、臨時委員會を開きて、種々凝議したが、その結果、此の際

國家は、日銀の損失を補償するの決意を示し、日銀をして、徹底的に各銀行の救済に當らしむるの外なしといふに意見一致し、政府はこれが爲め、速かに臨時議會を召集するか、または、これにひとしき最も有效なる施設を、即時講せよとの決議文を作り、代表者は之を携へて、日本銀行正副總裁とともに、田中首相および高橋藏相を訪ひ、その實行に就き具申した。また大阪においても、同日、市内有力銀行家協議のもとに、急電を發して、政府に對して、急速なる救済法の即行を要請するにおよんだ。

田中内閣は、これに依り、同日夜臨時閣議を開き、議會の召集、並びに、刻下の對策として、憲法第八條第一項、すなはち前段に掲げた『公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲』といふの條章に依據し、緊急勅令を以て、全國に互り、モラトリアムを施行する件（四月二十四日の臨時閣議において、その施行範圍は、内地のみならず、臺灣南洋を除き朝鮮關東州滿鐵附屬地および樺太にも實施するに決す）、および日銀並びに各銀行一齊に、二十二・二十三兩日間、臨時休業認可の件等を可決した。右兩日の臨時休業は、モラトリアム施行に關する緊急勅令案が、樞密院を通過してそ



の公布を見るに至るまでの間を見込んだものであることは、謂ふまでもない。翌二十二日朝、高橋藏相は、首相代理として、赤坂御所に参内し、聖上陛下に委曲上奏。樞密院へ御諮詢の手續を取り、樞密院は、ただちに精査委員会および本會議を開き、往年の大震災を外にして、いまだ一回も施行されしことなき、モラトリアム實施に關する緊急勅令案を、全會一致可決したことは、世人の記憶に、いまほ新たなるところである。

モラトリアムの全文は、これを略するが、その期限は、四月二十二日より三週間に亙るものであつて、政府は、その施行期間中に、臨時議會を開き、日本銀行特別融通および損失補償法案、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案、緊急勅令第九十六號に依るモラトリアムの事後承諾案を提出し、議會の協賛を得ようといふに外ならぬ。これらの提案が、如何なる内容を有する乎。また、これが、若槻内閣の奏請に係る臺銀救濟緊急勅令案と、如何なる軒輊を有する乎は、後段に説くが、兎にも角にも、財界の大混亂、人心の大動搖に對する應急施設とし

て、敢然、これらの非常手段を取り、所期の目的に勇往邁進したことは、さすがに高橋藏相の手際である、といつてよかつた。

もちろん、モラトリアム實施の結果、全國商工業界の蒙つたその損害は、斷じて尠少ではなかつた。すなはち、株式米穀綿糸その他各清算市場は、受渡し不能の爲め、一齊に休業し、また、全國の紡績會社の操短、各地機業の同盟休機等を主なるものとし、事業界は、金融上の不安の爲め、一般に事業の縮小、取引の杜絶を餘儀なくされ、中小事業會社の打撃の夥しかつたのは、謂ふを俟たぬ。一般に商工業者は、金融難に陥り、中には、モラトリアムを悪用する者も、所在に生じたる爲め、此の方面にも、尠なからざる慘害を國民に與へた。

また海外に對する影響としては、爲替相場の激落を第一に舉ぐべく、モラトリアム施行直前、紐育市場における日本向け爲替相場は、四十八弗八分の五より、一氣に、四十六弗二分の一と、一弗八分の七方の奔落を示し、その後、諸種の對策は講ぜられたけれども、モラトリアム施行期間中、四十八弗臺に恢復したことなく、いかに此の恐慌によつて、我對外信用の毀損せられたかを、如實に示した。



従つて、私が濱口早速兩藏相の後ちを受け、銳意金解禁の實現を目標として力めた準備工作の一半は、無慘にも、こゝに潰滅に歸した。高橋君は、藏相就任とともに『今回の財界不安が鎮靜に歸するまでは、金解禁は、之が斷行を圖るの必要なし』と聲明したが、その必要の有無は、最早や問題ではなくなつた。私どもが、我國經濟力の充實を圖り、やうやく各國共通のレベルにまで、圓價の引上げに奏效し得たに拘らず、斯様な大打撃を受け、對外信用の失墜、爲替相場の奔落を見ては、たとひ如何に、金解禁の斷行が必要であるにしても、その實現は、容易に望み得べくもないではないか。

### 三、第五十三議會の財界安定案

金融恐慌の善後處置を決すべき第五十三臨時議會は、五月三日を以て召集せられ、四日開院式舉行、五日より愈、政府の提出案を議することとなつた。此の議會直前において、憲本合同のもとに、新政黨樹立の計畫は着々として進捗し、

その結黨式を擧ぐるまでの期間、兩黨員は、新黨俱樂部の名のもとに、陣容を整へたが、所屬議員數、二百三十名に達し、衆議院において、斷然過半数を占むるに至つた。

およそ新たに組織された内閣は、議會に莅むに當つて、内外に互る一般施政方針を示すことが、立憲の常道であるは、謂ふまでもない。然るに、田中内閣は、その成立後の最初の議會たる此の第五十三議會において、自ら進んで、一般施政方針を示さず、衆議院が議案の審議に入るに先きだち、日程を變更し、政府の施政方針に關する質問をなさんことを決議したにも拘らず、これにすら同意を與へずして、謂ゆる立憲の常道の何物たるかを、解せざるものゝ如くであつた。そこで、衆議院においては、政府案が特別委員會に移されたる後ちにおよび、緊急質問をなすの止むなきに至つたが、之に對する田中首相の答辯は、首相が政治家として如何なる程度の人物であるかを、雄辯に語りえたものであつた。たとへば、農村振興に關し、田中内閣は如何なる政策を採らんとするか、との質問に對し、首相が、『第



一に、我々が考へますことは、肥料を適當に分配して、生産力を増加することなのであります』と答へたる如き。また、政友會の一枚看板たる地租委譲に關する實行上の具體的成案如何を問はれて、首相は言窮して答ふる能はず、僅かに、今後の我内閣の施設において、諸君の御覽にいたいとおもふと、云ふに過ぎざりしが如き。實に、政友會自身が、識者より鼎の輕重を問はるゝに餘ありしはもちろん。國民をして、一般政黨に對し、多大の幻滅を味はしむるの外はなかつた。議場は、首相の答辯中、屢々嗤笑の聲に満ちたが、私は、それを聞くことに、實に冷汗の背に冷きを覺えた。

四日の衆議院に提出せられた、政府の謂ゆる財界安定案は、次の二案に分れてゐた。すなはち、第一案は、日本銀行特別融通および損失補償法案。第二案は、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案であつて、これとともに、曩きに公布せられた勅令第九十六號(支拂延期令)承諾案が第三案として提出されたのである。これらの法案の全文を掲載することは略するが、その日本銀行特別融

通および損失補償法案においては、第一條に『日本銀行ハ銀行ヨリ其預金(定期積立ヲ含ム)ノ支拂準備ニ充ツル爲メ資金融通ノ請求アリタル場合ニ於テ財界ノ安定ヲ圖ルタメ必要アリト認ムル時ハ之ニ對シ手形割引ノ方法ニヨリ大藏大臣ノ定ムル特別融通ヲ爲スコトヲ得』と、規定し、政府は之に依つて日銀が損失を受けた時は、五億圓を限り、損失補償をなすこととし、此の特融の期限は、十箇年を越ゆるを得ずとした。

次に、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案は、第一條に『政府ハ臺灣統治ノ必要上臺灣ニ於ケル金融機關ヲシテ、其ノ機能ヲ維持セシムル爲メ、又ハ海外ニ於ル帝國ノ信用ヲ維持スル爲メ、必要アリト認ムル時ハ、日本銀行ヲシテ、臺灣ニ於ケル金融機關ニ對シ手形割引ノ方法ニ依リ二億圓ヲ限り資金ノ融通ヲ爲サシムルコトヲ得』とし、その手形割引の期間を一箇年と定め、之に依つて、日銀が損失を受けた時は、二億圓を限り損失補償を爲すことを規定したのであつた。なほ第三案の緊急勅令に依るモラトリアム承諾案の内容に至つては、別に之を記せずとも、前段の記述によつて、ほゞ明かであらうとおもふ。



右提案の翌日——五月五日の衆議院本會議において、その中、前二案は一括して上程せられ、續いて第三案もまた上程せられた。田中首相および高橋藏相は、各々その提案の理由を述べ、次に質問に入り、後、議長指名の特別委員に附託せられた。第一、第二の兩法律案の特別委員四十五名のうち、新黨俱樂部の所屬議員は二十五名を算し、町田忠治君が擧げられて委員長となり、また、第三案モラトリウム承諾案の特別委員二十七名中、新黨俱樂部は十五名を出し、田中隆三君が委員長に選舉せられた。この兩特別委員會において、新黨俱樂部所屬の委員は、いづれも質問の鋒先を揃へ、田中内閣の施設に對し、窮追を試みたのであるが、一、二、これは記すまでもあるまい。ただこゝに逸することの出來ぬのは、休業銀行の問題および臺灣銀行の問題と、モラトリウムの影響に關する問題であつて、これらの問題の核心には、ともに、田中内閣の老獪なる心術と、不誠意の政治技巧が、多分に織り込められてあつたことは、私達の斷じて看過し得ないところであつた。

#### 四、特融損失補償法案の修正

日本銀行特別融通および損失補償法案は、金融恐慌に依る銀行の取付に備へ、以て、人心の動搖を鎮め、財界の安定を圖らんとして、立案されたものである——その法文の第一條に就いて見るも、表面は、さうなつてゐるのである。ところが、特別委員會において、新黨俱樂部所屬の委員が、政府當局に對し、犀利の質問を重ねたる結果、政府の眞意は、必ずしも、表面にあらはされたる如き單純なるものでなく、政府は、五億圓の損失補償法によつて、たとひ取付なくとも、日銀をして資金の特別融通をなさしめ、之に依つて、銀行の整理を行はんとする、頗る複雑なる底意を有してゐることが、明かとなつたのである。加之、法文には「銀行ヨリ其ノ預金ノ支拂準備ニ充ツル爲」融通を爲すべきことを明記し、預金者救済の趣旨を示してゐるのであるが、法文の銀行なるものゝ解釋は、極めて曖昧を極め、委員の質問に對し、政府は、休業銀行には之を適用せずと答へた。休業銀行に資金の特



別融通をせずとすれば、何を以て、預金者を救済して人心の動搖を鎮め、謂ゆる『財界ノ安定ヲ圖ル』ことが出来るか、抑もまた此の場合、休業銀行と開業銀行とを、如何にして區別する乎、その先決問題として、休業銀行とは何を意味する乎、同法案第一條の『銀行』の意義如何、臺灣銀行は休業銀行なりや、また開業銀行なりや等。政府をして、これらの質疑に明確に答へしむることが、財界安定を目的とする法の運用上、何より必要のことであらねばならなかつた。

之に對して、新黨俱樂部所屬の委員と、政府當局との間に、行はれた問答を、掲記すれば、大要次の如くであつた。

(委員問) 臺灣銀行は開業銀行なりや、休業銀行なりや。

(高橋藏相答) 臺灣銀行の本店は、開業銀行であり、内地支店は休業銀行である。

(委員問) それは事實問題である。法律上之を如何に見るか。

(小川鐵相答) 内地支店においては、營業すべき日に戸を締めて拂はないのであるから、支拂停止をしたことになる。しかし、本店は開業してゐるのであるから、東京支店は閉めてあつても、其の債權者は本店に往つて、取付ける権利がある。今の状態は變態である。

(委員問) 事實を聽いてゐるのでない。法律上の見解を質してゐるのである。臺灣銀行は法人である。法人に二重人格ありや。支店は支拂を停止し、本店は支拂を停止せないといふことが許さるべきか。ただ變態といふのでは、説明とならぬ。

(委員長) 小川鐵相の答辯では、議事進行出来ぬ。

(原法相——臨時開議の決定を齎らして答) 法人の人格は一つしか無い。法人の人格は一部消滅し、一部存在することは有り得べからず。臺灣銀行は本支店を通じ、法人として完全に生きてゐる。ただ内地支店の休業は、其の場所で取引を休んでゐるに過ぎぬ。丁度地方的に休日祭日があつて、其の支店が取引して居らぬと同じである。——支拂を停止したのでない。(すなはち原法相は小川鐵相の前の答辯を取消したのである)。

(委員問) 臺灣銀行内地支店をさう解釋すれば、十五銀行を始め現に存する休業銀行をも、同じ様に解釋せねばなるまい。すなはち現に存する休業銀行も支拂停止でない。取引して居らぬに過ぎない。法律的にいへば、現在休業してゐる銀行は、一も無いこととなるが、如何。

(原法相答) 休業銀行といふのは、法律的の言葉でない。法律的には休業銀行は無い。



(委員問) 法律的に休業銀行が無いならば、今日存する謂ゆる休業銀行も、日本銀行特別融通及損失補償法の適用を受くることとなるではないか。斯くては蔵相が休業銀行に適用せぬといふのと矛盾するが如何。

(原法相答) 蔵相の休業といふは、經濟上の休業の意味である。

(委員問) 日本銀行特別融通及損失補償法案第一條にいふ『銀行』の意義如何。同條には『日本銀行ハ銀行ヨリ其預金ノ支拂準備ニ充ツル爲資金融通ノ請求アリタル場合財界安定ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ』云々とある。茲にいふ『銀行』は開業銀行と制限してない。休業銀行も、法相の論理に従へば、法人として全然生きてゐるのであるから、此の『銀行』の中に含まれるではないか。

(原法相答) 第一條には休業の文字は無い。休業とは經濟上の意味である。經濟上の休業銀行は取引して居らぬから、預金の引出に應じない。従つて預金引出に應ずる資金の融通を受くることが出来ぬ。

(委員問) 原法相は法律上の意義と、經濟上の意義とを混同してをる。第一條に謂ふ所の銀行を法律的にどう解釋するか、休業銀行も其中に含まるゝではないか。

(田中首相—再び閣議の結果を齎らして答) 閣議で決定した始めより、現に休業して居る銀行には、適用せぬといふ趣旨で出来てゐる。

(委員問) 閣議の如何は問題でない。法文を如何に解釋するかが問題である。第一條に『銀行云々』とあるからには、法理解釋上休業銀行をも含むべきである。特に之を除外する根據は何れに在りや。

(田中首相答) 『財界ノ安定ヲ圖ル』といふ意味からさうなる。

(原法相答) 『銀行ヨリ』の下『預金支拂準備ニ充ツル爲資金融通ノ請求アリタル場合』云々とあるから、それで制限せられる。

(委員問) 休業銀行例へば十五銀行が預金の支拂準備に充つる爲めに、休業中に日本銀行より資金の融通を受け、然る後開業するとせんに、それは財界の安定に資すること論ずる迄もない。斯くして休業銀行も此の條文に符つて來るではないか。(拙著第五十三議會報告書第七頁—第九頁参照)

政府は之に對し、前言を繰り返へすのみで、その答辯は、まったく要領を得なかつた。要之、特別委員會に於ける政府の答辯は、支離滅裂で、その關係中においてす



ら、矛盾撞着を避け難く、實に、不統一の極みであつた。委員會は、之が爲め、その統一を保たしめんと欲して、二回までも休憩し、政府は、其の度毎に開議を開き、答辯の方法を講じた。しかも遂に、何等條理の一貫せる解釋點を見出すことが出来なかつたので、委員長は政府に對し、自ら條文に修正を加ふべきことを勸告するに至つたが、政府はこれを回避して、立法府の權能を以て修正せられたし、と申出でた。依つて委員會にては、左の如く修正を行ふこととなつたのである。

日本銀行特別融通及損失補償法案中左ノ通り修正ス

第一條、日本銀行ハノ下ニ、現ニ預金ノ拂戻停止中ニ非ザルヲ挿入シ、第一項ノ次ニ左ノ三項ヲ追加ス

現ニ預金ノ拂戻停止中ノ銀行ニシテ將來營業繼續ノ見込アルモノニ付テハ、前項ノ規定ヲ適用ス

日本銀行ガ、前二項ノ特別融通ヲ爲スニ付テハ特別審査會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス。

特別融通審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

すなはち、右の修正に依つて、始めて該法案は、休業銀行にても、將來營業繼續の

見込あるものに、資金特融の途を與へ、極めて適法に、財界の安定を圖り得ることとなつたのであつて、これは取りもなほさず、政府の思量し能はざるところを、反對黨の審議によつて補ひ、以て、恐慌後の善後處置を完全ならしめたものに外ならない。さるにても、田中内閣の與黨に、若し斯うした誠意——政府の國策遂行に對する誠實の態度——が、この新黨俱樂部の人々の爪の垢ほども持つてゐたならば、曩日震手整理案の論議に臨んで、議會を混亂に陥れ、その結果、財界に波動をおよぼして、這回の大恐慌を捲き起し、國家に大損害を與ふこともなかつたであらうに、——と、私はかへすがへすも、痛歎に堪へなかつたのである。

## 五、黨略の犠牲二十數億圓

次に、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案は如何といふに、これもまた、その法文に謂ふところの『臺灣ニ於ケル金融機關』の意味からして、明確ではなかつた。特別委員會において、新黨俱樂部の委員が、此の點を、高橋藏相に質し



たところが、藏相は、『本店銀行として、臺灣銀行、臺灣貯蓄銀行、彰化銀行、臺灣商工銀行、華南銀行、支店銀行として、三十四銀行、日本勸業銀行があり、それに信用組合をも合せたものである』と答へた。さうして政府がその資金融通に依る日銀の損失補償額を、二億圓と算定した基礎如何と問へば、藏相は、『臺灣島内の諸金融機關の預金一億三千二百萬圓、臺灣銀行の銀行券六千二百萬圓、臺灣銀行の在外支店の預金および借入金五千一百萬圓を基礎として計算したもの』と答へたのである。藏相の答辯に基けば、此の法案の建前は、臺灣銀行救済案で無い。臺灣銀行以外の島内金融機關に融通はするが、臺灣銀行の内地支店には融通せないといふことになるのである。が、これまた、新黨俱樂部所屬委員が、追窮した結果は、政府の眞意はやはり、臺灣銀行の救済にあることが明かとなつた。

然るに、若し、その眞意を、ありのままに、法文の上に表はせば、田中内閣の首相以下各閣僚およびその與黨の人達が、曩日、若槻内閣の臺銀救済を猛烈に攻撃し、或ひは震手整理案を以て、政商救済の具なりと罵り、或ひは臺銀救済の緊急勅令案に對し、樞府の或る者と呼應して、倒閣運動の火の手を擧げたる手前、その行動

の矛盾を、天下に暴露することとなり、爲めに、己れの政治的立場を失はんことを恐れざるを得なかつた。そこで、強ひて、『臺灣ニ於ケル金融機關』云々の文字を使用し、之により、本案が、臺銀とは間接の關係にある如く装ふたものであつて、これらの消息も、同時に、特別委員會における次の問答によつて、明瞭にせられたのである。

(新黨俱樂部委員問) 臺銀内地支店は、閉ぢられても、臺銀が法人として生きて居り、しかも

法人の人格が一である以上、其の債權者は、臺銀本店に支拂の請求が出来ることなるが、

これに間違はないか。

(原法相答) 東京支店に取引のある者は、モラトリアムの解けた後、臺灣の本店に行つて、引出し得ることは、それは間違が無い。

(委員問) 臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法案に依ると、臺灣金融機關に對して、二億圓の融通をなさしめ、二億圓の損失を補償するといふのであるが、其の二億圓の計算の基礎は、島内の預金額、兌換銀行券發行額、對外債務額を通計したる所に存してゐる。ところで、銀行券や對外債務は、全然臺銀の債務である。臺灣に於ける金融機關の預金の



中にも、少なからざる金額が、臺灣銀行の預金として存してゐることも想像に難くない。従つて、二億圓の大部分は、臺灣銀行が借るものと見ねばならぬ。斯くして臺灣銀行が、此の法律に依りて、日本銀行より資金の融通を受けて居る所へ、内地支店の債権者が、本店に支拂を請求し、本店が之を支拂ふとすれば、此の法律に依る融通は、内地支店の支拂にも充てられることとなる。換言すれば、臺灣銀行への融通は、本支店を通じて、其の債務支拂の爲めに用ひられることとなる。さうではないか。

(高橋藏相答) 議論より推して行けば、其の通りであります。

(委員問) 果して然らば、此の臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案は、臺灣の金融機關のみに適用せられ、臺灣銀行の内地支店に適用せられぬと、今まで藏相の言はれてゐたことが、全く覆されて仕舞ふ。加之、臺灣の金融機關といふも、臺灣銀行の外の本店銀行は、殆ど臺灣銀行の子銀行である。臺灣銀行が救はるれば、子銀行に對する取付けも起らぬ。三十四銀行勸業銀行等の支店銀行は、救濟せられるの必要がない。そこで法の運用よりいへば、臺灣銀行に、二億圓融通し、政府が、二億圓の損失を補償することに歸する。畢竟、臺灣銀行の救濟に外ならぬ。若槻内閣の臺灣銀行救濟に關する緊急勅令案と、

其の精神を同じくしてゐるではないか。(拙著第五十三議會報告書第一〇頁——第一一頁参照)

果然、事態は明白となつた。本法律案は、要するに、若槻内閣の緊急勅令案を踏襲した以外の何物でもなかつた。兩者の違ふところは、唯一つ。それは、若槻内閣の緊急勅令による臺銀救濟案は、損失は、二億圓を限り政府が補償するが、貸出は、いくら貸出してもよい。必要なだけ貸出さしめて、大恐慌を未然に防がうとする案であつたが、本法律案においては、大恐慌の後——すなはち、財界の機能が攪亂され盡した後、政府は之を收拾する爲めに、無慮五億圓の損失補償以外、更に二億圓貸出して、二億圓損をするといふ點であつた。委員長は最早や、これ以上、政府當局者の答辯を必要と認めず、委員會における質問を打ち切る旨を宣した。

特別委員會にては、此の二億圓損失補償案と、前の五億圓損失補償案(前記の修正付)に對し、左の如き希望條項を附し、兩案ともに可決せる旨、本會議に報告のこととなつた。



- 一、日本銀行特別融通及損失補償法並ニ臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律ノ運用ニ就テハ政府ハ損失補償ヲ減少スルニ努ムルコト
- 二、日本銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル割引歩合ハ國債以外ノ擔保貸付歩合以上タルコト
- 三、日本銀行ガ不動産ヲ見返リトシ融通スルニ際シテハ成ル可ク其手續ヲ簡捷ニスルコト
- 四、信用組合中員外預金ノ其制度並機能ニ於テ貯蓄銀行ト同一視スベキモノナルニ依リ産業組合中央金庫ヲシテ特別融通ノ途ヲ開ク爲メ政府ニ於テ機宜ノ處置ヲ執ルコト

最後に、モラトリアム事後承諾案は如何といふに、特別委員會の審議において、最も問題となつたのは、モラトリアムの影響に關する政府當局の答辯であつた。商相中橋(徳五郎)君は、初め本會議に於いて、モラトリアムに依り、財界は次第に落着き、格別の影響なくして濟むであらうと言明した。ところが、委員會に於いて、

中橋君は之を取消し、商工業其他各般のことに互つて、非常に重大なる影響を及ぼしたる事實を認める、と言つた。

もちろん、夫れは取消すのが當然であつた。モラトリアムの影響——すなはち損害の程度は、統計の上で立證することは、出来ぬが、或ひは二十億圓を超ゆるといふ者もある位である。従つて、斯くの如き重大の影響が、モラトリアムによつて與へらるゝものなる以上は、政府は、此の勅令を公布するとともに、豫め其の影響を緩和すべき方策を樹て、置かねばならぬ筈である。そこで、新黨俱樂部所屬委員は、中橋商相に對し、政府の方策は如何なるものであつたかと質したが、商相は、ただ事が突然に起つた爲め、見込みがつかかなかつた。従つて、當初より對策を以て進んだわけではない、と白狀した。

以上、特別委員會の審議に依つて、この未曾有の金融恐慌に對し、田中内閣およびその與黨が、如何なる態度を以て、莅みつゝあつたかは、悉皆明かとなつた。すなはち、彼等は、何等財界整理に對する對策を有せず、且つ恐慌に對する認識を



有せずして、金融界の攪亂と、政局の破壊を能事とし、黨争の前には、如何に重大なる負擔を國家に荷するをも、敢て辭せざるものなることが、明白にされた。同時に、彼等は、その黨略のために、若槻内閣において立案せる二億圓の損失補償を、七億圓に加重し、更にその上に、モラトリアム施行に依る、無慮二十億圓の大損害を、國民に蒙らしむるをも、憚らなかつた事實を、暴露したのであるが、その黨略に呼應して、田中内閣および其の與黨の行動を援助しつゝありし一團が、儼たる國務の諮詢機關として存在してゐたことを、國民は、斷じて忘れてはならなかつた。

## 六、樞密院彈劾案出づ

果然、第五十三臨時議會においては、以上の三議案を特別委員會に附託し、これが審議中、五月七日を以て、樞密院の奉答に關する決議案を上程した。案の提出者は、新黨俱樂部の安達(謙藏)君外十八名であつて、その決議の全文は、『前内閣が財界ノ動搖ヲ防止シ、公共ノ安全ヲ保持シ、緊急ノ需用ニ應スルガ爲メ、緊急勅

令案ヲ奏請セルニ、樞密院ガ之ニ反對ノ意見ヲ奉答シ、財界空前ノ動亂ヲ惹起セシハ不當ナリト認ム。右決議ス』と、謂ふのである。提案理由の説明には、中野(正剛)君が、之に當つた。

中野君の演説の一節は、本文の叙述を補ふ爲め、私は、既に前段(第四篇第四章三項参照)に引用したが、同君の火の如き熱辯は、樞府諸公が、財界攪亂に對し、重要な役割を勤めたるその非違を糺彈するとともに、衆議院が之を理由として、樞密院彈劾の決議をなすの斷じて不當にあらざるを説き、『此の衆議院——國民の意嚮を代表する衆議院に於いて、樞密院の爲すところ正しき歟。政府の爲すところ正しき歟。之を明白にして、國民悉く擧つて、此の政府の行動を是なりとし、樞密院の行動を否なりと議決したる時に、樞密院の諸公は如何なる態度を以て、上御一人に對し奉るか』と痛撃し、更らに論鋒を進めて、此の樞府と呼應し、政局に一大變動を激發せしめたる政友會の行動におよび、當時の真相を明かにすべく、次の如く、議政壇上より堂々と、全國民に呼びかけたものであつた。



政友會の諸君は、特に慎重の態度を以て、此の案に對して戴きたいと思ふ。立憲政治の爲に、樞府の越權を制することは、いづれの政府に取つても、必要のことである。議院政治の完成を主眼として居られる政友會諸君も、私は賛成せられる所であると思ふ。併しながら、諸君は、此の度、樞密院に對する彈劾案を、吾々が提出するに至つた此の問題の導火線なる、金融界經濟界の大動搖に對しては、極めてデリケートな立場に立つて居られる。

若槻前首相が、樞密院に於いて、緊急勅令の説明を爲して居る際に、政友會側から、黨議なりとして、之に反對するの通告をせられた。田中總理大臣は、當時の政友會の決議を以て、是なりと爲し、議會を開くが宜しい——斯様な意見を持つたと仰せられて居る。然らば、緊急勅令を以て救ふ能はずして、議會の開會まで、其の間に起り來る經濟界の大動搖、國家の大損失に對しては、豫め、之を豫測することが出来なかつたとすれば、政治的に盲目であり、其の行動は、全く、妄動であると斷ぜざるを得ない。(拍手、發言者多し)

諸君、震手法案が議會に於て議せられて居る當時から、政友會諸君は、或ひは國民大會を開き、或ひは議場に徹底的の暴論を繰返され、財界の困厄を顧みられなかつたと、吾々は思ふ。更に私は——此度、世の中に傳つて居る風説の、虚偽ならんことを希望する者であ

る。——世の中では、此度の緊急勅令に對する樞密院の反對には、政友會の策動ありと論じて居る。私は之を虚偽であると信じたのであります。然るに、其の虚偽ならざるを語るところの的確なる一つの證據を、私は持つて居る。暫く御清聴を煩したい。

四月十四日、鈴木現内務大臣は、免囚保護の爲めに、三重縣に出張せられて、二見の朝日館に投宿せられた。其の十五日の夕刻に、平沼樞密院副議長から、山田刑務所の鈴木宛に、電報が入つた。其の電文に曰く、『樞密院否決内閣瓦解の兆あり直ぐ歸れ』。此の電報は、鈴木君が既に刑務所を去られた後に、此の電報が達したのでありまして、電文を朝日館に向つて之を通告して來た(「出鱈目を言ふな」それがどうしたと呼ぶ者あり、其他發言者多し)。

ちやんと證據が舉つて居る。樞密院の副議長である平沼君が、樞密院が緊急勅令案を否決した其の刹那、直に政治家に向つて之を通告し、内閣瓦解の兆あり直ぐ歸れと云ふことは、是れ政治上の陰謀に非らずして何と云ふか。(略)田中首相は、斯の如き政友會内の有力者現閣員の一人たる鈴木内相が、樞密院副議長から、斯の如き電報を受けたことに對して、世の疑惑を招くことは、當然でないと思はれるか。政治の公明を期する田中君は、どう思はるか。私は、政友會諸君の行動、田中首相の行動を顧みて、之を綜合しますれば、樞



密院の某々と政友會とは、相策動したるものと断定せざるを得ないのであります。此案は、國民の聲である。國民對特權階級の争である。吾々の議決を表明致したのは、特權階級の政治干渉を除き、陰謀政治を排し、憲政の基礎を鞏固にせんとするものであります。諸君は慎重に此の案に對して、何卒御賛成あらんことを希望し、此の壇を降る次第であります。

中野君が右提案理由の説明を終つて降壇するや、鈴木内相は、議長に發言を求め、平沼樞密院副議長より、中野君の云ふが如き、電報を受けたる事實は、絶對にこれなしと辯じた。次いで、尾崎行雄君は、議事進行に關する發言中、彈劾案提出者に對して、同案の撤回を勸告して曰ふ。若し緊急勅令を實行せなかつたが爲めに、此の財界の混亂を招いたとするならば、その責任は、樞密院にもあらうが、第一に、臺閣にをつた諸君にあるではないか。何故、諸君は實行しなかつたのであるか。何故、諸君は辭職せず、身を以て、これが實行の衝に當らなかつたのであるか。區々たる樞密院くらゐの反對を受けて、ただちに兜を脱ぐといふやうな卑怯未練な行をして、什麼して國家の危急を救ふことが出来るか。不實行に責任

ありとすれば、樞密院よりも、その局に當つてゐた輔弼の責任者に、最も重き責任がある（速記録）と。齋藤隆夫君は、ただちに立つて、之に應酬し、『尾崎君が、本案撤回の勸告は、本案の目的の何處にあるかといふことを、理解してをらぬからである。本案の目的は、樞密院の行動そのものに對して、此の議會を通じて、國民的意見を表白するにある。緊急勅令案の諮詢に對して、樞密院と政府と意見を異にした場合、政府の取るべき途は、二。すなはち、尾崎君の言の如く、上奏して、聖斷を仰ぐのも一つの途。退いて國民に懇へるといふのも、一つの途である。前内閣は、後の途を是なりとして總辭職をしたが、その可否は、別問題に屬する。本案の趣旨は、樞密院そのものゝ行動の是非を、國民に懇ふるものなるが故に、樞密院の行動を是なりとするならば、尾崎君は賛成するがよい。非なりとするならば、堂々と反對するがよいのである』と駁した。私は、尾崎君のやうな聰明なる人が——齋藤君はその駁論の中において、尾崎君は、好んで政治論はするが、惜しむらくは、同君の頭腦は、論理的ではない。憲法と政治とを、混同する弊があるとは云つたが、斯様な意見を吐かれるのを聞いて、私たちの衷情の、容易に、多數者に知ら



れ難きを痛感した。上奏して樞密院と争ふ。その顛末を上奏して 宸襟を惱まし奉る。かうしたことは、輔弼の重任を負ふ者の、謹慎して避くべきである。といふ私たちの衷情が解らない人々には、遺憾ながら、私たちの行動は、永久に不可解であらねばならぬ。

彈劾案は、これより各議員の討論に入つた。さうして、是非の論議は、ますます紛出したが、遂に採決に入るや、二百十對百九十四の多數を以て、可決された。

翌八日、すなはち此の議會の最終日において、第一第二の損失補償法案およびモラトリアム事後承諾案は、特別委員會の修正および希望條項を附して、本會議に上程され、各委員長の報告通り可決した。同時に、貴族院にても、同様通過を見、こゝに、金融大恐慌直後の第五十三臨時議會は、五月九日を以て、閉院式を舉行せられたのである。

### 七、何故に敵黨と戦はざりし歟

斯くて第五十三議會閉會の後も、五月十三日を以て、モラトリアム期間明けの第一日を迎へたが、議會の形勢が意外に靜穩で、政府の提案に係る日銀七億圓の特別融通損失補償兩案が可決の上、滞りなく施行さるゝを得た爲め、人心は殆ど元の平靜に復し、取付けらしきものは、全國を通じて一もなく、これが警戒の爲め、日銀より貸付を受けてゐた銀行中、同日午後、早くも返金するもの續出し、十六日までには、日銀の非常準備資金は、全部返還を見るに至つた。

日銀にては、これより先き、總裁の市來君は辭職し、後任に、井上(準之助)君の起用を見た。

これは同君が往年、原内閣時代、高橋藏相のもとに日銀總裁を勤めた關係があり、且つ、その力量手腕が、斯界に卓絶せる關係からでもあらう。しかし、私をして在態に云はしむれば、同君の日銀入りには、何等か其處に、斯うした關係以上の、或るものがあつたらしい。



それは兎に角、斯くして、第五十三議會の後、財界がまったく安定した結果、田中内閣は、昭和四年七月、滿洲某重大事件善後處置に躓き、總辭職の止むなきに至るまで、前後二年二箇月間、曲りなりにも存続するを得た。その間、田中首相は、昭和三年一月二十一日、第五十四議會休日明けの劈頭において、衆議院の解散を行ひ、内相鈴木君に辣腕を揮はしめ、普選最初の總選舉に、干涉壓迫の汚點を印し、與黨政友會を、百九十名の第二黨より、二百十九名の第一黨とならしめた。一方、新黨俱樂部は、第五十二臨時議會明けの昭和二年六月一日を以て、立憲民政黨を創立し、右の總選舉には、政府軍の猛襲を受けながらも、所屬議員は、總選舉前より僅かに二名を減じたのみで、二百七十七名を維持したのであるが、後ち、昭和三年八月におよび、床次君一派の脱黨に會し、百七十二名の少數に叩き落されると同時、政友會は、同君等の復黨によつて、二百三十有餘名を算するに至り、總裁田中男の赫々たる黄金時代を、こゝに現出するに至つたのである。

斯かる政情の推移に對し、民政黨の人々が、その心平かなるを得ざるは謂ふま

でもない。何故に、斯くまで、田中内閣および與黨の勢力を増大せしめた乎。何故に、第五十三臨時議會當時において、與黨の陣容いまだ整はざる際、樞密院彈劾案を提出するとともに、斷乎内閣不信任案を提げて、解散を迫り、ただちに總選舉戦に入つて、一氣に、田中内閣を潰滅せしめなかつた乎。さういふ論をなす者は、もちろん尠なからず黨内にあるし、また、黨外にもあつた。雑誌や書物に、これは新黨俱樂部が、靡然として闘志を缺き、政府の解散風を極度に畏怖したからである、などと書いてあるのを、今でも見受ける。實に當時、新黨俱樂部は、所屬議員二百三十名を擁し、議員定數四百五十八名（六名缺員）に對し、過半數の勢力を占め、衆議院を、意の儘に動かすを得たので、不信任案を提出して、第五十三臨時議會を解散せしめ、總選舉によつて、田中内閣を葬らんことは、必ずしも難事ではなかつたとおもふ。現に、その臨時議會直前、新黨俱樂部の闘將安達君一派は、謂ゆる少壯組の人々を率ゐ、猛烈に之を主張したものであつた。



## 八、國家のため忍び難きを忍ぶ

安達君等の主張には、多分の合理性を有してゐた。田中内閣およびその與黨が、樞密院の一角と氣脈を通じ、若槻内閣の財界安定策の遂行を妨げ、未曾有の金融大恐慌を激發するに至つたことは、當時、私たちの腦裡に生々しき事實として、烙きつけられてゐた。此の事實を、一齊に、國民大衆に知らしめ、以て、黨略の爲めに、國家民人の休戚を、毫も意とするなき彼等が、奸譎の心術を暴露すれば、天下何人か、鼓を鳴らして、之を責めざる者かあらう。

政友會が、第五十二議會において、震手整理案の審議中、臺銀の内情を別抉し、黨と縁故深き有力銀行をして、巨額なるコールを、臺銀より引きあけしめ、臺銀破綻の餘儀なきに至らしめ、金融界を攪亂する一方、これが救済に當らんとする政府の提案を、極力攻撃して、剩すところなかつた顛末は、既に前段に記述した。すなはち、政友會は、臺銀破綻の前四日、――四月十四日を以て、議員總會を開き、その席上、政府は、曩に帝國議會に於いて、臺灣銀行の

整理既に成れる旨を聲明せしに拘らず、今や同行の破綻を見んとするに際會し、妄りに緊急勅令を發布して、其の救済をなさんとするは、政治道德上許すべからざるのみならず、實に違憲の舉措なりと云ふべく、宜しく臨時議會を召集して、國民協賛の常道に出でしめざるべからず』との決議をなしたが、此の決議こそは、樞密院の緊急勅令案反對の理由と、まさしく符節を合する如くである上に、總裁田中男は、同月十六日、更らに、政友會臨時大會において、『一特殊銀行である臺灣銀行に對して、二億圓の巨資を支出するが如きは、極めて暴舉である』云々の趣旨を演説し、重ねて、政府反對の火の手に、油を濺ぐの行動に出でた。

かやうにして、彼等は、遂に野望を達し、かやうにして、若槻内閣を倒して、之に代はるを得たことも、また前段に記した。此の政變の波動をうけて、空前の大恐慌は、襲來し、これが對策としては、ただ緊急勅令に依る、モラトリアム施行以外、最早や何ものも無かつた。斯くて、田中内閣の成立直後、國家の有らゆる經濟機關は、その活動を停止せしめられ、加之、前内閣においては、二億圓にて事足るべかりし日銀の損失補償額は、その三倍以上の七億圓を以てせざれば、財界の安定



は期し難きにおよんだ。

臨時議會の代償五億圓！ 實は黨略の犠牲五億圓！ 之を國民大衆の肩上に負荷せしめて、何等憚るところなき田中内閣は、政治的正義の爲め、一日も早く打倒せざるべからず。一日も永く存続せしむべからず。——といふ、これが、安達君等の不信任案提出の主張の基くところである以上、私たちは、もちろん、反對を唱ふべくもなかつた。

しかし、それにも拘らず、私は、あくまでも安達君一派の主張を抑へ、謂ゆる少壯組の行動を鎮めねばならなかつた。何故ならば、いま、不信任案を提出して、議會の解散を見るに至れば、その影響は、那邊におよぶ乎。せつかく、安定しつゝある財界は、之が爲め、忽ち動搖を來たし、ふたゝび大混亂は、國民大衆の上に落ち懸かるを避け難い。のみならず、總選舉においては、論議の中心は、經濟問題。すなはち、金融界の問題を中心として、その是非を、國民の判断に懸ふるの外なき爲め、必然、その波動は、經濟界におよび、多數銀行は、またもや算を亂して倒るゝこと

とならう。斯くては、新黨俱樂部は、その主張、その態度を、天下に宣明するを得ても、之に依つて蒙る國家民人の慘害は、殆ど測り知るべからずではないか。

私は、右の理由をうち明けて、諄々と、不信任案提出論者に説き、ひたぶるに、黨内の反田中熱を緩和するに力めた。幸に、若槻町田の兩君は、私の意見に同意せられた爲め、遂に、不信任案は、第五十三臨時議會に現はれず、田中内閣に對する憤懣、樞密院に對する不平の表示が、僅に樞府彈劾案提出くらゐの程度に和らげられて、議會は無事に終了した。同時に、田中内閣は、其の損失補償案の滞りなく可決されたことに依つて、財界安定の效を收め、始めて大恐慌の善後處置を完うするを得たのであつた。

もちろん私は、この議會前、および議會中においても——否、議會後約一年、財界動亂の餘波が、悉皆鎮靜して、これならば、大丈夫だとおもふまでは——私が、曩日、政友會總裁田中男と、久原邸において懇談したこと、さうしてその席上、田中男の誓約を得たことによつて、震手整理案を提出するに至つたことの顛末



は、一般黨員はもとより、幹部諸君にさへも、断じて漏らさなかつた。若し私が、それを漏らしたであらうならば、必ずや、黨員は、ますますこれが爲めに激昂し、党内における田中内閣不信任案提出の氣勢は、何人が、いかに手を盡くすとも、到底抑へ切れなかつたであらう。

——私は、一黨の利害を顧みなかつた。また、私自身の毀譽を、問題としなかつた。爲めに、翌昭和三年の總選舉において、民政黨の立場を、國民に徹底せしむる能はざりし結果、黨が、斯様に、第一黨の地位より叩き落されざるを得なかつたといふならば、これを辯明すべき言葉は、私には、唯の一語もないのである。

## 第六 餘 録 上

昭和の金融大恐慌は、從來の謂ゆる恐慌に見るべからざる特異性(本書第四篇第一章参照)を有してゐた關係からであらう歟。一度、その襲來の報が海を越えて英米諸國に齎らさるゝや、俄然、斯界の耳目を聳動し、新聞に、雜誌に、可なり多くの論評が試みられた。その重なるものとしては、米國の經濟界において、『日本における今回の恐慌は、政治が經濟に侵入せる結果である』といひ、また英國方面では、『これは、日本が、世界大戰後の七年間に、財界の大整理をなすべき暇が與へられてゐたに拘らず、徒らに荏苒して、未整理のまゝ、今日に至つた怠慢の結果である』と評した。なかにも、注意すべきは、彼地の或る新聞が、『かやうなる恐慌を惹起したことは、一の政治上、經濟上のスキヤンダルに外ならぬ』との觀察を下したことであつた。



スキヤンダルは、普通に恥辱、不面目、醜怪事などと譯されてをるやうだが、その意は、いづれにしても、我國の政治界並びに經濟界にとつて、好ましきものでないのは謂ふを俟たぬ。しかし、好ましきにせよ、好ましからざるにせよ。その觀察は、確に、或るものに觸れてゐるのであつて、遺憾ながら、何人も、之を否定するに足るほどの、自信の持ちあはせはあるまいとおもふ。その上になほ遺憾なことは、これらの英米人の批評に比し、恐慌の本家本元から出た多くの言説には、可なり正鵠を逸したものが多かつた。とりわけ政黨人——私たちと、その立場を異にする政黨人の觀察、批評、言説の類に至つては、如何に最負目に見るも、認識不足にあらざれば、常識不足と謂はるべきものが、尠くなかつたことである。次に、その二三を擧げて見よう。

### 一、私に對する種々の批難

或る者はいふ。若槻内閣は第五十二議會において、震手整理案を提出した際、

片岡はこの法案さへ通過すれば、臺銀の救済は充分であると言明した。それにも拘らず、議會閉會後、二句を出でざるに、ふたゝび臺銀救済の爲めに、緊急勅令によつて、二億圓の損失補償をしなければ、收まらなないと云ふ。それは取りもなほさず、片岡に、財界の情勢を見るの明なき證據であつて、かやうなる不明が、財界を大動亂の渦中におとしいれたものであると。——これは、批評と謂はんよりも、批難であるが、それが一つ。次は、これまた、私に對する批難であつて、前のものより、一層辛辣を極め、私に、大藏大臣としての器量のないのを指摘するのみならず、財界動亂の責任の殆ど全部を擧げて、私に負はしめたものである。すなはち曰く、片岡は、己れの功名を急ぎ、強いて、金解禁の時期を促進せんとした爲めに、平地に波瀾を起したものである。或ひはまた曰く、議會において、片岡は、震手整理案の取扱ひを誤り、不誠實の態度と、輕率の言辭を敢てし、その爲め、政友會の反對を招き、斯くの如き大恐慌を勃發せしむるに至つた。それゆゑに、直接の責任者は、片岡であると。なほ、これらの批難のうち、比較的穩やかなものすら、原因を、私の不手際に歸し、何處までも、責任を背負はさねば、承知出來ぬやうに見受けた。



かやうな批難は、恐慌當時既に、世間の一部に流布せられ、數年後の今日においても、なほさうした考を持つてゐる人々が、可なり残つてゐるやうだ。片岡に、藏相としての器量がない。だが、その器量の標準を、何處に置くか。その置き方によつては、内閣官制公布以來、有らゆる大藏大臣は、大藏大臣の資格が無いことにならうし、或ひは之に反して、資格が有り過ぎることにもならう。かやうな無邪氣なる批難には、私はただ、微笑を以て答ふるにとどめる。さうして、第一の批難、すなはち私の財界動搖に關する認識が足らなかつた爲めに、震手整理案可決後において、一層、財界の不安を感じ、緊急勅令案を提出して、否決された結果、大恐慌が起つたのだといふの批難が、果して正當であるか。什麼か、を檢討しよう。すくなくとも、當時、樞密院の諸公は、斯かる批難を正當なりとして、緊急勅令案を取扱ひ、政友會の人々もまた、樞府諸公の意見に賛同し、諸公の行動を支持してゐたことは、前段の記述に依り、既に明確だ。しかし、私の見るところによれば、斯かる批難を受くるには、樞府諸公および政友會の人々こそ、極めて適當な

る資格を持つ。——といふのは、彼等は、若槻内閣の緊急勅令案に反對したことに依つて、たちまち、數日を出でざるに、彼等自身緊急勅令の必要に迫られ、急遽モラトリアムの發令を見なければならなかつたといふ事實が、明かにそれを證據だてゝあるからである。若し當時、樞府諸公および政友會の人々にして、財界に對する認識を、若槻内閣の十分の一ほどでも、持つてゐたであらうならば、喜んで、最初に若槻内閣の奏請した緊急勅令案に賛成したこととおもふ。何故なら、樞府諸公や政友會の人々が、いかに若槻内閣の政務を妨害するを能事とすれば、その妨害したことによつて、二億圓の損失補償を七億圓に増加し、その上に、約二十億圓に上るであらうモラトリウムに依る大損害を、國家に與ふることを、快しとせられようとおもはぬからだ。彼等が不明でなかつたなら、あれほどの大恐慌も起らなかつたであらうし、また私を、不明呼ばはりすることもなくて済んだであらう。従つて、私に對する上述の批難も、むろん起り得ないわけであつたとおもふ。



次に、片岡が功名心の爲めに無理をしたといふの批難であるが、果して左様か、左様でないかは、本書第參篇「藏相としての回想」以降第四篇に亘る私の記述が、既に之に答へたこととおもふ。議會において、震手案の取扱ひを誤つたといふのは、私のことである乎。或ひは反對者のことである乎。輕率且つ不誠實であつたのは、果して何人の言動である乎。これまた事實が、事實を判斷するに委さう。若し夫れ、政友會の反對を招いたことが、かやうの大恐慌を勃發せしむる原因だといふに至つては、實に、聞き棄てならぬ言葉であつて、取りもなほさず、政友會なるものは、己れの政黨に反對する者には、その反對に對する報復として、金融界を攪亂し、國家に大損害を與へても、敢て辭さぬ政黨であることを、表白することとならう。問ふに落ちずして、語るに落ちるとは、おそろく斯ういふ場合に、當てはまる辭かとおもふ。

なほ、總括的の批難として、私の不手際を責めらるゝに至つては、私は、何と陳謝してよろしきやを知らぬ。私としては、有らん限りの誠意を傾け、且つ、絞れる丈

の腦漿を絞つて、徹頭徹尾、事に當つた次第であるが、私は、もとより神ではない。従つて、私の手際を、最上の手際とは申しかねるが、若し最上の手際の持ち主であるなら、あの場合、什麼いふ遣り方をしたであらう乎。世に、實行は難く、批評は易しと謂ふけれども、批難は、批評よりもなほ易くはない乎。或ひは、易いのは、間違つた批難であつて、眞に人を首肯せしむるに足る批難は、或ひは、批評よりも難く、また實行よりも、一層難いかも知れない。それ故に、さういふ本當に價值のある批難を、あまり聞かなかつたことを、私は、今なほ、甚だ殘念におもふ。

## 一、震手整理と新銀行法の收穫

金融恐慌に聯關して私に向けられた批難は——他になほ、傾聽すべきものがあるかも知れぬが、先づおほよそ前段に擧げたやうな種類のもので、之に對する私の管見も、ほゞ右に盡くした。もちろん、その孰れが是、孰れが非なるかは、冷靜なる後世史家の判斷に俟たねばならぬであらう。が、その恐慌を捲き起す



に至つた原因の大部分を占めたのは、——もつと明確にいへば、恐慌を捲き起すに至らした議會行動の直接原因をなしたものは、私の提出した震手整理案であることには、すべての人々の判断が一致してゐるにも拘らず、案そのものに對しては、今日最早や何人も、これを批難する者はない。それは私自身、勝手にさう決め込んでゐるわけでない。また、黨派感情に囚はれざる、公平なる人々の意見のみではない。同時にまた、それは、私から、最初に、その提案に就いて相談を懸けられて、大乗り氣になつて賛成すると云つた、政友會總裁田中義一男の口前ばかりでもない。田中男の統制の行はれざる田中内閣——震手整理案を攻撃して、議會を闘犬場の如くならしめた田中内閣が、昭和三年三月三十日、(三土君の藏相時代)大藏省の名を以て發表した報告に依るも、震手案そのもの、財界に對する貢獻は、世の有らゆる批難を越えて、之を認識せざるを得ない事實を、はつきりと證明してゐるのである。

大藏省の發表といふのは、田中内閣成立後、約一年間における本邦金融機關の

狀況に關する調査報告である。全體を三項目に分ち、『第一、財界恐慌後に於ける銀行整理の成績』の記述には、

昨春(昭和二年三、四月)財界の恐慌以來、休業せる銀行の總數は、三十七行にして、休業當時における預金總額は、五億六千六百六拾萬圓餘、その預金口數は、八十七萬餘の多きにおよべるが、其の後、單獨開業せるもの十四行、うち、日本銀行より預金拂戻に就き特別融通を受けたるもの七行、單獨開業の見込立たず、當初より他行に合同整理するの目的を以て、整理計畫を立てたるものは、左右田銀行、村井銀行、中井銀行、中澤銀行、八十四銀行の五行なり。之等の銀行は、いづれも重役の私財提供、未拂込株金の徴收により、つとめて、その損失の補填を圖り、また日本銀行の助力のもとに、出來得るかぎり、預金等の債務を支拂ふこととし、資産不足部分に對する預金等は、債務の免除を得て、整理案を遂行し、他の銀行に合同することとせり。(略)

と記し、それより各銀行の整理に關する諸般の手續きにおよび、これが経過を報告し、次いで『第二、震災手形および特別融通』と題する項目において、震災手形および之が處理法の経過成績等の各事項に觸れて、



昨春休業せる銀行中には、震災手形を所持せるものあり。しかして整理存続の見込あるものに對しては、震災手形處理委員會の議を経て、その震災手形債務を免除することとなせるを以て、休業銀行の整理を容易ならしめたること少なからず。すなはち休業銀行中、震災手形を所持したる銀行は、村井近江左右田中井中澤八十四東京渡邊の七行、その金額は四千二百五拾七萬三千圓にして、東京渡邊銀行に對する關係以外のものは、全處理濟なり。右處理の結果、今日まで、既に免除に決定せる金額は三千三百四拾九萬七千圓、公債貸付に決定せる金額は百六拾三萬七千圓なり。なほ昭和二年九月三十日における震災手形の融通總額は、一億八千四百餘萬圓にして、その所持銀行の數は、前記七行を合し三十三行なり。而して、その損失補償に決定せる金額は九千九百餘萬圓、震災手形善後處理法に依り、公債を貸付けたる金額は七千四百餘萬圓、處理未濟額六百餘萬圓なり。

(略)

と報告してゐるのである。これは、私が註する迄もなく、震災手形損失補償公債法、並びに震災手形善後處理法が、第五十二議會を通過して、公布されてゐた爲め、財界に齎らした其の效用を、如實に示せるものに外ならない。若し當時、枚數三

千四百數十通、金額二億七百萬圓に上る震災手形が、依然一年送りに、謂ゆる財界の癌として、未整理のまゝ捨て置かれてゐたであらうならば、如何。我國の金融機能は、終始その壓迫と不安とに悩まざるゝはもちろん、一朝その不安が、爆發した曉、斷じて斯様に、短日月の間に、やすやす後始末が出来る筈のものではない。三土鐵相は、第五十二議會の特別委員會において、——たとひ初めのうちだけでも——私の震手整理案通過の爲め、盡力せられた人であるだけに、一年後において、それが解つたことは、早くはないけれども、解らないより、よほど感心して可いではないか。

なほ、右大藏省の發表は、私の藏相當時の、銀行法實施後の経過にもおよんでゐた。

銀行法は、既述(第四七九頁—四八四頁参照)の如く、これまた第五十二議會を通過し、昭和二年三月三十日、法律第二十一號を以て公布されたものであるが、恐慌其の他のため、準備に手間取つて、やうやく、同年十一月、その施行に關する各種勅令、および



大藏省令による施行細則は、各公布され、翌三年一月一日より実施のこととなつた。それゆゑ當時なほ極めて短い期間の経過ではあつたけれども、調査の結果は、銀行界の整備改善に、相當役立つてゐたことが解つた。且つ同法の制定によつて、自然に弱體銀行合同の機運を作り、以て無用の競争を避けしめ、同時に、資本金の増加に依つて、銀行の基礎を鞏固ならしめることは、その立案當時より、私の期待を懸けてゐたところであつたが、幸にその期待の空しくなかつたことは、此の發表中、『銀行當事者もまた進んで合同するの必要を自覺し、既に昨年(昭和二年)において、百三十四銀行の合同を見、本年(昭和三年)においては、既に合同を實行せるもの二十二行、既に假契約を締結するもの等、合同見込の確實なるもの八十餘行に上れり。その他、若尾銀行、第二銀行、加島銀行、藤田銀行等、相當多額の預金を有する銀行にして、その營業所預金、および之に相當する資産等の全部、または一部を、他行に引繼ぎて整理をなせるものありて、銀行の合同整理は著しく進捗しつゝある狀況なり』とある記述によつて、知ることが出來た。私の努力は、斷じて徒爾ではなかつたのである。

### 三、田中内閣と濱口内閣

田中内閣の二年二箇月は、歴代内閣の壽命に比し、短いとは云ひえないが、しかし、その政策施政の上に、たいして私たちの印象に残るやうなものはないが、しかも、もちろん、昭和三年二月の第十六回總選舉に對する政府の行動や、その行動が、總選舉後の第五十五臨時議會(四月二十三日開會―五月六日閉會)に反映し、尾崎(行雄)君等の提唱した政治國難、經濟國難、思想國難の決議案中、『政治國難』の中心問題として、政府の選舉干渉に對する痛烈なる攻撃となつて現はれ、惹いて、民政、明政、革新三派の鈴木内相彈劾案におよび、遂に内相の引責辭職を見たことや、内相の辭職とともに、内閣の一部改造となり、田中首相の私縁關係の人たちが、擢用せられて、黨内黨外の物議を醸したり、それが爲め、水野文相の辭表捧呈に絡つて、優詔問題を惹起したり、不戰條約第一條『人民の名に於いて』を例の樞密院から、憲法違反、國體無視だと猛烈に攻撃されたり、遂に、昭和四年七月二日、滿洲某重大事



件に依つて、さしも「不死身」といはれた此の内閣も、投出しの餘儀なきに至るまで、斯うした種々の問題や、その経緯を書けば、もちろん資料の尠きに苦しまぬが、それを記述するには、他に適當な人があらう。

一方、財政政策に關する方面では、高橋藏相は、在職僅に四十有餘日、その金融恐慌善後處置の一段落を見るや、直ちに挂冠し、三土(忠造)君が後任に擧げられた。しかし、田中内閣が、斯黨の謂ゆる傳統的積極方針を多分に織り込んだ、昭和四年度歳計豫算は、第五十四議會(昭和二年十二月六日—三年一月二十一日)解散の爲め、不成立となつて、実績の徴すべきなく、次いで第五十五臨時議會(昭和三年四月二十三日—五月六日)に、前年度の追加豫算を提出したとき、三土藏相は議會に莅んで、『地租の委譲は、現内閣の重要政策の一つであるが、その關係頗る多岐複雑なるが故に、特別議會において、審議を求むるは適當ならずと考へ、來る通常議會に之を提出する事とした』と述べたに拘らず、その通常議會(第五十六議會—昭和三年十二月二十六日—、四年三月二十六日)になつて、肝心の地租委譲案は、貴族院において否決され、其の他の重要法案も、否決または握り潰しの運命に遭つた爲め、三土藏相の手腕も、何等世に傳ふべ

きものはなかつた。ただ原内閣以來持ち越しの、産業の保護振興交通通信機關の整備、教育の振興等、等の諸施設を豫約または宣傳して、謂ゆる中間景氣を、一時、煽つただけのことであつた。

濱口内閣が田中内閣に代つて出現したのは、昭和四年七月三日のことであつた。濱口首相は、組閣早々(一)政治の公明、(二)國民精神の作興、(三)綱紀の肅正、(四)對支外交の刷新、(五)軍備縮少の促進、(六)財政の整理緊縮、(七)非募債と國債總額の減少、(八)金解禁の斷行、(九)社會政策の確立、(十)教育の更新に關する十大政綱を發表した。此の政綱中、最も注視すべきは、金解禁の斷行に關する聲明であつて、濱口内閣の有らゆる財政的經濟的諸施設は、要するに、之が斷行上の必要から割り出された手段、方法とも謂ふべきであつた。

藏相には、井上(準)君が擧用され、濱口首相の旨をうけて、田中内閣が第五十六議會を通過せしめた昭和四年度の公布豫算拾七億五千二百餘萬圓に對し、徹底的大修正を加へた。修正の方針が、首相一流の思ひ切つた緊縮節約の財政政策か



ら、割り出されたものたるは謂ふまでもない。その結果、編成せられた実行豫算は、公布豫算に比し、一舉に、約七千萬圓の大削減を見たのであつた。

#### 四、実行豫算と官吏減俸案

既に帝國議會において承認された豫算に、政府が任意に編成替へを行ふことは、議會の審議權を侵害するものではない歟。政府が、斯く公布豫算を變更して、新たに実行豫算を編成せんが爲めには、臨時議會を召集して、之が協賛を経べきでない歟、との物議は、たちまち政界の一部に囂々として起つた。しかし、濱口首相は、これらの物議に、毫も耳を假すところなく、斷々乎として、政府の所信に一意邁進した。

濱口首相は云つた。『議會の協賛を経て、御裁可を経た豫算を、政府は決して變更したものではない。ただ豫算の範圍内において、節約の程度を申合せたものに過ぎない。その理由は……公布豫算面の金額の全部を、費消するといふこと

は、現下の國情に鑑みて、宜しくないと考へたからである』と。首相はまた、その節約の理由を、同年（昭和四年）九月十一日、実行豫算説明會の席上、貴衆兩院の各派代表者に對して、次の如く述べた。

（略）政府が、整理節約を斷行するに至つたに就いては、誠に喫緊なる理由の存するが爲めである。……金解禁は、實に國家の信用を恢復し、日本を經濟的孤立より救ふ所以である。これが爲めには、財政の整理緊縮と、民間の消費節約とを併せ実行せねばならぬ。是れすなはち、実行豫算を作成することの絶對的必要なる理由である（略）

と。斯く濱口内閣は、実行豫算の改編によつて、中央財政の整理を敢行したのみならず、政府の財政方針を各地方長官に示達して、地方財政の緊縮を圖らしめ、且つ、一般國民に對し、消費節約の急務なるを高調して、日常生活上の冗費を省き、輸入防遏に努力せんことを極力勸奨し、大は國家經濟より、小は個人經濟に至るまで、徹頭徹尾、節約緊縮の徹底を期せずんば止まなかつた。なほ、この爲めに、『政府自ら實踐躬行の範を國民に示し、以て經濟難局の打開に資するところあらん



と欲す』との趣旨のもとに、同年十月十五日の閣議において、官吏俸給の一割減、および植民地および駐外在勤俸の削減をも決定するにおよんだ。

首相濱口君は、その主義に忠實にして実行力に富み、且つ性格の正直にして徹底的なる點において、歴代首相中、殆どその比を見ざる底の人であつたが、一般官吏は、濱口首相の意は諒としても、首相の行動に歩調を揃へて行進するだけの氣力を持ちあはせてゐなかつた。濱口君自身が、己れの政治的信念に照らして、喜んで承認するだらうと思つてゐた官吏減俸案には、身分の保障ある司法官が、眞つ先きに、反對運動を起し、他の官吏階級も、また、一齊にこれに響應するの勢を見せた。且つ、此の減俸案が實行せらるれば、有らゆる俸給生活者にも、減給の波動のおよぶ懼れがあり、同時に、俸給生活者を顧客として業務を営む人々の上にも、影響するところが尠なくないので、これらが相俟つて、官吏減俸反對の輿論を作り、政府の措置に極力反對の氣勢を擧げた。これが爲め、さすがの濱口内閣も、倉皇として聲明書を發し、一先づ減俸案を撤回するの止むなきにおよんだ。

消費節約の勸奨は、必ずしも好反響は得られなかつた。もちろん財界再建の方法として、節約を勵行することには、一般に異論があらう筈はなく、濱口首相等の憂國の誠意にうたれ、その趣旨を理解して、漸次節約の風をなしたのであるが、何分積極方針一點張りで、人氣取りにこれ力めてゐた田中内閣の後に、可なり急激なる緊縮政策が施行さるゝこととなつた結果、商工業界は、多大の脅威を感じ、多數民衆が消費節約を勵行すれば、するほど、國民生活上に生氣を喪ひ、一種退嬰的萎縮的の暗影を孕まんとするに至つた。



## 第七 餘 録 中

私は、濱口内閣の方針が、断じて退嬰萎縮に終るものでなく、この緊縮政策の勵行の後には、必ず、積極的進取的の光明が、齎らされねばならぬことを確信してゐた。同時に、多數國民もまた濱口首相等の消費節約の勸奨が、謂はば、『伸びんが爲めの縮み』であるに外ならぬことを、相當理解はしてゐた。が、しかし、せつかくの緊縮節約政策も、餘りに極端におよんでは、國民生活の明朗性を減殺し、惹いては、國家産業に對する發展の意氣を挫き、謂ゆる、『縮み』が、遂に、『萎み』に、終はるの結果を持ち來たす。——さうなつては、甚だ香ばしくないとおもつた。

## 一、濱口内閣に對する警告

然らば、什麼すればよいかといふに、この際、——すなはち緊縮節約の主張が、ほゞ國民全般に普及したのを機會に、濱口内閣は、決然として、政策更新を行ふべきである。もちろん現在の緊縮方針を、全然放抛せよといふのではない。むしろ、緊縮方針を一層高調して、國民大衆の精神を緊張せしむるとともに、その緊張したる精神を善導して、大いに、積極的進取的に、生産部門に對する活動に振り向けよ、といふのである。

私は、濱口内閣成立の第一年、すなはち昭和四年の秋に、右に關する所感を一篇の論文とし、警告の意味において、濱口首相に之を送つた。私の所期が、首相の省慮によつて、從來遂行の政策と相並び、新たに現下須要の産業振興策を樹立せしめ、民心一新の方圖を講せしめんとするにあつたのは、謂ふを俟たぬ。私は、この論文に、親展書を附し、せひ、首相が熟讀の上、之を閣議に懸けて、實行に力められたいと申し送つた。

此の論文は、『經濟國難に直面して』と題し、(一)消費節約の企、(二)直面論と原則



論、(三)國難的經濟策としての節約論、(四)國難的産業策としての消費論に分ち、可なり直截且つ無遠慮に、所見を述べたものであつた。従つて、之に對し、濱口首相は、什麼いふ感じを持つてあらうか。賛成して實行するか、或ひは、反對の見地に立つて、駁論を試みるか。濱口君のことであるから、單に、之に眼を通しておいたと云ふだけで、濟ますやうなことはあるまい。——さう思つて發送したのであつたが、果して、私の豫測は外れなかつた。

數日後に、私の論文は、濱口君の丁重なる書翰を添へて、私の宅に返送されて來た。書翰には、左の如く認めてあつた。

拜啓二回の華翰正に拜誦益々御勇健の段大賀此事に存じ候

經濟國難に關する高見再三繕讀固より大體に於て御同感に御座候乍失禮小生所見の一端を欄外に附加致置候條御參考被下度而して御意見として新聞紙上に御發表相成何等差支無之と奉存候部分的には人各異見も有之候へ共大局に於ては其歸する處を一にするものと被存候唯金解禁を眼前に控へたる今日折角高潮の域に達したる消費節約の精神が忽ち冷却消滅する様の事ありては經濟の立直の上に於て遺憾千萬に御座候其邊可

然御酌量願入候貴酬旁々得貴意申候 頓首 五日 片岡老臺侍史 雄幸

## 二、私の論文と濱口君の意見

論文の欄外には、なるほど、濱口君の筆で、賛否の意見が、要所々々に書き込んであつた。私は、さすがに、濱口君であるとおもつた。いま、私の論文と、之に對して濱口君の意見が記入されてゐる節々を、次に併せ掲げて、當年の國情と、之に對する私たち兩人の意見の存するところを回想するも、あながち無意義ではあるまいとおもふ。

### (一) 消費節約の企

われわれ日本國民は、いま現に、三つの國難に打ち克たねばならぬ運命に置かれて居る。一は經濟國難であり、二は産業國難であり、三は思想國難である。しかしながら、思想國難は、探り探つて其の源泉を尋ねれば、經濟國難や、産業國難やの支流であるかに認めらるゝ



點が、往々にして發見されるのである。往々にしてと云ふのは、其の源泉が唯一無二であると斷言するを憚るだけのことである。

果して然らば、經濟國難や産業國難の源泉が清めば、思想國難は、支流的に其の大部分が淨化され得ると想はる、だけの見當は附くことと思ふ。ただ爰に、經濟國難と産業國難とは、何れかが源泉であつて、他の何れかが支流であるかに看らるゝけれども、われわれは細心に、此の二つの國難に直面して、凝視せなければならぬと思ふ。

わが日本國は、開國以來六十餘年間、或る特種の事情に原因する數箇年を除けば、貿易は殆ど入超續ぎで、今日の日本人は既に入超中毒に罹つて居るのである。此の症狀を癒治せんがために、歴代の政府中、輸出を奨励しなかつた政府は一つもなかつたのである。従つて輸出は、漸次増加の傾向を辿つて居る。ただ輸出の漸増よりも、輸入の激増が超過するので、此處に經濟國難の因子が生ずるわけである。然らば輸出の漸増力を刺戟すると同時に、輸入の激増力を抑制すれば、宜いではないかといふことになるが、輸出を刺戟して輸入を抑へるといふことは、我國民の産業生活を立て直すにあらざれば出來ない相談であることに氣附かねばならぬ。

由來我國民は、農業本位國民として、農産物を作るといふことと、其の農作物を消費するといふこととを、傳統的に區別し、自己の作物を自己のために消費するといふことを、一種の罪惡、少くとも稼業としての冥加に、悖るものの如くに、教育されて來たのであつた。然るに、近代の農民は、農産物を作るといふことを稼業的に考へないで、消費的に考へるやうな氣分になつたのである。さういふ氣分の變化が、他の商工市民の氣分にも變化を生じ、終には全國民の生活氣分に、根本的な變化を招來して、現代に至つたのである。予は、今更ら此の氣分の變化を批評せんと欲するのではない。ただ此の氣分の根本的變化を認識して、經濟國難に直面せんと欲するのである。

思ふに、現内閣も亦た此の點を凝視して、先づ第一に消費節約を要望したのであらう。但だ爰に注意を要するのは、消費を節約さへすれば、それで國民の經濟生活が立て直るか、どうかといふことである。自己の製作物を無關心に自己の生活に消費するといふことは、我國の如き原料の缺乏せる國情に於ては、必然的に輸入が輸出に超過せざるを得ぬ。何故ならば、商品を製造すべく原料が乏しい。其處で先づ原料を輸入して加工をする。加工をした製品が、其の儘輸出されさへすれば、尠くとも加工賃金だけは残つて、差引きを



れだけ輸出が輸入に超過して工業が成り立つのであるが、其の加工製品が加工賃金としての差益以上に、國內に於て消費されるから、結局に於て輸入が輸出に超過するのである。此の點を凝視すれば、消費の節約は、經濟國難打開の第一歩であるに相違ないと思はるのである。

## (二) 直面論と原則論

消費節約の企てに對し、眞つ向から反對する論者がある。論者を色別すれば、社會主義的生活向上論者と、科學萬能論者とである。其他の我田引水論者は、埒外に措くこととする。此の兩論者を向うに廻はして、消費節約萬能論者押し立て、居るのが、現在の状態である。消費節約論者は、餘りに直面論に焦燥し、反對論者は、餘りに原則論に拘束されて居る。其の何れもが囚はれて、河清百年的水掛論を交換して居るのは、遺憾至極である。

消費節約論者は、其の論旨を強調せんがために、金の輸出を解禁すれば、必然的に正貨の流出を促進する、正貨の流出を促進すれば、通貨の收縮を餘儀なくされて、財界を極度に刺戟する。其の直面策としても、消費の節約を高調して、國內物價の低落を招來せしめね

ばならず、それと同時に、奢侈的貨物の輸入を抑制することが急務であると主張し、これがために、今後尙多少の不景氣は襲來しても、伸びんが爲めの縮みであるから忍ばねばならぬと説いて居る。

抑も金の輸出を解禁すれば、必然的に正貨の流出を促して不景氣を招來するといふ必然論の根據は何處に在るの乎。金の輸出を禁止して置けば、正貨の流出を防止し得ると考ふるの乎。然らば最近十數年間は、正貨が流出しなかつた乎。流出の文字に異存があるなら、減少の文字に代へても宜い。論より證據、我國保有の正貨は、最近數年間に、殆ど減少し盡して今は残り少なくなつたではない乎。いま時になつて、金輸出解禁と正貨の保有を結び着くべく、日は餘りに暮れ過ぎては居らない乎。問題の重點は、正貨の流出でも減少でもなく、外債生活の復舊を怖るゝのであらう。怖るべくまた憂ふべきは實に此の點である。然らば明快にまた的確に此處に釘を打つべきであり、其の釘としての役目を爲すべく消費の節約なら、それは確に強い意義が在る、併しながら、消費節約そのものが、何故に他日の伸張力と爲るのである乎。予をして無遠慮に云はしむるなら、消費節約



といふことは、破綻の防止策にはなり得るとも、産業振興劑にはなり得ないのである。従つて、原料を外國から仰がねばならぬ我國情から云へば、消費の節約といふことは、先づ第一に無駄を省けといふことと、工賃以上に製品を食ひ潰してはならぬといふ國民道徳訓ではあるまい乎。此の經濟的國民道徳訓が、經濟國難の直面論として役立つのであつて、他日の經濟發展策とは切り放して考へらるべき別箇の問題であると信するのである。即ち直面論は直面策として其の分野を守り、産業界を改善したり改革したりして、内には、分配を滑らかにして消費を豊かにし、外に向つては、海外の商品と其の優劣を争ふように進展せしむべく努力するのが、産業政策家の分野であつて、決して之を混同してはならぬと信するのである。

(濱口君の記入) 消費ノ節約ハ金解禁ノ準備行爲ニシテ、同時ニ金解禁後ニ於ケル貨幣制度維持ノ爲メニスル善後策デアル。而シテ金ノ解禁ニ依テ始メテ財界ノ安定ガ得ラレ、財界ノ安定ニ依テ、始メテ經濟産業ノ堅實ナ振興ガ期シ得ラル、ノデアル。故ニ財政ノ緊縮消費ノ節約ハ、經濟ノ振興ト兩立シ得ルノミナラズ、實ニ經濟振興ニ必要缺クベカラザル絶對的條件デアルト信ズル。「伸ビンガ爲メノ縮ミ」トハ此理由ニ本ヅク

モノデアルト思ヒマス。

### (三) 國難的經濟策としての節約論

金の輸出を禁止するといふことは、世界大戦争に直面したる非常手段である。即ち語を強めて云へば、國際貿易の制限乃至禁止である。故に戦争の終熄と同時に解かねばならぬ筈である。元來、國際貿易を自由に放任して、金の輸出のみを禁止するのは、商取引はするが代金は支拂はぬといふに異ならぬ。左様な強情の聽さるべき筈がない。事實支拂つて居るのである。支拂はぬといふ形式——支拂はぬ形式といふ語に異存があれば、極めて面倒な支拂の方式——を探りつゝ、事實は、これを支拂つて居るといふことが、國際信用上に、幾許の損失であるかを考へねばならぬ。爲替の下落が雄辯に之を説明し盡して居るのである。故に、金の輸出を解禁するといふことは、戦争に直面したる非常手段を取り止めると言ふの一語で盡きるのである。他の歐洲諸國が、金の輸出の解禁に苦心したのは、戦争の渦中に直接投じたるが爲めに、支拂ふべき懸買が非常に嵩まつたのと、復舊的物資の輸入激増を怖れたからである。然るに我國は、直接戦争の渦中に投ぜざりしが



爲めに、寧ろ立場は其の反對であつた。従つて金の輸出を禁止したことさへも、寧ろ神経過敏であつて、戦争の終熄と同時に、他國に先んじて解禁すべきであつたのである。若し強いて解禁遅延の理由があつたとすれば、それは大正十二年九月の大震災であつたのである。故に、金の輸出を解禁せんが爲めに、消費節約をして正貨の流出を防止せなければならぬといふのは、平仄の合はぬ話であつて、

(濱口君の記入)小生ハ之デ平仄ガ合ツテ居ルト思ヒマス。此邊少シク言葉ヲ緩和セラレテハ如何。

實は過去數年間の放漫政治に因つて、減少し盡したる正貨の現状に、聊か恐怖心を起したのであらう。率直に云へば、消費の節約を要望するのは、加工國民としての産業的道德律を樹立せんが爲めであらう。果して然らば、金輸出の解禁と、消費節約とは、切り放して考へらるべき問題であると信するのである。

(濱口君の記入)全然切り放シテ考ヘルコトハ如何カ。

従つてまた、消費の節約と産業の振興とは、全然別個の問題として研究さるべき重要問題であつて、産業國難の叫ばるゝ所以である。

#### (四) 國難的産業策としての消費論

科學としての生産の目的は、消費を滑らかにするに在る。消費の圓滑には生産が多量であらねばならぬ。生産を多量ならしむるための科學の進歩と、機械の發達とは、現代文化の樞軸である。故に科學の進歩したる國家には、機械萬能的組織が在る。従つて進歩したる科學と、發達したる機械とを有する國民には、消費圓滑論はあるが、消費節約論は無いのである。但し、大西洋岸の所有文明と、地中海沿岸の創造文明とが、太平洋上に於て、如何に接觸し、如何に融合せらるべきかは、興味ある今後の大問題であらう。――

(濱口君の記入)消費圓滑論ハ金解禁ニ依テ、財界ガ立テ直リタル後ノ問題デハアリマセンカ。即チ消費ノ節約論ノ次ニ、來ルベキ問題デハアリマセンカ。即チ消費節約ハ、消費圓滑ノ彼岸ニ達スル階梯デハアリマセンカ。即チ二者相握手シテ歩行ケルノデス。

果して然らば、原則的産業策としての消費圓滑論と、直面的經濟策としての消費節約論とは、河清百年の水掛論では無く、握手して互に其の分野に立つべきである。消費圓滑論者の立場から云へば、加工賃金の差益が、原本消費の損失を仕賄ふて尙餘剩あることを前



提とせなければならぬ。此の前提なくしての消費圓滑論は蝟配論であり、資本食ひ潰し論であつて、ともに産業經濟を論ずるの資格者とは認め難いのである。それと同時に、消費節約論は、穴居論であり、本末顛倒論であつて、

(濱口君の記入)少シ言葉ガ強過ギハシマセンカ。

學究的には成り立つても、政治的には迂路である。消費節約論者をして今少しく恬淡ならしめよ。彼等は、消費圓滑論者を敵視するけれども——少くとも直面策の妨害者視するけれども——敵でもなければ邪魔ものでも無いばかりか、最も愛すべき良友なのである。希くは予をして兩論者の立場と分野を語らしめよ。予は斷するであらう。消費節約論者は、斷乎として蝟配を防げ、敢然として原本の食ひ潰しを絶て。此の堡壘を死守することが、彼等の生命であり、彼等の使命である。消費圓滑論者は、奮然として産業組織の改革を企てよ。而してまた、驀然として能率の増進と多量生産の方策を謀れ。少くとも、先づ國內的産業をして國際的産業たらしむべく、組織の改善に着手せよ。此の進出なくんば、彼等の存在は全く無意義にして且つ有害である。更に方面的に分野を指示するなら、節約論者は直面省派に、圓滑論者は原則省派に、互に陣營を立て、全力を傾注すべき

である。此の兩派が互に使命と立場を自覺するとき、握手も可能であり、提携も有望である。此の握手なく、此の提携なくして、何でそれが伸びんが爲めの縮みであらう。何でそれが、産業策と名づけられよう。予をして無遠慮に評せしむるなら、最近の我財界は、節約論者の精神が誤解され易きと同時に、圓滑論者の堡壘が餘りに振はない傾きがある。斯くの如きは國家百年の爲めに、決して喜ぶべき現象ではない。

(濱口君の記入)本論ノ骨子、實ニ同感ナリ。

### 三、生命保險の國營を勸む

私が、首相濱口君に、國策遂行に關する意見を齎らして、その實行方法に就き、考慮を要望したことは、もちろん右の一事に止まらなかつた。中にも、昭和五年、濱口君が危禍に遭はれる(昭和五年十二月十四日)少し前、私が、多年抱懷せる、生命保險國營論を起草し、その實行を促したが、今にしておもへば、之が、同君に對する私の最後の獻策であつた。



當時濱口内閣は、金解禁後における世界的不況をうけ、歳入の漸減に苦しみ、新たな財源を得んが爲めに、非常なる苦心を重ねてゐた。私は、井上藏相から之に關する相談を受けて種々考慮の結果、すつかり具體案を立て、濱口首相に提議したのが此の問題であつた。もちろん、生命保険の國營は、ただ財源を得るといふ目的のためには、爲さるべきではない。その根本見地は、財政の基礎を鞏うし、且つ、之に依つて、我國民中の最大多數を占むる農民の生活改善、すなはち一年一年窮迫しつゝある農村救済の恒久的財源として、考へらるべきものである。政府當局が幸ひに、根本見地を此處に置くならば、その派生的効果として、政治的にも、經濟的にも、また國民思想の對策上にも、種々の收穫が稽へらるゝのである。何故ならば、現在地方の零碎なる資金は、郵便貯金や生命保険の料金となつて、都會に吸集せられ、資金の偏在傾向を將來して、購買力を減退缺乏せしめつゝあるが故に、——資金が偏在すれば、するほど、正比例式に購買力が減退する。購買力が減退すれば、する程、正比例式に生産が過剰する、此の經濟的社會的現象

を名づけて不景氣と稱するのである——、生命保険を國營にすることは、資金を地方に還元せしめ、購買力を涵養するとともに、生産力を調節する最善の方法たり得るからである。

私は、生命保険國營の方法として、まづ現在の會社經營に依る生命保険契約全部を、國家が買收し、(責任準備金等保険契約に伴隨するものを含む)そのうち、現金および毎年徴收する保険料金中、責任準備金(本書第四二七頁—第四二八頁参照)に屬する部分(毎年一億圓を下らず)を年々地方に融通することとし、現に會社が貸附又は有價證券等に投資せる部分は、時期を見て適宜に處理することとせば、他に影響を與ふる虞れはない。さうして、資金の還元的融通の方法としては、要所々々に倉庫を設け、米・麥・繭其他の特産品に對して、倉庫證券を發行し、時價の六割以内を低利にて融通すれば、農民は安んじて農業に従事し、政府もまた損失を招くことなくして、農民生活の救済目的を達するであらう。(その倉庫に對して地方官の嚴重なる監督を必要とするは、勿論だが、實際問題としては、各人各個を對象とせずして、團體的町村を對象



とすべく法制を立つるの必要があるとおもふ。

次に買収方法の問題であるが、いま(昭和五年三月現在)我國における生命保険株式會社四十社の保険契約高は、六十六億圓であるが、此の契約高に對し、百圓を四圓の割にて、國家が買収するとせば、二億六千四百萬圓の公債(利子一箇年五朱金一千三百二十萬圓)を發行すれば足り、また今日では、各會社が競争の結果、百圓の保険契約を取るのに六圓位の經費を要するが故に、若し百圓に對し、六圓の買収費を要するとしても、六十六億圓に對しては、三億九千六百萬圓の公債(利子一箇年五朱金一千九百八十萬圓)の公債を發行すればよい。公債の利子は、四十會社の一箇年の決算が、(昭和四年度)剩餘金二千三百拾一萬九千餘圓を計上してをるのであるから、此の剩餘金を以てすれば、優に之を支拂ふて餘りあることが解らう。

なほ右公債の元金、すなはち契約高の買収費二億六千四百萬圓は、現在四十會社が、一箇年の經營費約七千萬圓を要してをるのから推定し、之を國營に移せば、その經營費は半減しうると信ずるけれども、當分は三分の二を要するとして、残りの三分の一、すなはち二百三十萬圓以上は、残る勘定であるが爲め、これさへ償却に振り向ければ、十箇年間に償却す

ることが出来るのである。また、國營と同時に、四十會社が現在積立て、をるところの責任準備金拾一億四千六百五拾一萬五千餘圓、および支拂備金千九百六拾三萬餘圓等が、そのまゝ、政府に引き繼がれるのであるが故、右契約高の買収費その他會社に對する補償金等に、多額の公債を發行するとするも、實際においては、毫も國民の負擔に轉荷する心配はないのである。

私は、以上の具體案に、諸種の調査書類を附して、井上藏相に手交した。藏相は、非常に喜んだが、『なにぶん問題が大きいので、四五年の日子は要するであらうが、自分は、是非その基礎工作だけはして置きたい。』と、云つた。濱口首相は、井上君から、私の提案を受けて、たいへん満足せられてゐたといふことであつた。

#### 四、齋藤内閣の出現と政黨の動き

私が、生命保険國營案を、藏相井上君に手交して後ち、いくばくもなく、濱口首相の遭難によつて、内閣は、一大打撃を受けた。次いで昭和六年四月、若槻君はその



後継内閣を組織したが、組閣後僅に八箇月にして、犬養内閣にその後を譲らざるを得なかつた。従つて、私の心血を濺いだ該國營案も、遺憾ながら葬り去らるゝの餘儀なきに至つた。

犬養内閣は、第二次若槻内閣より以上に、短命であつた。首相が、謂ゆる血盟團と連繋を持つ青年將校の一團に襲はれて、不慮の最後を遂げた爲め、その内閣は、成立後僅に五箇月を以て、瓦解したのであるが、これらの顛末、および濱口第二次若槻、犬養三内閣の推移に就いては、その記憶なほ新たなるだけ、書くべきことは頗る多い。

殊に昭和五年一月十一日、濱口内閣において断行された金輸出解禁は、僅に二年を経ずして、昭和六年十二月十七日、犬養内閣の出現早々、ふたゝび禁止令の發布を見た。せつかく多年の營爲を以て、常道に復し得た我國の金本位制が、斯く一朝にして崩壊の運命に見舞はれた一事のみにて、その経緯を記るせば、私は、數十百頁を費しても、盡くし得ないとおもはれる。しかも本書は、大正二年

の山本内閣成立當時より説き起して、昭和五年、濱口内閣の施政當時に至るまで、篇を重ねること既に四、その繁簡精粗、一様ならざる断面觀的記述を以てして、なほ二十八章、一百十數節の多きにおよんでゐるので、私の回想も、一先づこの邊で、打ち切るべきだと考へる。

ただ最後に、逸し難いとおもふのは、外でもない。犬養内閣瓦解後より、齋藤内閣成立に至るまでの政黨の動きである。何故に、犬養内閣倒れて後ち、往年の原加藤または濱口内閣の場合の如く、後継内閣は、その政策を支持する政府與黨の手で、組織するをえなかつた乎。云ひ換ふれば、せつかく大正十三年の護憲三派内閣以來、確立された、政黨内閣制が、無慘にも、一たまりもなく打ち倒されて、何故に、超然内閣の出現を見た乎。——私は次に、いさゝかこの點に觸れて、この断面觀を結びたいとおもふ。



## 第八 餘 録 下

昭和七年五月十五日、犬養首相の命盡の後ち、八日目の二十二日に、後繼内閣組織の本命は、齋藤實子に降下した。此の年二月の總選舉によつて、一舉約三百三名の多數を獲得した政友會は、新たに鈴木(喜三郎)君を總裁に推戴(五月十七日)して、政權獲得の猛運動を起したが、何の效もなかつた。同時に、百四十四名に激減した民政黨は、時局收拾の任に堪へずと見做された。

多年、政權の授受が、民政、政友二大政黨の間に、滑らかに行はれてゐたものが、卒然、齋藤子に本命降るの報を得て、黨人はおもはず色を作した。齋藤内閣――これを援くべき歟、援くべからざる歟。兩政黨の幹部諸氏も、さすがに分別に迷ふた。政友會の一部に、打倒齋藤内閣の叫びが涌き起つたのはもちろん、

民政黨内においても、謂ゆる憲政常道論から、反對の主張が、可なり力強く、幹部の意嚮に働きかけた。

## 一、齋藤内閣援くべしの主張

私は、若槻總裁の電報により、急遽東上して、協議の席に莅んだ。自分の意見は、この際、國家の爲め、斷じて政争に没頭すべからず、といふにあつた。すなはち誠意を以て、齋藤子を援け、一刻も早く、鞏固なる内閣を成立せしめて、國民の動搖不安を一掃せんことを念とした。何故なら、此の際、超然内閣は反對である。政黨に席を有せざる總理大臣を戴くことは御免蒙る。何處までも憲政常道論を振り翳して、戦はねばならぬ。と、さう謂つたところで、誰れが、その常道軍の采配を振る歟。また國民大衆が、喜んで常道軍の采配通り動くか、什麼か。政黨の何人もが、先づ自家の逆上をひきさげて、冷靜に、現在の世相を觀、且つ振りかへつて、政黨自體の既往の行狀を、檢せねばならぬ時だつたからだ。



往年、清浦内閣が出現したとき、政黨はいかに團結一致して、倒閣の鋒先を揃へた乎。また國民はいかに、箚食壺漿して、此の倒閣軍を迎へたこと乎。國民は、當時、憲政の運用は、政黨政治に依らざるば能はずと考へ、擧つて、滿幅の信頼を、政黨に懸けたのである。それ故にこそ、時の第一黨たる政友本黨が、全力を傾けて、清浦首相の牙營を死守したに拘らず、内閣は、僅々半歳の籠城をなし得たに過ぎなかつた。然るに、之に取つて代つた政黨者流は、以來七年、何を以て國民の信頼に酬ゐた乎。さうして、其の間に、どれほど國民の福祉を増進した乎。收賄事件、買収事件、種々の利權問題に絡まる醜怪事件は、連年枚擧に暇がないほどである上に、殊に、這回金輸再禁止直前、某大財閥が、猛烈なる「弗買ひ」を行ひ、我國貨幣制度を、危機に陥れて、驚くべき巨利を博せる策動の裏面にも、政黨の動きありと見らるゝに至つた。今回の政變は、實にこれらの事件が、根本原因となつて、勃發したものに外ならぬ以上、その政黨が、今日、打倒齋藤内閣を絶叫したところで、何處に、國民の共鳴を得る見込があらう。その結果は、憲政の爲めに、一層危険な

る、フアツシヨ政治の擡頭を促すに過ぎないではない乎。

私は、以上の意見を持して、黨内の謂ゆる常道論を解消する爲めに、尠からず骨を折つた。若槻總裁を始め、民政黨の最高幹部中には、幸ひに、私と同意見を持つ人々が多かつたので、黨議は、いくばくもなく、齋藤内閣擁立に纏まつた。政友會も結局、擁立に決した爲め、兩黨ともに、齋藤子爵の申出に應じて、閣僚を出すこととなつた。之により、齋藤内閣が滞りなく成立するを得たのは、大命降下の後ち四日、すなはち五月二十六日であつた。

## 一、官僚政治擡頭の可能性

齋藤内閣に對する私たちの態度は、可なり國民の同情を惹いた。が、一方に、おいては、政黨既往の行狀に照らして、自業自得だと嘲るものも尠くなかつた。その嘲りの聲のうちには、政黨の腐敗に對する國民の激しき憤怒があり、國家の前途をおもふ民衆の眞剣なる憂慮が溢れた。



往年、田中政友會總裁が、黨利黨略の爲め、約束を破つた時、破られた私よりも、破つた田中男の將來が、氣遣はれた。否、田中男や、私自身のそれよりも、政黨の將來が、氣遣はれた。そこで、私と若槻君とは、政黨の將來の爲めに、忍ぶべからざるを忍び、耐ふべからざるを耐へ、黨の多くの人たちを抑へて、政財界の混亂を擴大することなからしめた。しかし、その結果、政友會は、自殺を餘儀なくされ、民政黨は、傍杖を食つて、負傷せしめられた。今となつては、ただ、何處までも、政黨の更生に盡くし、國民の信頼の恢復を待つ以外に途はない。——當時の心境としては、これ以外に、云ふべき何もものもなかつた。

當年を回顧すれば、斯ういふことが考へられる。彼の震手整理案を、第五十二議會に提出した時、私は前段に述べたやうに、震手所持銀行や、振出人等に就いては、成るべく質問を控へらるゝよう懇請した。これが爲め、私は、反對黨より猛烈なる攻撃を受けた。政友會の闘將吉植君の如きは、三月十五日の衆議院において、私に對つて、次の如き激越なる言辭を放つた。

この手形は、如何なる手形である。金高はどうなつて居る。どの銀行にどうなつて居るか。といふ關係は、皆屬僚の手を経て、總理大臣の手に來て居る。この内容は、屬僚は皆知つて居る。大藏省の屬僚も知つて居れば、日本銀行以下の連中も知つて居る。その屬僚すらも守る祕密を衆議院議員が守れぬとおもふのであるか。(拍手)

堂々たる帝國の選良が、國家の爲め不利とおもふ時に、祕密を守るなど言つても、守るのである。貴方は、議員の一人として同様ではないか。屬僚すらその祕密を守れるとおもつて居る事柄を議員に出せば、祕密が守れぬといふが如きことは、到底承認することの出來ない事である。(速記録)

當時、世人の多くも、また、吉植君の攻撃に尠ならず共鳴し、私の態度を以て、國家の選良を輕侮するの甚しきものと責めた。しかも、若槻内閣倒れて後、田中内閣が成立早々、七億圓の日銀損失補償案を第五十三臨時議會に提出した際、その關係の一人は、議會に對し、休業銀行、臺灣銀行等に關しては、成るべく質問せざらんことを切望した。すなはち、曩日、私に對して、風呂敷包のまゝ、議會を通過



せしむべきでない、と責めた人達も、一朝、地をかうれば、謂ゆる帝國の選良に、風呂敷包を解かしめざらんとする人達であつたのだ。

これは抑も、何故である乎。吉植君の速記録に従へば、取りもなほさず、これは、『屬僚すらも守る秘密を、衆議院議員が——すなはち政黨政治家が——守れぬとおもふのである』からではない乎。且つまた、『堂々たる帝國の選良が、國家の爲め不利とおもふ時に、秘密を守るなど云つても守る』べき筈であるに拘らず、實際は、それが覺束ないといふ心配が、往々にして有り得る證據ではない乎。

私は斷言する。斯ういふ心配がなくならぬ以上は、政黨政治家は、一度び失つた信用を、永久的に取り戻すわけにはゆかぬ。『屬僚すらも守る秘密を』、守りえない政治家に對し、什麼して、國民の信用が、屬僚以上に有り得よう乎。そこに、犬養内閣の後に、齋藤内閣が起つた根本理由がある。またそこに、政黨内閣に代つて、官僚内閣擡頭の可能性があるのである。

### 三、有馬に病を養うて

私は、これより先き、濱口内閣の昭和五年四月に、貴族院議員に勅選せられ、次いで若槻内閣の昭和六年六月には、臨時行政財政審議會委員に擧げられた。さうして、現に齋藤内閣においては、交通審議會委員として、専ら、日滿の連繫を中心に、國策樹立の爲めに、老鴛に鞭うつてゐたのだが、本年五月、妻の逝去して以來、とかく健康が勝れない爲め、七月より一切の仕事を抛ち、有馬の別荘に引籠つた。

妻の發病は、今年（昭和八年）第六十四議會の閉會直後、三月二十八日の晩に發熱して、臥床したそれ以來のことである。當時私たち夫妻は、東京市牛込區南町の別業に滯留してゐたが、私は痲疾の鼻の病に、手當をうけたいとおもふたのと、妻の發熱は感冒に罹つたくらゐることだとおもつたので、家人に手當を託して、一足先きに桃山の宅に歸つてゐたが、四月二日病氣の経過が不良であるとの報をうけて、驚いて東上した。感冒から肺炎を續發



し、さらに耳下腺炎を惹き起したので、私は日夜病床に付き切つて、手當を盡くした。主治醫は久野博士に星野醫師であつたが、特に稲田博士にも依頼して内科の方の診療を請ひ、また耳下腺炎の方は、青山博士の施術を請うた。しかし、不幸病勢は、募る一方で、心臓の衰弱が甚しく、遂に四月十三日午後八時四十五分に永眠したのである。享年六十九歳であつた。

妻は、名を祝子と云うた。私に嫁したのは、明治十二年の秋。私は二十一歳、妻は十五歳であつた。それより後ちの妻の生涯は、まったく私への内助の爲めに捧けつくされた。それが、今日に至るまでの私の働きに、どれだけ大きい力となつたことであらう。壯年時代の官界生活や、實業生活はもとより、還暦以後には、政治生活を専らとして、多忙を極めた私には、家庭の安息を事とする暇はなかつた。その多忙の中から、私は出来るだけ、永年内助の勞に報りたいと、心がけてはきたのだが、晩年の和樂を、まだ十分に味はしめず、先きだてたことが、うたゝ傷心に堪へない。

故野田(大塊)君は、初めて遞信大臣となつた時、親任式から歸つて、まづ亡妻の

位牌の前に、手をついて、禮を述べたと聞くが、同君の心持ちは私には、よく解るのである。それに比べて、私達夫妻は、どうにか老齡に至るまで、ふたりが現世の行路を共にすることが出来た。この一事を以て、せめてもの心遣りとせねばならぬであらう。吁。

#### 四、總ては年齡の若きうち

夏の日、靜かなる山莊に、病を養ひつゝ、私はおもふ。

人間は、什麼しても老いてはいけない。若くなければいけない。國民も、國家も、社會も、有らゆるものは、總て、若々しき生命に充ち切つてゐなければ駄目だ、とおもふ。

殊に、政治は生き物である。いかなる内閣でも、おのづからなる生命があり、年齡がある。故に、主なる政策は、その年齡の若い時に、力と勢とで押し進まねばならぬ。私の震手整理の如きも、若し、加藤内閣成立の當初であつたなら、すらら



とわけもなく通つたであらう。それが末期の若槻内閣であつた爲め、力と勢とが抜けてゐたのだ。いま考へてみても、樞密院の愚論で倒されたのは、問題それ自身のためばかりではない。まつたく、内閣の齡の加減であつた。——政治家たるものゝ、心せねばならぬこととおもふ。

私が初めて衆議院に議席を占めたのは、明治二十五年の松方内閣の總選舉に、郷里高知縣(第二區幡多高岡・吾川三郡)から打つて出た時であつた。私は、土佐勤王黨の流を汲む國民派の代表として、八百五十四票で最高點。私とおなじ國民派の安岡雄吉君といふのが、八百四十四票で當選したが、片岡健吉君は、七百七十九票。林有造君は、七百七十三票で、自由黨の巨頭は、兩人ともに落選した。品川内相の采配によつて行はれた此の我國最初の臨時總選舉は、激烈無比の競争によつて、各地方到るところ流血の慘を見たほどだが、なかにも、高知縣は、全國隨一といはれ、十名の死者、百有餘人の負傷者を出した。何しろ私は、當年三十有四歳の若さで、さうした戦場のやうな殺伐な騒ぎも、物の數ともしなかつた。

此の選舉後の第三帝國議會における私の處女演説は、反政府黨から提出した選舉干渉に關する緊急決議案の反對演説であつた。その演説は、卷末(附録第八頁—第二六頁)に收めて置いたが、可なり長演説であるので、日程の都合で、二日間に亙つた。論旨は、高知縣の選舉に幾多の死傷者を出したのは、敢て政府の干渉に起因するものではない。その由つて來たるところは、自由對國民兩派の關係。更らに遡つて、維新當時の勤王佐幕兩派の對立から始まつてゐることを、土佐の歴史に徴して述べ、決議案の非なる點を撃つたもので、私が此の二日續きの長演説を終つて、議場外に出ると、田中青山伯が遣つてきて、『實に名演説だ。國務大臣は、全部列席して傾聽してゐたよ』と、褒められた。兄(直輝)もわざわざ傍聽にきてゐたと見え、『議會の散會後に、いつしよに飯でも食はう。烏森の濱の家待つてゐるから來い』と、云つた。

緊急決議案が否決されて、私が衆議院を出たのは、かれこれ夕方であつたとおもふ。濱の家に着いて兄とともに、且つ飲み、且つ談じ、頻りに氣焰をあげてゐる



と、そこへ、縞の羽織に着流しの瀟洒たる一紳士が、ふらりと現はれて、私を見るなり、『やお選舉干渉の卵が来てをる喃』と軽く笑つた。

私は、それを聞き通さなかつた。なにツと云ひさま立ち上つて、矢庭にその紳士の胸ぐらをとつた。庭前の池の中へ叩き込まうとおもつたのだ。和やかな酒盛りの座に、たちまちどたんばたんの騒ぎが持ちあがつたので、兄が驚いて、なかに割り込むやら、紳士といつしよに此家へ来てゐた岩下清周君や、原田二郎君やが、私を取りおさへようとするやら。その場は、それで、什麼にか収まつた。

すると、その翌日か、兩三日も経つてからだつたか。くだんの紳士から懇ろな一通の手紙が来た。手紙の主は、誰れあらう。當時貴族院の新人として世に鳴つた西園寺公望公爵(當時は侯)であつたのだ。公と私の兄とは、ともに往年、佛蘭西滞留のころから、可なり親しかつたので、公は、あの時、濱の家ををられて、兄の話聲を聞き、氣輕に遣つて来て、冗談を云はれたのが、つひ飛んでもない騒ぎになつたのである。ところが、またそれを、何處で聞いたか。東京日日新聞が、素つ破

抜いて、弘法公望も、筆の誤りなどと書き立てた。私はたいへん恐縮した。

それから四十餘年の歲月は流れた。

昨年(昭和七年)の秋、私は京都の別業清風莊に、老公をお訪ねした。その時、お話上手の老公は、私に現下の財政・經濟の諸問題に就いて、君の意見を聴きたいと云はれた。私は別段さうした専門の學問をしたわけでありませぬから、閣下の御参考に相成るやうな意見は、持ちあはせてゐませぬと辭退したところ。いや、君の實驗的の意見が結構なのだ、と公が巧く調子を合されるため、到頭二時間ばかりもお邪魔してしまつた。

やがてお暇するとき、老公はわざわざ玄關まで見送りに起つてこられた。お別れを告げて桃山へ歸る途々も、老公の云ひしれぬ清和な風容が惚ばれてな  
らなかつた。と、端なくも、四むかし前の失策が、胸に浮んで、私は一層恐縮したのである。